

令和3年第6回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
令和3年9月7日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	9
議会運営委員長報告について	11
会議録署名議員の指名について	13
議案の上程について	13
市長の提案理由の説明	13
報告について	21
請願について	22
令和3年9月9日	
出席及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により出席した者	24
本議会に出席した事務局職員	24
議事日程	24
議案質疑について（議案第44号～議案第50号）	25
（議案第51号～議案第52号）	27
（議案第53号～議案第56号）	30
（議案第57号～議案第58号）	31
（議案第59号）	34
令和3年9月13日	
出席及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により出席した者	38
本議会に出席した事務局職員	38
議事日程	38

一般質問について	40
白谷 義隆 議員	40
佐々木創主 議員	51
橋本 憲之 議員	62
三小田一美 議員	73
今村 智子 議員	84

令和3年9月14日

出席及び欠席議員	97
地方自治法第121条の規定により出席した者	98
本議会に出席した事務局職員	98
議事日程	98
一般質問について	99
緒方 寿光 議員	100
新谷信次郎 議員	114
立花 純 議員	126
矢ヶ部広巳 議員	141

令和3年9月29日

出席及び欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により出席した者	154
本議会に出席した事務局職員	154
議事日程	154
議会運営委員長報告について	155
各委員長報告について	156
総務常任委員長報告について	156
建設経済常任委員長報告について	158
教育民生常任委員長報告について	159
決算審査特別委員長報告について	161
議案の上程について	167
市長の提案理由の説明	168
議員提出議案の提案理由の説明	168

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 7 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 8 日	水	考 案 日	
9 月 9 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 10 日	金	考 案 日	
9 月 11 日	土	休 会	
9 月 12 日	日	休 会	
9 月 13 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 14 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 15 日	水	休 会	
9 月 16 日	木	委 員 会	
9 月 17 日	金	委 員 会	
9 月 18 日	土	休 会	
9 月 19 日	日	休 会	
9 月 20 日	月	休 会	
9 月 21 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 22 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 23 日	木	休 会	
9 月 24 日	金	休 会	
9 月 25 日	土	休 会	
9 月 26 日	日	休 会	
9 月 27 日	月	事務整理日	
9 月 28 日	火	事務整理日	
9 月 29 日	水	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 4 号	令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 4 5 号	令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 4 6 号	令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 4 7 号	令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 4 8 号	令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 4 9 号	令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 5 0 号	令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について	3.9.29	認 定
議 案 第 5 1 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	3.9.29	原案可決
議 案 第 5 2 号	令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3.9.29	原案可決
議 案 第 5 3 号	柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	3.9.29	原案可決
議 案 第 5 4 号	柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3.9.29	原案可決
議 案 第 5 5 号	柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について	3.9.29	原案可決

議案 第56号	柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について	3.9.29	原案可決
議案 第57号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	3.9.29	原案可決
議案 第58号	柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について	3.9.29	原案可決
議案 第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	3.9.9	同意
議案 第60号	和解及び損害賠償額の決定について	3.9.29	原案可決
議案 第61号	柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3.9.29	原案可決
議案 第62号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	3.9.29	原案可決
議案 第63号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について	3.9.29	原案可決

報 告

報告 第18号	令和2年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	3.9.7	報告
------------	--	-------	----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第10号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について	3.9.29	採 択
請願 第11号	大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願	3.9.29	採 択

柳川市議会第6回定例会会議録

令和3年9月7日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
12番	荒木憲	13番	高田千壽輝
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

2.欠席議員

11番	河村好浩	14番	諸藤哲男
-----	------	-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
田					
啓					
介					
市	民	部	長	椛	島
謙					
治					
保	健	福	祉	部	長
島					
添					
守					
男					
建	設	部	長	松	永
泰					
治					
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松					
藤					
満					
也					
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋					
洋					
消	防	部	長	松	藤
敏					
彦					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	徳	永	喜	美	香			
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
庶	務	係	長	森		康		貴	

5 . 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について (令和 3 年 4 月分、5 月分、6 月分)

(2) 市長の行政報告について

日程 (1) 議会運営委員長報告について

日程 (2) 会議録署名議員の指名について

日程 (3) 議案の上程について

議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(4) 報告について

- 報告第18号 令和2年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程(5) 請願について

- 請願第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 請願第11号 大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、

御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、6月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、8月11日から降り続きました大雨の影響で、福岡県、佐賀県、長崎県を中心に河川の氾濫や浸水害、土砂災害によって多数の家屋の倒壊、流失など甚大な被害が発生し、多くの方がお亡くなりになっていらっしゃいます。御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市でも8月11日午前7時の降り始めから18日24時までの降水量が870ミリを記録し、約1週間で平年8月の1か月間の降水量の4倍を超えました。道路の通行止めが34か所、民家の床上浸水7件、農業被害については、農地の冠水が数日続いたことで大豆の被害が甚大で、収穫皆無の圃場が多く見られ、そのほか、水稻、オクラやアスパラガスなど4億円以上の作物被害が発生しております。また、道路のり面崩壊のほか、中島漁港では舗装が剥がれ、有明海には大量の流木やごみが流出し、農業被害も含めて6億円以上の被害が発生しております。

このような甚大な被害が発生したことから、8月19日には衆議院議員の藤丸敏代議士が被害調査に本市を訪問され、柳川市議会の藤丸議長同席の下、被害報告をさせていただきました。あわせて、藤丸議長と共に豪雨時における浸水被害軽減のための排水施設の能力向上についての要望書を提出させていただきました。

今回の大雨の中でも、排水機場の管理人の皆さんには昼夜を問わず運転操作に御尽力をいただきました。また、多くの樋管管理人の皆さんに先行排水に御協力いただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

関係部署の職員も5日間にわたり泊まり込み、市民の皆さんと連携をして対応してまいりました。その結果、これだけの雨量を記録したにもかかわらず、農作物の大豆などの被害はございましたが、人的な被害はあっておりません。これも日頃の市民の皆様の方の防災意識の高さと御協力のたまものです。

今後も市民の皆様と安全で安心できる生活を守るとともに、被害の発生を最小限に抑えるため、各排水施設の能力向上に向け、国、県に対して要望活動を積極的に行ってまいります。

一方で、久留米市では約3,000件を超える床上・床下浸水といった甚大な被害が発生したことから、8月23日から本市職員を派遣し、家屋調査等の支援を行ってまいりました。今後も近隣被災地の復旧・復興には、平成24年の九州北部豪雨の際に本市に御支援いただいた恩返しのできる気持ちで迅速に対応してまいりたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

福岡県では、8月に入り、感染力の強いデルタ株により新型コロナウイルス新規陽性者が急激に増え、8月16日の週の1週間で過去最高の7,195人が確認されています。このような感染状況等を踏まえ、福岡県にも8月20日から緊急事態宣言が発令されました。本市においても8月には連日陽性者が確認され、8月の1か月間で160人に上っております。最初の確認から数えますと9月5日現在で延べ528人となっております。

感染防止の切り札である新型コロナワクチンの接種については、柳川山門医師会の御協力により着実に進んでいます。65歳以上の高齢者への接種率は90%を超え、新規陽性者には高齢者はほとんどおられないことから、ワクチンの効果が現れています。一方で、ワクチン接種の進んでいない10代、20代の若い世代の感染割合が増加していることから、医師会のさらなる御協力により、9月1日からは12歳以上全ての市民の皆さんの予約を開始したところでございます。

なお、8月19日に緊急メッセージを市のホームページに掲載し、引き続きマスクの着用、手洗い、3密の回避を守っていただくことを市民の皆様と呼びかけ、感染拡大防止の行動への御協力をお願いいたしました。

次に、広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

8月5日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会総会が開催され、併せて地元選出の国会議員、国土交通省九州地方整備局に対し、令和4年度道路予算の確保やアクセス道路の整備促進など、12項目の要望を行いました。

8月6日には、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底させた上で、福岡市内で福岡県道路協会総会を開催いたしました。開催に当たり、全国道路利用者会議会長の古賀誠先生をはじめ、福岡県議会の秋田議長、福岡県の生嶋副知事に御出席いただきました。総会では、バスやトラック、タクシーなどの道路利用団体も会員に加え、幅広い意見を集約させていただき、道路政策を進めていくための道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。

このほか、福岡県介護保険広域連合運営協議会、県南水道企業団運営協議会などの会議に出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月9日に九州農政局長に対して、令和4年度予算の確保や関連施策の充実について政策提案をまいりました。

それ以外の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止、もしくは延期となっている状況でございます。

以上、行政報告といたします。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了いたし、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和３年第６回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る９月３日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日、９月７日から９月２９日までの２３日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、８日は考案日、９日を議案質疑、１０日は考案日、１１日、１２日は休日で休会、１３日、１４日、１５日を一般質問、１６日、１７日を委員会、１８日、１９日、２０日は休日で休会、２１日、２２日を決算審査特別委員会、２３日は休日で休会、２４日を決算審査特別委員会、２５日、２６日は休日で休会、２７日、２８日は事務整理日、２９日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議案の上程についてで、議案第４４号から議案第５９号までの１６議案の一括上程であります。

日程４が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程５が請願についてであります。

本定例会に請願２件が提出されております。請願第１０号は教育民生常任委員会に審査を付託、請願第１１号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、２日目の日程について申し上げます。

日程１が議案質疑についてであります。

初めに、議案第４４号から議案第５０号までの７議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第４４号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第４５号から議案第４７号までの３議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第４８号は総務常任委員会に審査を付託、議案第４９号及び議案第５０号の２議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第５１号及び議案第５２号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第５１号は総務常任委員会に審査を付託、議案第５２号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第５３号から議案第５６号までの４議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第５３号から議案第５５号までの３議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第５６号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第57号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第58号は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第59号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番新谷信次郎議員及び16番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第44号から議案第59号までの16議案を一括上程いたします。

初めに、議案第44号から議案第50号までの7議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、今回御提案いたします16議案のうち、議案第44号から議案第50号までの7議案について御説明申し上げます。

議案第44号から議案第48号までの令和2年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、同委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する非常事態が続いた1年間でありました。そのような中でも、国の交付金を活用し、感染防止対策を講じつつ、経済支援策、消費喚起策を行うといった例年にない事業を展開してまいりました。また、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などの国が一律で行う事業につきましては、業務の縦割りを

排除した事業実施本部を立ち上げ、速やかな給付金支給に努めました。

そのほか、通常予算に関しましては、普通交付税の合併算定替えによる優遇措置が令和元年度で終了し、令和2年度は一般財源が減少しました。そこで、事務事業の見直し、経費の節減合理化など、限られた財源をできるだけ有効に活用し、また、有利な財源を活用しながら様々な課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算の内容について、歳入から令和元年度と比較しながら御説明申し上げます。

市税については、コロナ禍による法人市民税減額があったものの、営業所得、給与所得の増加による個人市民税の増額、新築家屋課税による固定資産税の増額などがそれを上回り、38,908千円、0.6%の増額となりました。

次に、地方交付税については、103,421千円、1.2%の減額となりました。これは普通交付税については、合併算定替え加算額が令和元年度までで終了したこと等によるものです。

次に、寄付金については、お礼の品を増やし、寄付金受付サイトを増やすなどの工夫を重ねたことで、ふるさと寄付金が4倍以上となる大幅な伸びを見せ、344,938千円、286.6%の増額となりました。

次に、繰入金については、新ごみ焼却施設整備のための基金を繰り入れたこと等により264,455千円、37.2%の増額となりました。

次に、市債については、2,249,046千円、56.7%の大幅な増額となりました。これは市民文化会館整備事業、みやま市と共同で実施する新ごみ焼却施設整備事業といった大規模施設整備事業の財源として借入れを行ったことによるものです。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、昨年度に引き続き若い世代の住宅取得の際の経済的負担を軽減するために、U-45マイホーム取得支援事業を実施しました。

次に、民生関係では、子育て支援施策として、学童保育所の支援員を安定的に確保するため、支援員の処遇改善を行いました。また、保育所等における保育士の勤務環境改善のため、保育士の資格を持たない保育補助者を雇い上げる経費の一部補助を実施しました。そのほか、つどいの広場事業を実施している柳城児童館の老朽化に伴い、新たな地域子育て支援拠点施設の整備に向け、設計を実施しました。

環境面においては、電動生ごみ処理機やコンポストなどの補助率と補助金を上げることで各家庭から出される可燃ごみの減量化を図りました。また、新ごみ焼却施設の4か年にわたる建設事業において、令和2年度分の事業負担金を支出したところであります。

令和2年4月から供用開始した新火葬施設「有峰苑みやま柳川」については、外構工事等の負担金を支出しております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の基幹産業である米、麦、大豆の生産者への機械導入等の支援を実施し、そのほか、イチゴ、ナス、アスパラガスといった園芸農業への先進技術の導入や省力機械等の整備、畜産農業者への支援など、生産額の増大と持続的な発展を図るため様々な助成を行いました。

次に、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、交付税措置率の高い有利な地方債を活用しながら、農業用排水路の整備を行いました。また、この地方債を活用し、令和2年度までの2年間で外平排水機場の設備の更新を行っております。

水産業関係では、漁協等が県補助金を活用して実施する共同利用施設等の整備に対して補助を行いました。

観光関係では、国の地方創生拠点整備交付金を活用した柳川観光第2のエンジン創出事業と一体的な改修工事を行い、むつごろうランドを令和2年度にグランドオープンしました。コロナ禍の影響がありましたが、農作物収穫、くもで網、キャンプ等、有明海と干拓地を活用した滞在力の強化や地域活性化を目指した事業を展開しました。

次に、商工関係では、新規起業・創業支援事業として、起業・創業セミナー、起業支援アドバイザー、新規創業支援事業補助金などにより、起業に必要な知識の支援、経済的支援を行うことで地域経済の活性化、商店街のにぎわい創出に取り組みました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、橋りょう長寿命化事業、街路事業などに取り組みました。また、交付税措置率の高い有利な地方債を活用し、主要幹線道路の舗装補修工事を実施しました。

災害対策関係では、市内全域への速やかな情報伝達体制を充実させるため、令和元年度からの2年間で防災行政無線拡声器を17基増設し、合計54基としております。

次に、教育関係では、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備や校内LAN及び充電用キャビネット、情報通信ネットワークを整備し、校内のICT化を進めました。また、教育環境改善のため、小・中学校の営繕工事を行ったほか、蒲池中学校校舎大規模改造工事の設計を実施しました。

生涯学習関係では、文化財案内板に経年劣化による破損等があるため、老朽化した案内板の修理及び未設置箇所への新設を行いました。そのほか、各コミュニティ施設を拠点として、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や地域住民の交流による地域の活性化に取り組んだところです。

柳川市民文化会館「水都やながわ」の整備につきましては、緊急事態宣言に伴い、一時工事中止となるなど、工事の遅れが懸念されましたが、市民の皆様、関係者の皆様の協力により、当初の予定どおり令和2年12月20日に開館することができました。

このように、令和2年度の取組の特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基

金の運用状況説明書に記載しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額43,397,292千円、歳出総額42,423,814千円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は973,478千円となりました。この形式収支額から令和3年度への繰越財源210,360千円を差し引いた実質収支額は763,118千円となりました。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の緊急対策事業、国が一律で行う給付金事業などにより、歳入歳出ともに令和元年度と比較して110億円以上の増額となっております。この増額の大半を占めるコロナ関連事業については臨時的なもので、かつ国、県の補助金を活用しているため財政指標には影響を与えておりません。

次に、令和2年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は0.7ポイント改善し、94.3%となりました。

次に、市債の年度末残高については35,648,867千円となり、3,233,144千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については12,759,277千円となり、78,224千円減少しました。

市税収入、地方消費税交付金の増加等により令和2年度の経常収支比率は改善しましたが、社会保障経費の増加、大型事業財源の地方債借入れに対する償還金増加等、今後を見通すと収支の悪化が想定されます。このため、今後の財政運営に当たっては費用対効果を常に心がけ、市が抱える課題を解決するための施策を展開する一方で、さらなる経常経費の節減、事業の統廃合など、第4次柳川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を着実に実行することで、住民サービスの向上及び行財政基盤の強化の両立を図るものであります。

次に、議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,954,525,671円に対し、歳出総額8,827,845,586円で、歳入歳出差引額126,680,085円となりました。

なお、前年度からの繰越金を差し引いた実質単年度収支は27,026,132円となりました。

次に、議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,075,669,859円に対し、歳出総額1,072,190,339円で、歳入歳出差引額は3,479,520円となりました。

次に、議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策

事業特別措置法として制度化され、平成8年度をもってこの貸付制度を終了しております。現在はその貸付金の徴収及び起債の償還業務を行っているところです。

令和2年度決算は、歳入総額11,788,468円に対し、歳出総額609,024円となっております。

次に、議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和2年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次の議案第49号及び議案第50号の2議案は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,423,157,268円に対し、事業費用総額1,308,760,017円で、差引き114,397,251円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は82,740,106円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額334,559,993円に対し、支出総額610,870,948円で、収入額が支出額に対し、276,310,955円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を合わせた435,660,555円を令和3年度へ繰り越しております。

次に、議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額878,537,579円に対し、事業費用総額815,650,958円で、差引き62,886,621円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は54,223,839円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額294,199千円に対し、支出総額620,978,526円で、収入額が支出額に対し、326,779,526円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、当年度純利益54,223,839円を令和3年度へ繰り越しました。

以上、御説明を申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第51号から議案第59号までの9議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第51号、議案第52号の補正予算案 2 議案、議案第53号から議案第56号までの条例案 4 議案、議案第57号、議案第58号のその他 2 議案及び議案第59号の人事案件 1 議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回御提案しております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143,713千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35,762,067千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2 款．総務費は388,074千円を増額補正しております。

内容としましては、決算剰余金の基金積立金、大和庁舎の空調施設改修工事費などを計上しております。

3 款．民生費は31,068千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍により収入減少した方への対策として、国民健康保険税減免についての国保会計への繰出金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などを計上しております。

4 款．衛生費は87,494千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍による妊婦の負担を軽減するため、昨年度に引き続き妊婦へのがんばる応援金事業費を計上したほか、新型コロナウイルスワクチン接種推進のため、ワクチン接種医療機関で必要となる時間外・休日接種に係る経費、職域接種実施体制補助金などを計上しております。

そのほか、ごみ資源化の推進及び最終処分場延命化のための瓶類の分別細分化に係る経費、資源物一時貯留施設としてのリサイクルセンター整備事業費などを計上しております。

6 款．農林水産業費は222,770千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入助成に係る経費、水路のしゅんせつ、補修、護岸工事等の水路整備事業費、排水機場の修繕経費などを計上しております。

7 款．商工費では26,468千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復につなげるため、がんばる商店街活動支援事業費補助金、がんばる商店街やなほ活用事業費などを計上しております。

8 款．土木費では131,000千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽化により路面状況が悪化した市道を維持補修するための経費、通学路の安全確保や豪雨時の冠水防止及び車両通行確保のための新設改良に係る経費などを計

上いたしております。

10款．教育費では19,828千円を増額補正しております。

内容としましては、G I G Aスクール構想の実現に向けて、I C T技術の専門家であるスクールサポーターの配置、インターネット接続環境改善のためのネットワーク工事費などを計上しております。

11款．災害復旧費では237,011千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、8月11日から15日にかけての豪雨により被害を受けました農業用施設である水路の災害復旧及び公共土木施設である道路の災害復旧のための経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

10款．地方交付税では168,862千円を増額補正しております。

14款．国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等236,938千円を増額補正しております。

15款．県支出金では、農業用施設災害復旧費等133,550千円を増額補正しております。

17款．寄付金では、地域子育て支援拠点施設の整備に対して受けた寄付金11,000千円を増額補正しております。

18款．繰入金では、臨時財政対策債への財源更正などにより281,378千円を減額補正しております。

19款．繰越金では377,839千円を増額補正しております。

20款．諸収入では4,804千円を増額補正しております。

21款．市債では、過疎地域持続的発展特別事業費などを計上したことにより492,098千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、柳川・大和学校給食共同調理場調理等業務委託料につきまして変更を行っております。

第3表 地方債補正では、過疎地域持続的発展特別事業費など11件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を行うために必要な額を調整するものであります。

歳出においては、7款．諸支出金を300千円増額しております。

歳入においては、1款．国民健康保険税を24,700千円減額し、4款．県支出金を10,000千円、6款．繰入金を15,000千円増額いたしております。

このように、歳入歳出それぞれ300千円を増額し、補正後の予算額を8,765,155千円とするものです。

次に、議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、番号法の一部が改正されたため、必要な改正を行うものであります。

主な改正内容は、番号法の第19条第1項に新たに第4号が追加されたことによる引用条項のずれを解消するものです。

次に、議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、10月1日よりコミュニティバスの新ルートが運行開始されることに併せ、各路線で、よりコミュニティバスを利用しやすい環境を整備するため、現在、1千円で11枚つづりの回数券を12枚つづりに増加するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通利用者が減少する中、バス事業者が近隣自治体と協力して利用促進のための無料乗車会を計画しているため条例を改正するものです。

次に、議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、同条例において固定資産税の課税免除の対象となる固定資産については適用除外とするよう条例を整備するものであります。

次に、議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、私有道路の寄付採納に伴う1路線の新規認定、一部市道として通行上機能を果たしていない1路線の変更認定及び払下げに伴う認定廃止など2路線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明を申し上げます。

本案は、今年4月に施行された新しい過疎法で柳川市の一部である旧大和町が一部過疎地域として指定されたことに伴い、今後、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するため計画を策定するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特

別措置法第8条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本計画は、福岡県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、市の最上位計画であります第2次柳川市総合計画の後期基本計画を基に持続的発展を実現するものであり、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画となっております。本計画を策定することで、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を受けられることになり、過疎地域の持続的発展を支援するものとなります。

なお、策定に当たってはパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映し、策定いたしております。

次に、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員の小山ミツ子委員が令和3年12月31日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4．報告について。

報告第18号 令和2年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について市長の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第18号 令和2年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法第3条及び第22条の規定に基づき、議会に報告するものです。

まず、財政の健全化判断比率につきましては、令和2年度の決算を基に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものですが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準の範囲内であります。

次に、令和2年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものですが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準の範囲内であります。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（藤丸正勝君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は2件であります。

お諮りいたします。請願第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第11号 大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、本請願は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和3年9月9日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	椛島	謙治
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	松藤	満也
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦
企	画	池	末勇人
健康	づくり	田	島雅彦
生活	支援	梅	崎誠司
監	査	中	村秀樹

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について

- 議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について
議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長(藤丸正勝君)

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、御留意を願います。

議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号 令和2年度柳川

市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について及び議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議会選出監査委員である矢ヶ部広巳議員を除く20名を指名いたします。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました20名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思っております。

お諮りいたします。議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算

の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

議案第51号、一般会計補正予算（第5号）、21ページ、3款・民生費、3項・生活保護費、1目・生活保護総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援費11,340千円、これは全額国庫支出によりますけれども、それについて質問します。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、経済的困窮者の増大が心配されます。そのため、国が全国一律で実施する事業として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。申請期間は7月1日から11月30日までとなっています。申請期間半ば近くになっていますが、これまでの申請件数、支給決定者数について教えてください。

続けて、議案第52号、国民健康保険特別会計補正予算、2ページ、1款・国民健康保険税、減税見込み24,700千円、これはコロナ禍により収入が減収した被保険者の国民健康保険の減税に伴う減収分です。コロナ禍により収入が減収した被保険者の国民健康保険税の減免対象者の算定基準、対象人数及び2020年度の収入がゼロの場合の減免はどうかについて教えてください。

以上です。

生活支援課長（梅崎誠司君）

新谷議員の質疑にお答えします。

議員お尋ねの自立支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了した世帯などで一定の要件を満たす世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給し、生活に困窮される方々の自立を支援するためのものです。

支援対象世帯数は40世帯を見込んでいます。また、現在までの問合せ件数は28件で、支給決定者は10名です。

健康づくり課長（田島雅彦君）

それでは、私のほうからは国民健康保険税、減収見込額、対象者算定基準、対象人数について御説明申し上げます。

減収見込額につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、令和2年度と同じ内容で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯に係る国民健康保険税の減免を実施することにより、減収見込みを令和2年度実績額より算出しております。

対象者の算定基準ですが、減免の対象となる世帯としましては、まず、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯で、この場合は保険税を全額免除いたします。次に、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、この場合は保険税の全額、または一部を減額します。ただし、減額には3点の条件があります。1つ目は、事業収入や給与収入など収入の種類ごとにみた収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、2つ目は、前年の所得の合計額が10,000千円以下であること、3つ目は、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が4,000千円以下であることとなっております。

対象人数につきましては、令和3年度の減免申請は議会の承認を得てから受付となりますので、令和2年度の実績を参考に約150世帯と見込んでおります。

2020年分の収入がゼロの場合の減免はどうかについて御説明申し上げます。

対象者の算定基準の中で御説明したとおり、事業収入等が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることが条件であるため、収入がゼロであった人は対象外となります。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

どうもありがとうございました。

今お答えになったうちの国民健康保険税の減免について再度お聞きしますけれども、毎日新聞の8月12日に「所得0なのに国民健康保険税の減免なし コロナ長引き、特例措置に「穴」」という記事が載りました。減免対象者については今説明があったとおりですけれども、その中に、前年度の収入がゼロで今年度もゼロというような場合には前年より所得が下がったということにはならず、減免の特例対象とならないのではないかとということです。この点について確かめたいと思いますし、もしこういうケースが本市であった場合どう対処するのでしょうか。

以上の点についてお聞きします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

収入がゼロであるということは所得もないということでございますので、減免の対象にはなりませんけれども、国民健康保険税の所得割が課されないということでございますので、世帯によっては所得に応じた軽減も適用されるため、もともと課税額が少なく、減免が受けられないことの影響は少ないと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

分かりました。

ただ、コロナによる経済的な影響がこれだけ長期化する中で、国の国民健康保険税の減免制度についても長期化に対応できていないという部分が出てきているのではないかと思います。先ほど、いわゆる所得割がゼロになるので、その分の税は低くなるということですが、均等割等がありますから、その分の税は当てられるということになると思います。

ですから、コロナの影響による経済的な生活困窮者が今後も増大するというふうに考えられますので、市としてもそのような生活困窮者への支援、対策等をしっかりと取っていただきたいと思います。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について及び議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）

議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について質疑いたします。

この計画については大変熟慮されて策定されたと思いますけど、この計画書を見ると、過疎地認定される以前からの事業ばかりで、新規の事業が一つもない。これで本当に過疎地域の解決に至るのか、疑問でなりません。また、新たに見直し、新規事業を検討されるのか、お聞きします。

企画課長（池末勇人君）

お答えをいたします。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定しております。この計画を策定することで、国、県の財政上の支援措置を活用し、過疎地域が抱える課題を解決していこうというものでございます。そのため、計画に書かれている内容は幅広く、旧大和町に関連すると思われる事項は漏らすことなく全て記載し、新過疎法の優遇措置の対象とすることができるよう策定しております。

しかしながら、計画に載っております事業全てを重点的に行うということではなく、今後、旧大和町の過疎脱却に効果的だと思われる事業をピックアップして重点化、加速化したり、新規で取り組んだりしていく予定でございます。その際には、それぞれの事業につきまして議会にもお諮りしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

これは目的の一つに解決と書いてありますよね。あくまでも過疎地の解決を図るち。でも、同じ事業をされていて過疎地になったんでしょが、実際。それで、新規事業が一つもない、これで解決になると私は思いますけど、本当にこれでいいか、再度お答えください。

総務部長（平田敬介君）

新規の事業が一つもないんじゃないかというお尋ねでございますが、近隣市の活用例を申し上げてみますと、大牟田市では文化会館や延命球場の整備、動物園の整備、それから、道路、橋の整備、学校の統廃合の分の整備、保育所施設整備補助などに使っております。みやま市では、こちら道路整備、それから、今建設をしてありますが、市民センター、それと、柳川市と共同でやっている葬祭場、ごみ処理施設の負担金、公園整備などに活用されていま

す。そのほか、ソフト事業ではそれぞれまちづくり交付金、子ども医療費などに使っております。

今、私のほうで策定している計画には、先ほど企画課長が申し上げたとおり、今やっている事業、大和町で今後あるであろう事業について全て網羅をして、優遇措置が受けられるようにという思いで策定をしております、これを議決いただいて国のほうに届け出ますと、初めて優遇措置が使えるというスタートラインに立つということでございます。

これからどのような事業が効果的かということにつきましては、執行部のほうでも十分検討していきますし、議会の皆さんの御意見も伺いながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）

子育ての事業なりなんなり、メニューとしてはぼんやりとした大きな題目で書いておりますけど、その中で新たに取組む施策等が出てくると思います。その都度、議会のほうにお諮りしながら進めていきたいというふうに思います。今ここで、例えば、公園を整備します、住宅を建てます云々というところまでは今のところお示しするような具体的なことは現在ありません。この計画を認めていただいて、これからの10年間、この過疎計画を基に、活用しながら、どうやって大和町の過疎脱却に向けていくかということを経勢に応じて検討していくということになるかと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろいろ事業をピックアップして今から実施されると言われましたけど、それなら、これについて事業実施計画を策定されるのでしょうか。

総務部長（平田敬介君）

高田議員が思われている事業計画というのが個別具体的なイメージかと思いますが、今、何年度にこの事業を進めていきます、何年度にこの事業を進めていきますというような計画を長期でつくろうというところは検討をしております。これから実際に一つ一つの事業を立てながら、そして一方では、財政的に充当率100%、70%の交付税措置がある過疎債というの指定されたからには活用してやっていきたいということでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

私も議案第58号の柳川市過疎地域持続的発展計画の策定についてお尋ねをいたします。

柳川市過疎地域持続的発展計画書の6ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標の中で、数値目標を指針として施策の実効性を高めていきますと記載をされておりますが、実効性を高めるための具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、数値目標は定められているのか、併せてお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

白谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

具体的な方策につきましては、記載しておりますとおり、総合計画の数値目標を過疎計画においても指針とするということにしております。例を挙げますと、総合計画の政策目標2に「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」という柱がありますけれども、こちらは合計特殊出生率を平成30年の1.43から、5年後、令和6年に1.49に引き上げるということを数値目標として設定しております。具体的な方策といたしましては、みんなで見守る子育て支援の推進としまして、地域子育て支援施設の整備や出会いの場の提供ということで婚活イベントなどを実施していくということで記載をしております。

また、政策目標4の「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」という目標につきましては、数値目標の一つに住民税総所得金額を約10億円増やしていこうというのがあります。具体的な方策といたしましては、新たな働き方への対応としてのテレワーク等の新しい労働形態を想定した環境整備を検討したり、漁業者の育成と経営支援ということで、ノリ加工施設の協業化やコスト削減など、経営体質の強化支援などを行っていきます。

このようなことから、この過疎計画におきまして、これら総合計画の施策を重点的に行うということで、地域の持続的発展のための実効性を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

企画課長の説明によれば、総合計画の中で指針は定められていると、その指針に基づいて進めていきたいと、要約すればそういうことなのでしょうけど、そうすると、同じように(6)に計画の達成状況の評価に関する事項という欄がありますが、その中で今言われたような総合計画は数値目標を達成するため各施策に対してKPIを設定して、毎年度、達成状況の確認を行っていくということになっておりますが、ただ、その次に、同様に本計画の数値目標も達成状況を検証しますと書いてあるんですね。ですから、本計画の数値目標も当然定めて達成状況を検証していかれるというふうに私はこの文章は理解をしたんですが、この計画の数値目標と達成状況を検証するとなると、この文言はどういうふうに解釈をすればいいのか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

こちらの達成の数値目標といたしますが、重要業績評価指数についてですけれども、こちらは総合計画の中でも毎年度進捗状況を管理しておりまして、審議会等で審査をしていただいております。この計画につきましても、その審査と共に見ていこうということで考えております。

具体的にこの計画の数値目標の達成状況というものも総合計画の数値を参考にしていきたい

いというふうに思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

その総合計画の数値を参考はいいんですけど、ここには同様に本計画の数値目標も達成状況を検証しますと書いてあるわけですから、この発展計画書の中で計画されている分については数値目標を定めながら、その達成状況を検証していくち、私はそういうふうには書いてあると思うんです。ですから、総合計画をそのままじゃなくて、総合計画と同じように本計画の数値目標も定めて検証していくというふうにこの計画書には書いてあると思うんですけど、それはちょっと解釈が違うのか、私の取り方が違うのか分かりませんが、ここら辺についてはもう一度はっきり答えてください。

企画課長（池末勇人君）

今の数値目標というところにつきましては、その(5)のほうに書いております目標、令和7年度での過疎地域の目標人口について1万3,400人ということで記載をしておりますので、こちらを数値目標として、これを達成するためのいろんな施策については総合計画の事業を検証して確認をしていくということで考えております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は原案どおり小山ミツ子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり小山ミツ子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時33分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和3年9月13日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
財	政	田	中	勝	裕
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
建	設	中	村	正	光
水	路	松	永		久
市	民	乘	富	英	一
子	育	竜		晴	美
都	市	目	野	隆	広
観	光	山	田	秀	太
学	校	野	田	真	功
消	防	堤		義	弘
本	部				
総	務				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	次	森		康	貴
長	兼	議	事	係	長				
長	補	佐	兼	庶	務				
係	長								

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	17番 白谷義隆	1. 公共事業の近隣住民への事前説明等の必要性は 2. コロナ感染対策 (1) 感染状況と対策 (2) ワクチン接種状況と今後の計画 (3) 救急搬送の現状
2	10番 佐々木創主	1. 保健・福祉事業 (1) 平均寿命と健康寿命
3	2番 橋本憲之	1. 公共施設の今後の在り方について
4	20番 三小田一美	1. 柳川市教育委員会の義務教育に対する今後の取り組みについて (1) 平成21年4月以降の小中学校における児童生徒数の変遷について (2) 10年後の児童生徒数の予測について (3) 文部科学省が示す1学級あたりの児童・生徒数で1学校あたりの適正学級数で除した場合、市内で必要とされる小中学校の数について (4) 令和3年4月現在、文部科学省の基準による複式学級の対象となる学級数、および学校数について (5) 現在検討されている適正規模検討委員会の進捗状況について (6) 他市町村で行われている小中学校の適正規模への見直しに伴う、統廃合のメリット、デメリットの調査結果について 2. コロナ終息後の柳川観光の回復を図る計画について (1) 柳川観光の回復を図る手段について (2) 大河ドラマの活用による経済効果について (3) 観光資源としての柳川城の復元について
5	4番 今村智子	1. 安心して暮らせるまちづくり (1) 女性の視点からの防災 (2) 生理の貧困

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいま

から本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告をいたします。

9月9日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。

委員長には佐々木創主議員、副委員長には緒方寿光議員に決定いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。17番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。限られた時間ですので、執行部におかれましては簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず、住民生活に影響を与えるような公共事業の近隣住民への事前説明等の必要性についてお尋ねをいたします。

これは最近、住民の方から相談を受けたものですが、その方の話によれば、最近、消防格納庫が自宅のすぐそばに移転するという話を聞いた。私は持病があり、夜中などに突然サイレンが鳴り出すことで体調に異変が起きるのではないかと心配をしている。移転の詳しい状況が分からないので、教えてほしいとのことでありました。移転のことは私も担当部署から聞いてはいたのですが、そのことを伝え、詳しいことは担当者から説明をしていただくように連絡をしましょうと返事をしていたところ、数日後、担当者から さんには御理解をいただきましたとの連絡がありました。後日、住民の方から経緯を聞いたところ、市の担当者からは納得のいく説明は聞けなかったようで、移転はもう決まっていることで、今さら何を言っても無駄なことだと諦められたようです。

私は以前にも消防格納庫の近隣の方からサイレンの音で困っているとの相談を受けたことがありました。

そこで、お尋ねをいたします。

このように住民生活に影響を与えるような公共事業の近隣住民への事前説明等の必要性についてどのように考えてあるのか、お聞かせをください。

なお、再質問等については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らい方をお願いいたします。

建設課長（中村正光君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

住民生活に影響を与えるような公共事業の住民への説明の在り方について市はどのように考えているのかとの御質問でございますが、建設課の事業につきましては地元行政区からの要望によりまして実施しておりますが、関係する住民の皆様への説明は必要と考えております。例えば、高橋中牟田線、あるいは中島谷垣開線のような市町村道整備事業におきましては事前に地元説明会を開催します。それとともに、工事に着手する前には近隣住民の皆様へ工事の箇所や工期及び施工者の連絡先等に関するチラシを配布するなど周知を図りまして、事業に対する御理解と御協力をお願いしているところでございます。

また、維持補修等の工事につきましては、小規模工事であり、工事範囲が限定されていることから、事前に地元行政区長に説明を行いまして、工事の着手前には現地で関係者の皆様に説明を行うことで御理解と御協力をお願いしております。

今後もこれまでどおり事前に住民説明等を行いまして、近隣の方々の同意を得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

水路課長（松永 久君）

水路課の事業につきまして御説明します。

水路課の事業につきましても地元行政区からの要望により実施しておりますが、関係する住民の皆様への説明は必要と考えているところです。例えば、県営の農村総合整備事業につきましては、関係者が多数になるため、市と県、事業着手時に地元公民館にて地元説明会を開催し、事業の概要や工事の予定時期などを説明しております。また、工事着手前にも事業説明会を行い、工事の詳細、工事期間の説明及び施工業者との顔合わせを行っております。あわせて、現地での説明も行いまして、関係者に対する周知、同意を得た上で工事を行っているところでございます。

市が行う水路工事につきましては、関係者が限定されるために説明会は行っておりませんが、工事前に地元行政区長と協議しまして、図面提示による関係者の同意徴収及び工事着手時に現地にて説明を行いまして、関係者への理解、同意を得て工事に着手しているところでございます。

今後も必要に応じまして、地元行政区長等と協力しまして説明会や現地立会いを行い、地元の理解と協力の下、事業を行っていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

都市計画課長（目野隆広君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

国道や県道の整備事業につきましても、市道、水路と同様、地元からの要望により実施しておりますが、関係する住民の皆様への説明は必要だと考えております。例えば、国道208

号の大和地区の歩道整備工事におきましては、事前に地元説明会を開催しますとともに、工事の着手前には近隣住民の皆様へ工事の期間や事業者などに関するチラシを配布するなど、事業に対する御理解と御協力をお願いしております。

こうした取組は国道、県道、都市計画課の事業で行っており、引き続き事業を行う際は同様の取組を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

消防本部総務課長（堤 義弘君）

白谷議員の質問にお答えします。

公共事業の近隣住民への説明についてですが、消防本部に関する公共事業につきましては消防団格納庫の建設が当てはまると思います。

市内には現在、消防団格納庫が35か所ございます。老朽化が認められる施設も散見されますことから、地域における消防力を維持するために計画的に格納庫の整備を行うこととしております。

格納庫の建設につきましては、まずは既存の場所での建て替えを考えますが、建て替えのスペースや駐車場等の十分な広さが確保できないということが多いことから、移転しての建て替えとなっているのが現状でございます。移転しての建て替えの場合は、まずは地元の消防団幹部と一緒に移転先用地の選定を行います。それと、地権者への交渉、隣接地権者の同意、さらには地元区長様への御説明と御協力をお願いして進めております。

近隣住民の方への事前説明につきましても必要と考えておりますので、今回の場合は敷地面積が500平米から700平米程度で、建物の規模が110平米程度の小規模なものでしたので、工事の開始前に説明を実施しております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今それぞれの担当者から事前説明は必要だと考えているというような説明でありました。私が今回この質問を取り上げたのは、実は私自身が問題意識を持たなかったということですね。先ほど壇上からも言いましたが、消防格納庫の移転については担当部署から説明、話がありました。予算書にも上がっておりまして、予算でも説明を受けました。ただ消防格納庫の移転というふうに説明を受けておりました。そして、先ほども言いましたが、私は前に同じような相談を実は受けていたんですね。消防格納庫の近隣の方からサイレンの音で困っている、何とかならないでしょうか。そういう相談を受けていたにもかかわらず、今回の消防格納庫の移転に際して、私自身が問題意識を持たなかったんですね。消防格納庫が移転するなら、移転する理由も聞いておりましたので、ああ、それは仕方ないだろうと。格納庫はどこかに要るわけだからということで、私もそういった相談を受けていたにもかかわらず、問題意識を持たなかったんですね。後から、もし私の家の横に格納庫が移転してくる

ならどうだろうかち考えたんですよ。そしたら、夜中に急にサイレンが鳴るかもしれん。そしたら、ちょっと待ってくださいよち言いたいと思うんですね。

今回相談された方も事前説明は必要だと言われましたけど、工事を受注された方がそこに今度工事を始めますのでよろしくお願ひしますという挨拶に見えたんですね。それで、その方は私のほうに相談をされたわけですよ。えっ、どういうことやかち。もう既に工事は始まって、それから1週間後ぐらいには工事は始まりましたけどね。要するにいろんなことで皆さん事前説明は必要だろうと。その前に、その事業をするときに、そのことによって住民生活にどういう影響を与えるだろうかという問題意識をやはり執行部には持っていただきたいと思うんですよ。市長は「おもてなしの心日本一」を目指すとされておりまして、要するにおもてなし、よそから来られた方、あるいは市民の方に対しても配慮をする、そういったこと、それが大事だろうと。

それで、皆さん今移転は必要だろうと。工事のときは事前説明は必要だと言われましたけどね、私自身もどういう工事が住民生活にどんな影響を与えるかは分かりません。ただ、今回、消防格納庫でそういった相談を受けた、前にも受けていた、それで分かったんですけど、ですから、工事をするに当たって、どういう工事がどういう影響を与えるかというのをもう少し自分の身になって真剣に考えていただきたい、私はそう思うんですよ。ですから、そこら辺をですね、私のように聞けば、皆さん、いや、事前説明は必要ですと言われるでしょう。ところが、果たして本当にそういうふうにされているのかどうか、私は疑問だと思います。

先ほど消防格納庫でその場での建て替えを基本と。例えば、建て替えをそこでしても、そしたら、そのまましたとしても、もう元からここにあったんだから、ここでいいだろうち、そういうふうになりがちじゃないですか。さっきの工事も、地元からの要望でち言われましたよね。それで、区長さんと協力をしながらと言われましたけど、区長さんに話はされるでしょう。消防格納庫の移転の話も区長さんにされるでしょう。私が聞いているのはそういうことじゃなくて、その公共事業が住民生活にどういう影響を与えるのか、そこら辺をやっぱり自分の身に置いて問題意識を私は持っていただきたい。そして、住民の方に迷惑をかけないように。いろんな問題があるというのも分かっております。ただ、往々にして、例えば、消防格納庫でも、なければならぬんですね。でも、そのために個人の市民生活が犠牲にされていいはずはないんですね。私はそこら辺をもう少し謙虚に受け止めていただきたいと思うんですね。

ですから、本当はこの答弁は市長にお願いしたかったんですよ。市長が市政としてどういうふうに取り組んでいかれるのか、どういうふうに受け止められるのか、私はぜひこのことは市長にお伺いをしたかった。市長、もしできればお願いをいたします。

市長（金子健次君）

白谷議員の質問にお答えしたいと思います。

それぞれの課長のほうから事前、着工については説明をいたしました。今回の消防署の格納庫については、現地のほうが狭いということと併せて駐車場ができないということで、今回は大和小学校の横の移設部分でございますけれども、その中において、隣接地の方が夜にサイレンを吹鳴するといろいろ支障があるということで訴えてあります。それで、柳川市のほうもいろんな消防格納庫がありまして、その建て替えとか移転をする場合には、火災があった場合のサイレンの吹鳴とかをある程度行ってから、安眠妨害にならないような形を考えている分もございます。

そういう意味では、今回、十分納得されていないということを消防署のほうから聞きましたけど、そういうことで、公共事業については、やっぱり市民の方が協力していただかなければできないことであって、それを十分理解しながら進めていかなければ、基本的なことだというふうに思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今回相談をされた方も、消防格納庫がどこかに必要なことは分かりますと。いつ私がお世話になるかもしれない、迷惑をかけるかもしれない。それでもどうでしょうかね。確かに先ほども言いましたけど、どこかに必要でしょう。それが市民生活を犠牲にして、いや、これは必要なんですから、もう大概で協力をしてくださいよち、そういうことは分かりますけどね。今話を聞いていて、市長の答弁も含めて、担当者の方の答弁も聞いて、問題意識として私自身が捉え切れなかった。それで、今後どういうふうにしていったらいいのか、私も分からないし、そのことについての考えをお聞きしたんですけど、私が思っているような危機感というのはあまり伝わらなかったのではないかと。もう少し明確に、確かに水路課、建設課、ほとんどは地域からの要望で出ているわけでしょうから、それでも地域の要望で出ても、中には、どういう事業でどういう影響を与えるか分かりませんが、それでもやはり住民生活に影響を与えるような、地域の方はこれば言うならでけんじゃろうちいうて言えない方もいらっしやると思う。そこを市のほうがやはり自分の身に置き換えて、問題を問題意識として捉えて対応をしていただきたい。

これ以上言ってもなかなか無理だろうし、先ほども言いましたけど、何となく伝わらないなど。消防のほうから工事の計画等を言われましたけど、個別の事業を聞いているわけじゃありませんのでね。ですから、もう少し問題意識を持って取り組んでいただきたいなど。いただきたいなというか、私は取り組むべきだと思うんですよ。皆さん自分たちの生活がよくなるために税金を払って行政に任せてあるわけですから、それが市民生活が犠牲になった公共事業とかあり得るはずがないと私は思う。これ以上言ってもなかなか響かないようですので、今後、庁内でそこら辺をもう少し研究してください。

これでこの問題は終わります。

次に、コロナ感染対策についてお尋ねします。

まず、本市の感染状況と今後の対策についてお聞きします。

第5波と言われるコロナの感染が全国的に急拡大し、今なお収束の兆しは見えず、先月20日に出された福岡県の緊急事態宣言も解除されず、いまだ厳しい状況が続いています。本市においても8月上旬から感染者は急激に増え、9月に入ってから連日、新たな感染者が報告をされています。

そこで、お尋ねしますが、本市における感染状況をお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員お尋ねの感染状況についてお答えいたします。

本市内におきまして、9月12日現在、新型コロナウイルス感染症陽性者は550人確認されております。

経過を申し上げますと、令和2年4月に本市で初めての陽性者を確認してから、令和3年3月までの1年間の陽性者数は97人、今年4月が140人、5月が96人、6月、7月は合わせて11人、8月は160人、9月は12日までで46人となっております。特に、感染の第4波、第5波と言われる時期は陽性者の出現が顕著で、第4波と言われた4月、5月の陽性者数は4月が140人、5月が96人、第5波と言われる8月の陽性者は160人と過去最多となっております。

本市は5月26日から高齢者から順にワクチン接種を始めましたが、接種が始まっていなかった第4波と言われた4月の60歳以上の陽性者は32人、陽性率は23%、5月の陽性者は33人、陽性率は34%、高齢者への2回接種が完了した後の第5波とされる現在、8月は60歳以上の陽性者は10人、陽性率は6%であることから、ワクチンの効果がはっきり現れたと認識をしております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

今、課長から説明がありましたように、第4波と言われる4月、5月と比べると、今回の第5波、8月以降は高齢者の感染者は格段に減少をしているようです。今、課長から説明があったように、これは私も明らかにワクチン接種の効果だろうというふうに思っています。しかし一方で、先ほど説明がありましたように、高齢者は減ってきていますが、感染者数は増加をしております。先ほどの繰り返しになりますが、8月は160人、9月に入っても8月に匹敵するようなペースで感染者が報告をされています。特に増加しているのは50歳代と20歳代以下で、その中でも未成年者の増加が著しく、9月に入ってから10歳未満の感染者が増えております。

先ほど課長は9月に入ってから46人と言われましたけど、私は統計の取り方が今日報告のあった分は入れておりませんが、10歳未満の感染者が9月に入ってから42人中10人、感染者の

4人に1人が10歳未満となっているようです。

20歳代、あるいは未成年者が増加していますが、こうした状況の中で、今後の対応策について考えがあればお聞かせください。

また、未成年者への感染が拡大している中、2学期が始まり、小・中学校での感染拡大が懸念をされております。マスコミ等でも取り上げられておりますが、小・中学校での感染が家庭内感染を引き起こしているのではないかといった問題も指摘をされております。小・中学校における感染対策についてお聞かせをいただきたい。

あわせて、同じように、学童保育での感染対策についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

現在、本市におきましては12歳以上の全市民を対象にワクチン接種を進めておりますが、ワクチンを接種したからといって感染をしないわけではございません。今後も市民の皆様には様々な機会を捉えて、マスクの着用、手洗い、そして、密接、密集、密閉、このどの密も避けること、つまりゼロ密を目指すことなど、基本的な感染予防策の実施を呼びかけ、感染拡大防止への御協力を引き続きお願いしていきたくて考えております。

当然のことながら、小・中学校、学童保育所にも基本的な感染予防対策をお願いしているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

先ほど3密を避けてとか、マスク、手洗いとか、20歳代、特に未成年者に感染が増えている、そのことは担当課のほうも把握はされていると思うんですよ。感染状況が毎日送ってきますので、私はそれを根拠に今質問しているわけですけど、先ほど言いましたように、今、20歳代、あるいは10歳未満が増えていますけど、感染対策についてはどのように考えますかとお聞きをしたんですね。私はそうした20歳代とか未成年者が増えているから対策を聞いているわけで、そのことについて考えがあればと言いましたけど、そのことは別段考えなくて、ただ、今までどおりマスクの着用、手洗い、3密ですよということでしょうかね。ちょっとそこら辺。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、今、接種の年齢を若い世代まで広げて、対象者は12歳以上の全市民を対象としておりますので、その接種を進めていきたい。それとあわせて、基本的感染予防策の徹底を図って、感染の拡大を防いでいきたいと考えております。

以上です。

子育て支援課長（竜 晴美君）

白谷議員のほうから学童保育所の感染対策はということでございましたので、答弁をさせていただきます。

学童保育所については、衛生管理マニュアルを作成しまして、そのマニュアルに沿って対策を行っているところでございます。発熱等の症状がある場合は登所をさせない、検温、健康状態の確認、それと、手洗い、マスク、換気、消毒、密集の回避、おやつ等の際は飛沫を飛ばさない、会話をしない、机を向かい合わせにしないなどの、先ほども健康づくり課長のほうから少し御説明をいたしましたけれども、基本的な感染対策を徹底して行っているという状況でございます。

密集の回避につきましては、児童の間隔を1メートル以上離し、不要な接触を避けるようにしております。また、児童の間隔がどうしても取れないという場合は、できる限り離し、十分な換気やマスク着用の徹底を行っているところでございます。その分については、支援員さんのほうにも十分、何度となくお願いをしているところでございます。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

白谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本的な感染対策ということでございますけれども、基本的には新たな生活習慣を徹底していくということが一番重要なことございまして、これは健康づくり課長もお答えいたしましたとおり、これまでどおりのことを徹底してやっていくしか方法はないというふうに考えております。コロナの感染の流行期間というのが長くなってきましたので、気の緩みとか、そういったものを引き締めていくということが一番重要なことではないだろうかというふうに考えております。

現在、小・中学校で行っております対策でございますけれども、この夏、夏休み期間中から国内、県内の感染者数が急増してまいりました。これを受けまして、本市の小・中学校におきましては、この夏の感染状況から、夏季休業後の学校再開時から給食後に放課後となるような短縮授業、これを行っているところでございます。他市町では時間差登校を行っているところもございますけれども、こちらにつきましては、登校指導への対応、それから、兄弟児等で登校時間が異なった場合の家庭での負担、こういったものを考慮して、現在は行っておりません。基本的な新たな生活習慣をしっかり徹底していく、これが一番大事なことであるというふうに考えております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

市民の皆様の御協力によって、65歳以上の方については93%近く2回接種が行われておりますので、その結果として、部長から毎晩、今日は何歳の方が何名、何名とデータが送ってきますけれども、その中に65歳以上は1人か2人やったと思います。ほとんどの方が10代、

20代、30代という形で、傾向が変わってきております。ニュースで見られるように、新しいデルタ株、新株が登場して、そういう新しいウイルスが出てきておると。その対応について、今のワクチン接種で大丈夫かということはいろんな形で議論がっておりますけど、少なくとも結果として65歳以上が少ないという捉え方を、評価をしておきたいと思えます。

これからは対抗策、対策というのは、やっぱり手洗い、必ずマスク着用して、3密対策を取っていくということが基本的には一番重要ではないかと。徹底をしていきたいというふうに思っております。

それから、今はニュースを見ていますと、3回目のワクチン接種が非常に抗体率が高くなるということで、そこら辺は国のほうが考えていきますので、国の指示に従って準備を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今、子育て支援課、学校教育課のほうから、今やっていることを徹底するより方法はないだろうと。結果的にはそうなのかもしれませんが、何か新たな対応策を考えてあるのだろうかということでお聞きしたわけです。

1つお聞きしますが、今、短縮授業がっておりますね。そうすると、その分、どうしても学童保育のほうに負荷がかかっているのは事実だろうと思うんですね。ですから、学童保育でも、やはり今まで以上の対策を取っていただきたいと思えます。

まず、学校のほうにお聞きしますが、時間差登校については考えていないということですので、それは実情に応じた判断で、それはそうでしょうけど、ただ、1つお聞きしたかったのが、オンライン授業について、しているところもあるし、もうかなり前ですけどね、二、三週間前に有明地区ではオンライン授業の体制を早急に整えたいといった新聞の記事が載っておりましたが、本市においてそういったオンライン授業とか、そのことについてはどのように考えてあるのか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

オンライン授業についてのお尋ねですので、簡単にお答えをさせていただきます。

現状では学級閉鎖となっているクラスに対しては、タブレットの持ち帰りを実施いたしております。通信環境がない家庭につきましては、従来配っておりますGIGAスクールでのタブレットではなく、これまで使っていたパソコン教室に置いてあったもので、これはタブレット型の中に通信環境を持ったものが数台ございましたので、こちらを貸し出す形で現在対応をいたしております。試行的という形ではございますが、授業の形で、学級閉鎖になっている学級のみ現在対応しているというような状況でございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

学級閉鎖　　ちょっと分からなかったんだけど、いずれにしる、学級閉鎖、学校閉鎖、オンライン授業は実施されているんですね。　　ああ、そうですか。それは初めて聞きましたけど、分かりました。

あと1つ、学童保育のほうにも私は分からないから聞くんですが、学校閉鎖や学級閉鎖のときは、その対象の児童は学童保育は利用しないんですかね。

子育て支援課長（竜 晴美君）

学校閉鎖や学級閉鎖の場合は、学童保育所も該当する児童については登所を禁止ということにしております。学校と同じ対応をさせていただいております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

いずれにしる、先ほども言いましたけど、未成年者の感染者が増えておりますので、学校、学童保育、より徹底して感染対策をしていただきたいとお願ひしたいと思います。

次に、ワクチン接種についてお尋ねします。

ワクチン接種の状況と今後の計画についてお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

本市では、柳川山門医師会の献身的な御協力により接種体制を整備し、5月26日を皮切りに、これまで大きな混乱もなく接種を進めてきたところです。

65歳以上のワクチン接種率は、9月12日現在で1回以上接種した人が2万275人、令和3年1月1日の高齢者人口2万1,777人に占める割合が93.1%、2回接種を完了した人が1万9,916人、接種率は91.5%となっております。

次に、市民の接種率につきましては、1回以上接種した人が4万95人、令和3年1月1日の総人口に占める割合が61.7%、2回接種を完了した人が3万5,130人、接種率が54.0%となっております。

このワクチン接種につきましては、7月末までに高齢者に2回接種を完了するとして大量に供給されました。しかし、7月から8月にかけて全国の自治体に対するワクチン供給量が減少し、本市におきましても供給量が要求量の半分以下と極端に少なくなる状況となりました。これまで2週間で1万から1万5,000回分入ってきたものが、4,680回分となったような状況でございます。これは1週間に1回目接種を1,170人分、2回目接種を1,170人分しか接種できないといった数量の供給です。

また、7月上旬に9月以降のワクチン供給の有無さえ示されない時期があり、医師会と協議の上、やむを得ず8月23日の週からは集団接種と市内の5医療機関に集約して接種することとなりました。

本市では現在、ワクチンの供給量を見ながら、毎週水曜日に千数百の予約枠を開放し、予約を受け付けており、満杯になったら次の週をお待ちくださいと案内することを繰り返して行っております。こうした予約の受付方法については、現時点で予約の対象年齢が若い世代になっていることから一定の理解をいただいているようです。また、働く世代がワクチン接種を行う順番となりましたので、接種が受けやすいよう、医師会にお願いし、9月13日以降、今日以降は夜間、土日に接種をしていただく医療機関を増やしていただきました。このように、毎週水曜日、繰り返し受付開始を行い、接種を行っていけば、10月末までには全市民の約70%、接種対象者の約77%の接種が完了すると見込んでおります。

11月に入ってから、ワクチンの供給量を見ながら、希望する方が接種を受けることができるよう、医師会の御協力をいただきながら接種体制を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

接種状況は年代ごとは今言われなかったけど、もう時間がないけん省かれたのかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

ちなみに、世代別の接種率につきましては、9月6日時点で1回目の接種を終えた数と予約が済んだ数を合わせて接種率となりますけれども、10歳代、約20%、20歳代、40%、30歳代、46%、40歳代、59%、50歳代、70%、60歳から64歳、81%、65歳以上、93%となっております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ちょっと時間がないけど、さっきの率は、これは1回目の分ですか。予約済んだというのは2回目まで含んであるのかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

1回の接種が終わった人と1回の予約が終わった人の数で接種率を出しております。というのは、1回打った人は当然2回目も受けるだろうということを見込んで接種率を出しております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

そしたら、先ほども言いましたけど、未成年者が増えておりますね。そうしたときに、教職員や保育士さん、それと、学童保育の指導員さん、そういった方の優先接種についてどのように考えてあるのか、あわせて、妊婦さんへの優先接種についても考え方をお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナワクチン接種は任意接種でございます、強制ではございません。したがって、教職員の方、保育士の方がどれくらい接種をしておられるかは把握しておりませんが、みやま市に福岡県が広域接種センターを設置した際に、ここで打てますよという御案内をいたしましたので、ここで一定数の教職員の方や保育士の方が接種をされたのではないかと推測しております。

本市におきましても、市内の保育園等に勤務されているワクチン接種を希望する方を募りまして、230名の保育士さんに空き枠やキャンセル枠で優先接種を実施いたしております。今月も福岡県が子供に業務上接する機会が多い保育士や教職員、生活衛生関連業に従事する若年層の方及び妊婦等に対して、県内9か所に接種会場を設けてワクチン接種を実施するので、それを御案内していきます。

妊婦さんに対しましては、柳川市のほうでも接種の予約が8月11日からは30歳以上の方、8月18日からは16歳以上の方の接種を受け付けておりまして、その予約が始まったので、妊婦さんも当然接種をされていると思います。しかしながら、妊婦さんでこれから接種されようとして接種ができなかった人に関しては、自分で試みてできんやったときは御相談いただくと、うちのほうで接種枠を設けて、接種ができるように個別に対応をしているような状況でございます。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

第2順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。本日は保健・福祉事業、平均寿命と健康寿命というテーマで質問をさせていただきます。

現在、社会にとっての最大の関心事は新型コロナウイルス感染症であります。日常生活はもとより、社会活動、教育と、あらゆる分野で影響を受けております。医療分野においてはコロナ医療によつての通常医療への影響が懸念され、また、コロナ禍の長期化、日常活動の自粛によつてストレス、精神的な影響も心配されております。しかし、それ以前に、今、日本が抱える大きな課題は人口減少、少子高齢化であります。

昨今、医療技術の発達は目覚ましいものがあり、死亡原因1位のがんも今では治る病気と

なっています。そして、日本の平均寿命は世界一となって久しく、今や人生100年時代とも言われるようになりました。ただ、病気や老化による寝たきりや介護の状態での長生きではなく、いかに自立した健康な生活をしていけるのか、いわゆる健康寿命が重要であります。

そこで、柳川市の医療、高齢者福祉の取組について議論をさせていただきたいと思います。

そこでまず、お尋ねします。柳川市の平均寿命と健康寿命がどうなっているのか、その推移をお聞かせいただきたいと思います。

持ち時間が50分と限られておりますので、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

それでは、議員お尋ねの柳川市の平均寿命の推移について、平成22年、平成25年、平成28年と順に御報告いたします。

男性が79.21歳、78.67歳、80.36歳、女性は85.34歳、85.98歳、86.63歳と推移しております。

それから、健康寿命ですけれども、柳川市のデータがございませんので、福岡県の健康寿命の推移について、平成22年、平成25年、平成28年と順に御報告いたします。

男性が69.67歳、70.85歳、71.49歳、女性は72.72歳、74.15歳、74.66歳と推移しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

女性のほうが平均寿命は長いわけですが、今答弁いただいた平均寿命と健康寿命、男性でいうと80.36歳が平均寿命であると。ただ、健康寿命は71.49歳、差し引くと8.87年、約9年ですね。女性は差し引くと11.97年、つまり自立できない。ひどい方は寝たきり、認知症、お風呂から食事から何から人の世話にならんと、施設、自宅、どちらかは別として、自分で当たり前で食事をし、生活をし、買物をし、人とお付き合いをし、それができない、それが男性が平均すると9年間、女性が12年間あるということでございます。

平均寿命がだんだん、徐々にずっと増えてきております。それにつれて健康寿命も長くないといけないわけでありまして、それを今後、ある研究者、老化の研究の第一人者に言わせると、今の子供たちは恐らく107歳以上生きる人たちが半分いるだろうと。日本人はですね。アメリカは104歳。結局、今の子供たち、90年後、100年後、そういう研究が、推測がされております。寿命は延びても健康寿命が延びないと、そういう不健康で人の世話にならないといけない。家族も本人もつらい。それが10年どころか20年、30年延びてしまっただろうしもうもないわけでありまして、いかにそれをしっかり手当てをしていくのか。もちろん本人の自覚と行動が大事であります。それを市としてどういう取組をしていくのかという

のが重要であります。

まず、やはりこれは高齢者のみならず、誰しもが健康でいたい、病気にならずにいたいと願うわけでありませけれども、健康、医療についてまずお尋ねしますが、柳川市の高齢者の死亡原因を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

年代別の死因を福岡県が今年1月29日に発表した平成30年版保健統計を基にお答えしますと、高齢者ですね、60歳代から死因を述べてみたいと思いますけれども、60歳代の死因が、1位、がん、2位、循環器系の疾患、3位が自殺、不慮の事故などの外因死となっております。70歳代の死因は、1位、がん、2位、循環器系の疾患、3位、呼吸器系の疾患となっております。80歳代の死因は、1位が循環器系の疾患、2位ががん、3位、呼吸器系の疾患となっております。90歳代の死因は、1位が循環器系の疾患、2位が呼吸器系の疾患、3位、がんとなっております。100歳以上の死因は、1位が同数で循環器系の疾患、呼吸器系の疾患、3位が老衰となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

60代、70代は1位はがんと。循環器系、脳血管疾患、脳疾患、血管疾患、それと、呼吸器系と。恐らく体力が弱られて、呼吸器系、つまり抵抗力が下がって肺炎で亡くなるという例が高齢者になるほど非常に多いわけでありませ。誤嚥でありますとかですね。そういうことで、やはりがんと生活習慣病、この対策が重要。

冒頭、壇上から申し上げましたが、医療技術の革新が非常に顕著で、がんも治る時代。前は入院でしたけれども、最近は何日で退院で、通所で、例えば、鳥栖のハイマツト、先進医療、1治療が何百万円もする、そういう治療もありますし、ノーベル賞を受賞された本庶先生、免疫療法とか、そういういろんな技術が開発をされて、ただし、非常に医療費が高い。今までは、例えば、鳥栖のハイマツトで健康保険の適用ではなかった前立腺がん、今は保険の適用になりましたから自己負担も非常に少なくて済むようになって、それで救われる人も非常に増えたわけでありませますが、やはり高額医療、国保財政への影響で、保険者の保険料にも非常に影響してくるんですが、先進医療と高額医療の状況についてお尋ねします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

まず、先進医療の状況についてお答えをいたします。

先進医療とは、高度な医療技術を用いた治療で、まだ公的医療保険の対象になっていないものをいいます。ただし、例えば、重粒子線を使ったがん治療については、同じ技術でも部位によって公的医療保険の適用を受けており、本市の国民健康保険被保険者にも治療を受け

た方がおられます。先ほど佐々木議員が言われました前立腺がんも平成30年からこの保険の適用になっております。

令和2年度に九州国際重粒子線がん治療センターを受診した人は24人で、このうち公的医療保険適用部位の重粒子線がん治療を受けた人は4人で、医療費は6,487,610円となっております。

それから、高額医療の状況について御報告いたします。

市国民健康保険の令和2年度高額療養費の支給数は1万1,767件、支給額は822,194,221円、1件当たりの平均支給額は69,872円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

非常に高額療養、それで国保を活用して鳥栖のハイマツで先進医療を受けられた方が4人と。それで6,400千円ですか、恐らく前立腺がんですよ。男性、大体60代、70代になると、おしっこが出にくくなる。前立腺が肥大する。これが悪化すると悪性の腫瘍、がんと。上皇陛下もなられて、手術をされた病気でありますけれども、4人が1人当たり1,600千円、今までは自費だと。ところが、国保の適用になるので、非常に助かれる。ありがたいですよ。だけれども、24人中4人と。それ以外の部位については、まだ国保の保険適用じゃないですから、やはりお金持ち、民間の医療保険にもそういう先進特約とかありますから、そういう方はいいんですけど、やっぱり保険に入っていない人、こういう方々は諦めざるを得ない、そういう状況であると。

それと、やはり生活習慣病、脳疾患、血管疾患、心筋梗塞、脳梗塞、そういうのが一番怖いわけでありまして、やはりそうならないために日頃の生活、日頃の食生活、運動、当然、自助努力といいますが、そういう過ごし方を毎日積み重ねていくということが大事なんですが、やはりそうはいいながらも、科学的ないろんなサポートを受ける、これも必要なわけでありまして、柳川市が健康指導なり、そういういろんな取組をやってあると思っておりますけれども、その辺のところをお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

柳川市の市民に対する保健事業としましては、第1に、がん検診事業がございます。胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの6種類について、少額の自己負担で検査を受けられます。市内の総合保健福祉センターで実施する集団検診では、全日程全種類の検診を実施したり、土日開催やレディースデーの設定など、市民が受診しやすい環境づくりを心がけております。また、本年度から医療機関の協力を得て、従来の胃エックス線検査に加え、胃内視鏡検査を実施し、胃がん検診の選択肢を増やすことで市民の利便性の向上に努めております。

次に、市民向けの健康相談を月1回、柳川庁舎で実施しております。血圧測定や検尿を实

施し、保健師や管理栄養士が健康や栄養に関する相談を受けております。

栄養相談に関連してですが、市内で活動されている食生活改善推進会というボランティア団体では、地域における食生活改善の推進活動の取組をされております。この活動を支援するため、市ではヘルスマイト養成講座を開設し、食や栄養に関心のある方を募集して、栄養の基礎知識から年代別の食生活のポイントや生活習慣病予防のための食生活のポイントなどについて学んでいただいております。受講後は地域の食生活改善推進会に加入し、健診や献血会場等での啓発活動などを通じて、乳幼児から高齢者まで幅広い世代に対する食生活改善の支援を行うなど、活動を推進していただいております。

次に、国が保険者に義務づける特定健診・特定保健指導ですが、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームのリスクを早く見つけて、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を未然に防ぐことを目的として、国民健康保険被保険者を対象に実施をしております。

この特定健診を受けた方で、健診結果が内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームに該当する方には保健師、管理栄養士が特定保健指導を実施することにより、生活習慣改善の支援を行っております。

また、内臓脂肪症候群には該当しない方、つまり肥満ではない方で、血圧や血糖値など検査の数値の異常がある方には脳血管疾患、虚血性心疾患等の生活習慣病の重症化予防の観点から、優先順位をつけて生活習慣改善の指導をしたり、医療機関への受診勧奨を行っております。

ほかに本市の特徴的な取組としては、本市が県、国に比べて脳疾患の患者が多いことから、市国民健康保険の被保険者を対象に、市内や近隣の医療機関と連携して脳ドック検診助成事業を実施し、脳疾患の早期発見に努めております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

私も3年前に脳ドック検診を受けさせていただきました。おかげさまで異常なかったんですが、非常にありがたい、そういう検診制度をしていただいていることは非常にいいことですし、受診率を上げていくことも必要だと思います。

そこで、特定健診で多少の数値が高い異常が見つかった方々に対して、いろいろアドバイス、指導をしているということですね。それで、あと食進会、日常の食生活、栄養バランス、その辺をされると。ただし、そういう方々がある程度接触できる、そういう方のカバー率というのは、対象人口からいうと10%にも満たないんじゃないかなと。特に、特定健診を受けない人、俺は病気にならんけんとか、なかなか外に出たがらない、そういうところに行く緊張する、ハードルが高いと。

1つ紹介させていただくと、長野県に須坂市という市があるそうですが、そういう健康指

導とか、いろんな事業を行う中で、もちろんいろんなサポートスタッフがいるんですが、保健師さんだけでは網羅できないということで、今から20年か30年前から地域に保健師をサポートする保健補導員と。例えば、1つの行政区には必ず1人いて、その方々が顔見知りの隣近所、行政区内、おたくの食事はどうですかとか、親しい方の家に上がり込んで、みそ汁の味まで見るとか、そんな厚かましいことができるかどうかは別として、それぐらいきめ細かな地域を網羅するような活動をやっておられると。

これは1つ提言というか、人間、口から物を入れて、それが尿なり便で排出されます。橋本町にある下水処理場、あそこで処理されて、きれいな水になって三柱神社のところまでポンプアップして、あそこで流すと。ノリとか、そういう関係でそこまでポンプアップせざるを得ないと。ただし、この処理水は塩分を除去できない。塩分が混じっていると。合併処理浄化槽ですね、下水道につないでいない人。合併処理浄化槽の処理業者さんから話を聞いたことがあるんですが、浄化槽の蓋を開けると甘い臭いがする家庭があると。大体糖尿の患者さんがある家は分かるそうですよ。結局、口から入れて体の中で消化をし排出する、そこには塩分も残り、糖分も残り、その家庭の食生活の傾向というのがそこに出てきておると。塩分の濃度は計っていないそうですが、例えば、浄化槽の処理水である程度のマックスな数字を拾い上げて、そうすると、大体1,000件なり2,000件で平均値が出るじゃないですか。それで、我が家のやつを計ってみて、我が家は塩分が高いなと、やはりちょっと塩辛かち言われよったもんねとかね、糖が多いとか、そういうことも、せっかく検針員さんが半年に一遍は回られるわけですから、そういうことをやることも一つではないかなと思うわけでありまして、いずれにしても、やはりそういう市の支援なりなんなり、それと、まずは自分で健康に気遣い、食生活にも気遣い、運動し、人とも触れ合う、これが一番重要であるわけでありまして。ただ、昨日来、タクシーの運転手さんが人に突っ込んで亡くなられて、本人も亡くなられたと。タクシー会社は運行管理者を決めて、必ず健診しておると。ただ、健診では引っかかったらんやったと。なかなかそういう数値とかそういうのでは判断できない部分もあるので、やはりいつ誰がどうなるか分からない、その中でできるだけことはやっていくということが大事じゃないかなと思います。

それで、健康に、そして、病気を早く見つけて治す。しかし、先ほど介護状態を長く、男性9年、女性12年という話をしたんですが、結局、9年、12年、つまり介護保険の受給ですよ、介護保険にお世話になっている人、その状況を教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

議員の御質問にお答えいたします。

介護保険の受給状況でございますが、介護保険サービスを利用するため要介護認定申請をされまして、要支援、または要介護の認定を受けた方が対象になるかと思っております。その人数を回答いたします。

令和3年3月31日現在の要介護等認定者数については、要支援及び要介護を合わせて4,035人で、柳川市総人口6万4,576人に対しまして6.2%を占めております。本市が加入する福岡県介護保険広域連合の33構成市町村の要介護等認定者総数は4万286人で、広域連合加入市町村総人口69万5,172人に対しまして5.8%を占めております。

なお、福岡県内60市町村の要介護等認定者総数は27万5,430人で、福岡県総人口511万3,070人に対しまして5.4%を占めており、本市の総人口に対する認定者の割合につきましては、広域連合や福岡県の平均より高くなっているという状況でございます。

また、本市の65歳以上の要介護認定者数につきましては3,985人でございまして、65歳以上の人口2万1,795人に対しまして18.3%の認定率となっております。

そのうち、65歳以上75歳未満の人口1万444人に対しまして、要介護等認定者数373人で3.6%と、また、75歳以上では人口1万1,351人に対しまして要介護等認定者数3,612人で31.8%となり、高齢になるほど介護保険サービスの利用が増えるという状況でございます。

なお、65歳以上の認定者18.3%につきましては、広域連合の平均18.08%よりやや高く、福岡県の平均19.2%より低い状況でございまして、県内60市町村の中では多いほうから27番目に位置しているという状況でございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

それと次に、介護保険を利用するようになった、要支援、要介護状態になった原因を教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

介護が必要になった要因ということでございますが、柳川市独自のデータがございませんので、国のデータにより回答いたします。

内閣府編集の令和3年版高齢社会白書に掲載されています2019年、令和元年に実施されました国民生活基礎調査によりますと、介護が必要になった原因、要因の最も多いのが認知症、次いで脳血管疾患、脳卒中でございます。高齢による衰弱、骨折・転倒、関節疾患の順となっております。また、男女別につきましては、男性の場合、脳血管疾患、脳卒中が最も多く、次いで認知症、高齢による衰弱、心疾患、心臓病、骨折・転倒の順となっております。女性の場合は認知症が最も多く、次いで骨折・転倒、高齢による衰弱、関節疾患、脳血管疾患、脳卒中の順となっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、介護認定者、65歳以上75歳未満は人口に対して3.5%、まだまだ介護保険のお世話にならないいい人が96%いらっしゃるわけですね。ところが、75歳を過ぎると、結局31.8%

の人たちが介護保険のお世話になると。まさしく先ほど冒頭お聞かせいただいた健康寿命、その辺と連動するような気がするんですが、全国健康寿命、それと、介護給付費が増えれば、それだけですね、介護保険が始まった当初は、老人ホームとか、介助具とか、メニューが少なかったんですが、その後、小規模多機能とか、デイケアとか、お風呂のサービスとか、介護が進まないように、自立できるように、いろんなメニューが増えてきておりますが、介護保険の給付費が増えている自治体もあれば、減っている自治体もある。

柳川市の介護給付費、推移を教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

介護保険給付費の状況でございますが、これは介護保険サービス利用に伴う保険者が負担するものでございまして、保険者でございます福岡県介護保険広域連合の資料によりまして、柳川市の令和2年度における介護保険給付費につきましては約6,200,950千円で、65歳以上の高齢者1人当たり約284千円となっております。また、10年前の平成22年度では、介護保険給付費約4,939,570千円、65歳以上の高齢者1人当たり約257千円となっております。

比較いたしますと、介護保険給付費約1,261,370千円の増加、率にして25.5%の増加と、65歳以上の高齢者1人当たりでは27千円の増加、率にして10.5%の増加となっており、介護保険給付費につきましては年々増加の傾向にあるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

それで、約25千円増加しておると。全国平均が25万何千円ぐらいだったと思います。全国平均よりも高い。広域連合の柳川市の保険料のレベルは最低だったのが、約七、八年か五、六年前ですか、1つ上がって高くなった。それだけ給付費が増えておる。

それで、介護保険を利用される方、75歳以上の人口の3割、その方々は日常生活では、家庭はよく老老介護という話を聞いて、片方が介護状態になって、片方がそれを介護する、ひいてはその負担で夫婦とも介護状態になると。介護状態どころか、亡くなってしまうという話を聞くんですが、高齢者の家族の状況、1人暮らし、2人暮らし、その辺の状況を教えてください。

市民課長（乗富英一君）

高齢者の世帯の状況ということでお尋ねになっておりますので、お答えします。

令和3年3月末の住民基本台帳データの65歳以上の高齢者のみの世帯ということでお答えします。

市内の世帯数は2万6,077世帯ありまして、そのうち65歳以上の1人暮らし高齢者世帯は17.7%に当たる4,612世帯となっております。また、高齢者2人のみの世帯は12.7%に当たる3,308世帯、高齢者3人以上の世帯は0.8%に当たる196世帯となっております。

合計しますと、65歳以上高齢者のみの世帯は全世帯の31.3%に当たる8,116世帯になって

おり、全世帯に対する割合、世帯数とも年々増加しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

75歳以上を教えてください。

市民課長（乗富英一君）

75歳以上の高齢者のみの世帯の状況についても年々増加の傾向にありまして、令和3年3月末現在でいいますと、1人暮らしの高齢者世帯は2,960世帯、11.4%に当たります。2人暮らしの世帯は1,188世帯、全体の4.6%に当たります。高齢者3人以上になりますと14世帯、0.1%になりまして、合計4,162世帯、全体の16%が75歳以上の高齢者のみの世帯となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。結構多いですね。

それで、今、世帯数で答弁をいただいたんですが、特に、高齢者のみの世帯、1人暮らし、2人暮らし、合わせると約五千二、三百人の方々が1人、もしくは夫婦2人、夫婦じゃない人もいるかもしれませんが、それだけの人が高齢者のみで暮らしておると。介護状態になると老老介護。当然、施設に入所する人もいらっしゃるかもしれませんが、特に、特別養護老人ホームあたりになると要介護3にならないと入れないということで、ましてや定員が必要といいますが、入所希望者に対して少ないので、何年も待つとるという話もよく聞きます。

先ほど介護保険を利用している、介護認定を受けている人たちが30%。それからいうと、高齢者のみで暮らしている1人暮らし、2人暮らし、その方々で介護認定を受けている人が、率で計算してみると1,600人。1人暮らしだけに限定すると約900人の方が介護保険、一人で自立して生活をできない、そういう状況にあるという。これは計算ですからね、正しい数字かどうかは別として、やはりそれだけの推計をしながら、それと、施設整備なりサービスの種類なり、そういうのを考えていかざるを得ないと思うんですけれども、それと、介護保険の受給状況によって、それだけ健康年齢が延びない、自立していない人たちが増えていくということなんです。

そういういろいろサポート、受診、指導、いろんなことを対策、対応していらっしゃると思うんですけれども、その辺のところを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

先ほど議員がおっしゃられる状況に対しての市のサポートのことでございますが、まず、介護状態となっても自分の意思でサービスの選択や決定ができるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談、支援窓口といたしまして地域包括支援セ

ンターを設置しております。高齢者の総合相談では、介護、認知症、生活困窮、虐待など多岐にわたりますが、その解決に向け、社会福祉士などの専門職が対応し、地域の関係者や関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

また、健康寿命の延伸に欠かせない介護予防事業を進める中で、節目となる年でございます65歳と70歳を迎える方を対象に介護予防健診を開催し、体力測定を実施しているところでございます。現在、新型コロナウイルス感染予防のため健診を中止し、その代替として対象者へのアンケート調査を実施し、その結果から身体機能低下が見られる方などに、市が実施しておりますケアランポリン教室や元気クラブ、元気サークルなどの介護予防教室への参加を勧奨するなどの取組を続けているところでございます。

またさらに、各地域でも高齢者が集える場所づくりといたしまして、ボランティアによる地域サロンが8か所、地域デイサービスが15か所の開設で、簡単な運動やおしゃべり、認知症に関する講話、趣味活動、レクリエーションなどを通じて、運動不足の改善や認知症の予防を行うとともに、人と接する機会、外出の機会を増やすことで高齢者の閉じ籠もりの防止につなげているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

それで、いろいろやってもらっていて、やはりちょっと心配な家族が出てきたら、地域包括支援センター、そこに行って相談をし、そこにはケアプランナーなり、いろんな資格を持った人がいると思うんですが、そこは心配になってからですね。うちの父ちゃんはそういう症状がどうも出てきたごたと、その前ですね、まず問題は。それで、65歳、70歳になった人たちを対象に介護予防健診を実施しておると。受診率はどれくらいですか。

福祉課長（内田 猛君）

先ほど申しあげました介護予防健診の受診率でございますが、まず、65歳及び70歳の健診については、介護保険証や国民健康保険高齢受給者証の交付会で実施してきたものでございますが、受診率は約2割と低い状況でございました。また、それに代わる郵送による健診アンケートの調査につきましても、約3割の回答率でございました。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

特定健診よりももっと低い。いんにゃ、俺はまだせんかならんばんと、せんか何がまだ行かるかんみたいな、なかなかそういう気持ちにならなくとも、いやいや、まだそんなところに行きたくないわと。

高齢者のそういう衰え、介護に進んでいく兆候として現れてくるのが買物とか金銭感覚、こういう生活能力と思われがちですけれども、これよりも先に人との付き合いとか、若い人たちへの関心とか、それとか、家族との触れ合い、こちらのほうに先に現れてくるそうです。

そういう兆候が出てきたら黄色信号。

介護予防健診が受診率が2割、アンケートが3割で、結局そういう何とかカフェとか何とか体操、いろんな取組をしていただいておりますけれども、そういうところに来る人たちはまだいいんですよ、社会性があるから、積極性があるから。そうじゃない人たちが、結局、介護状態になる兆候のある人たちになりやすい人たち。あんまりそういうところに行きたがらん、人との付き合いもあんまりしない、地域活動もしない、草取りも出てこん、買物も週一遍、最近はコロナで、ネット通販で食料品も買えますから、こういう人たちをどうするのが私は重要だと思うんですよ。やはり外に引っ張り出す。ただ、なかなか強引に力づくで引っ張り出すわけにはいきませんので、いろんな全国を取組を見ておると、島根県に雲南市というまちがあって、その市の当局には当然、保健師さん、ケアプランナー、社会福祉士、療法士、いろんな方がいらっしゃって、やっておると。ところが、なかなか目が届かない。そこで、元看護師、全国には看護師の資格を持ちながら今看護師をしていない人たちというのが70万人いるそうです。ただ、看護師さんの仕事というのは非常にハードですから、医療技術もじゃんじゃん発達し、ましてや子育てとか、いろんなことでなかなか物理的にできない、そういう方々がいらっしゃる。ただ、地域の見守り、あるエリアごとに元看護師さんを選任して、日頃からそういう訪問をしていただいたり、活動を見守って、地域のお年寄りと人間関係を結んでいき、情報もその人に入るようにしていきながら、それで、あら、ちょっとおかしかねと、そうすると、それを当局に伝え、医療機関を受診していただいて治療していただくということで、ここから始まった活動がそこでいろんなノウハウを受講して全国に広がっていると。

先ほど介護保険給付費のアップダウンの話をしましたけれども、柳川市は約25千円増えておると。全国で見ると、高知県の南国市なんかは1人当たりの給付費が280千円だったのが10年間で240千円に下がったと。13.何%ですか。村レベルというと、東京都の小笠原村、ここが43%下がったそうです。やはりいろんな複合的な取組、それと、地域コミュニティ、地域に出張って、そこである程度のコミュニケーションを取るような、そういう努力、取組をやっておる。村ですから、それはほとんどの人が顔見知り。大体どここの誰々さん、あんたは何とかさんの息子やったねとか、そういうエリアですから、イコールに対比はできませんが、柳川市でも民生委員さんの補助的な役割として福祉委員さんがいらっしゃるじゃないですか。ただ、活動自体は私はよく分かりません。名前を挙げとってくれと言われたけんがら私は挙げとったんもとか、そうじゃなくて、先ほどの食進会、食品、食べ物の指導、それと、地域のお年寄りとのコミュニケーション、地域に出張って行って、外に出ない人を引っ張り出すんじゃなくて、こちらから入り込んで行って、水道の検針員さんにも見守り、そういう状況を知らせてくれということで利用している、そういう指導員さんがその地域にはいらっしゃるそうです。いろんな人の情報を総合して。それで、介護予防教室に来ない人、

閉じ籠もりの人、そういう人たちを発掘して行って、それで、いち早く医療機関を受診してもらって、介護状態になるのを未然に防ぐということをやっておるところがいっぱいあるようでございます。

いろいろ申し上げてもあれですけども、もちろん一人一人の心がけですけども、老化は誰しも防げません。そういった意味で、特に1人暮らしの世帯数、先ほど言っていましたけれども、家族と会話しようにも家族もいない。ばってん、あんまり外に出るうごつなか、そういう人たちをいかに見守り、支援をしていくのか。それと、国のほうでは今まで医師の処方がないと看護師さんが 看護師さんというのはできる医療行為というのが限られておりますけれども、国のほうでも一定レベルのことは医師の指示がなくても看護師さんができるようにしようということで、今、制度改革を検討されておるようであり、そういった意味で、それを先取りしておるのが先ほど紹介した島根県の雲南市、何とかナース制度というみたいですけども、やはり専門知識を持っていらっしゃるから、いち早く変化に気づくわけです。

そういった意味で、予算も伴う世界もあるかもしれませんが、ぜひ御検討、御精進をお願いしたいと思います。市長、答弁があれば、何かしますか。

市長（金子健次君）

議員のほうからいろんな形で先進地の事例を御紹介いただきました。その項目の中に、待つんじゃなくて、コミュニティセンターとか、そういうことで集めるんじゃなくて、自ら保健師等が入り込んで、積極的な仕方が必要じゃないかということで、大変感服するものもありました。

現在、コロナ禍の中ではできませんけど、終息した後には、そういう柳川市民の長寿命化について、延命事業について私たちは頑張らなければならないというふうに感じたところでございます。いろんな研究された分について御意見をいただいたことについては感謝いたします。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問

させていただきます。

ここ1年ほどは、毎回の言い回しとなりますが、まずもって新型コロナウイルス感染症、現在、第5波の真っただ中、ワクチン接種はされているとはいえ、感染リスクを抱えながら就業されている医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々に心より敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

さて、この柳川では例年、10月には三柱神社の秋季大祭、おにぎえがにぎにぎしく行われるのですが、今年も昨年同様、規模を縮小、疫病退散の意を込めながら粛々と開催される予定となっております。また、昨年は中止となりましたけれども、11月1日、2日には柳川が生んだ詩聖、北原白秋先生をしのび顕彰する白秋祭、これも規模を縮小してではございますが、開催される予定となっております。

ワクチン接種が少しずつ進んではまいりましたが、マスクを着用しての生活はもう少し続きそうです。しかしながら、少しずつではありますが、アフターコロナへの道筋が見えつつあるのではないかと希望的観測をしているところでもございます。とはいえ、変異株による感染の脅威もすぐそばまで来ている、このようなことを実感します。今後も正しく恐れ、正しく予防し、ひょっとしたら自分が感染しているかもしれない、このような気持ちで、他人にはうつさないようにしようと、思いやりの心で感染予防をしていきたいというふうに思います。

さて、本日の質問ですが、今後の公共施設の在り方についての1点でございます。今後、水と人とまちが輝く柳川、これをさらに発展させるため、そして、柳川の未来を担う子供たちに負の遺産を残さないためには市の財源の健全化が最も重要な課題となってくると思います。

そこで、今後、老朽化が進み、改修、建て替えに大きな予算が必要となってくる公共施設について、現状と今後の事業の進め方について質問させていただきます。

詳細に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

昨年は市民文化会館suitoが完成して、今年度には新ごみ処理施設が完成します。これで大型施設の整備は一段落つくのかなという感じはします。しかしながら、柳川市が抱えている公共施設は、柳川市公共建築物個別施設計画によりますと、令和元年発表で147施設、441棟あり、建築から30年以上経過する建物が全体の約45%を占めており、当然ではありますが、老朽化比率もほぼ同率の約44%となっております。また、全体の老朽化比率も約86%と非常に高い数値となっており、今後、建て替えや大規模改修、大規模修繕、縮小、あるいは統廃合を行っていかなくてはならず、それには相当な財源が必要ということは紛れもない事実だと思います。

そこで、まずもって公共施設の今後の在り方、これを模索する上で重要項目の一つが懐事情、先ほどから申しています財源ではないかなというふうに思うんですが、財政面での市の現在の状況、それと、今後の見通し、それから、今後の課題について教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

本市の令和2年度一般会計の決算を申し上げますと、歳入歳出差引額から令和3年度へ繰り越した事業の一般財源を除いた実質収支は763,118千円の黒字決算となっております。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、一般財源である地方消費税交付金の増加などによりまして、令和元年度と比較して0.7%改善し、94.3%となったものの、依然として高い水準で推移をしています。そのほか、地方債残高は令和2年度末で35,648,867千円となり、令和元年度と比較しますと3,233,144千円増加しました一方、積立基金の残高は12,759,277千円で、78,224千円の減少となっております。

合併市町村の優遇措置の一つである普通交付税の合併算定替えによる加算措置は令和元年度までで終了をしており、人口減少に加え、コロナ禍の影響により市税、普通交付税などの一般財源が減少する一方、大型建設事業に伴う公債費の増加、少子高齢化による扶助費の増加、施設老朽化による維持費の増加など、歳入の減少と義務的経費の増加が同時に進行することが想定されます。

このような厳しい財政状況を共通認識として持ちながら、事務事業見直しや総合管理計画に沿った公共施設マネジメントなど、行財政改革を着実に進めることが必要であると考えているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

令和2年度の実質収支、これは約760,000千円の黒字決算となっているとのこと。これは大変喜ばしいことではあるんですが、財源の流動性を示す経常収支比率、これは近隣の市町村と近い数字にはなるんですが、94.3%と依然として高水準であると。このことが結構やっぱり懸念材料かなというふうに思います。

また、先輩方が努力して積み立ててこられた基金は今もって12,760,000千円程度あるということなんですが、これも年々減少して、逆に借金である地方債残高は35,650,000千円程度あり、こちらは年々増加しているということで、この35,650,000千円というのには国からの交付税措置も入っていると思いますので、額面どおりの返済ではないにしても、やっぱり100億円近くあるということで、非常に厳しい状況にあるというのは紛れもない事実かなというふうに感じます。

そこで、こういう財政状況で、今後、公共施設を維持管理、あるいは建て替えを行ってい

くということになっていくと思うんですが、大前提として考慮すべき基本原則、これはどうなっているのか、教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画におきましては、次の世代に大きな負担を残さないため、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設マネジメントを推進するための基本理念を定め、それを実現するための基本原則を設定いたしております。

まず、基本理念としては3点を掲げています。1つ、次世代の負担軽減、これは次の世代を担う若者が夢と希望を持って暮らせるよう効率的に公共施設を維持管理するとともに、施設保有量を見直すものです。2つ、市民の安全と安心の確保、これは自然災害や施設の老朽化に備えて市民の安全確保を図りながら、本当に必要な公共施設を市民に提供し、安心して利用してもらえるように維持管理をしていくものです。3つ、安定した行政サービスの提供、これは限られた財源の中でも充実した行政サービスを安定的に提供するものです。

この3つの基本理念の実現に向けて、次の6つの基本原則を設定いたしております。1つ、新規整備は原則として行わない、これは施設の長寿命化や維持補修を適正に行い、既存施設の有効活用を図るものです。2つ、複合施設を前提に更新を行う、これは施設の建て替えに当たっては、余剰・遊休施設の活用や施設の複合化を検討するものです。3つ、施設総量、総床面積を縮減する、これは用途が重複する施設の統合や稼働率の低い施設の扱いを検討するものです。4つ、費用対効果を十分に踏まえた整備を行う、これは優先順位の設定等で予算総額の縮減に合わせ整備費を設定するものです。5つ、維持管理費を縮減する、これは点検や長寿命化などにより適正な管理を実施するものです。6つ、PPP、PFIなどの民間活用を推進する、これは民間活力の活用で、機能の維持向上とコスト縮減を図るものです。

以上が公共施設等総合管理計画で掲げている将来に大きな負担を残さないための公共建築物のマネジメントに関する3つの基本理念と6つの基本原則でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、基本理念、それから、基本原則、これについて答弁いただきましたけれども、しっかりとした3つの基本理念がまずございました。次世代の負担軽減、それから、市民の安全と安心の確保、安定した行政サービスの提供、この事項は、やはり第一に考慮すべき理念であり、市民の皆さんへ当然担保されるべきことだというふうに思います。それ以降の6つの基本原則については、市の職員の方々、こちらの努力により達成できることが多いのではないかなというふうに思うんですが、特に、私が以前より提案しております6項目めのPPP、PFIなどの民間活力の活用、これは柳川市では前例もなく、なかなか取組にちゅうちよす

ることがあるのではないかなというふうに思いますが、ぜひその殻を破っていただいて、検討、実行に移していただきたいなというふうに思うところでございます。

さて、平成29年度に策定されました公共施設等総合管理計画に示されているところによりますと、平成26年度では公共施設全体の稼働コストは約45億円というふうになっておりました。この額は公共施設の運営のための人件費だったり物件費、それから、維持補修費、これに減価償却費を加えた合計額となっているようでございましたけれども、公共施設を維持、運営していくためには、単年度で45億円ものコストがかかったということで重大に受け止めているところでございます。

そこで、これらの経費のうち、施設内の老朽化に伴って増加すると考えられる維持補修費、これについて直近3年間の状況と平成26年度からの増減率について教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

公共施設の維持補修費の推移でございますが、平成30年度が157,100千円、令和元年度が163,210千円、前年度比3.9%の増でございます。令和2年度が167,720千円、前年度比2.8%の増でございます。また、令和2年度と平成26年度を比較いたしますと、12.9%増加をしているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり年々増えるのかなというふうに考えます。

それからまた、6年たてば、人間同様、建物の老朽化も進んで、年々維持経費もかさんでくるというのは当然のことだろうと思うんですが、そこで、この数字と単純には比較はできないかもしれないんですけども、今後10年間における修繕更新経費の推計額、これについて教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本市では昨年度に柳川市公共建築物個別施設計画を策定いたしております。この計画では、公共建築物の再配置方針を定め、その方針に基づいて施設の統廃合や長寿命化型改修を進めることといたしております。

この統廃合や長寿命化型改修を実施した場合の更新・改修費用は、令和4年度から令和13年度までの10年間で8,470,000千円と推計をいたしております。

なお、ここで算定している改修費用はあくまで長寿命化のために計画的に行う大規模な改修のみでありまして、小規模な修繕、営繕や、高額であってもエアコン故障などの不意に発生する修繕等の費用は含んでいないところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

今後10年間で8,470,000千円、これが修繕更新経費として推計されているとのことで、その額に驚かざるを得ないんですが、その修繕更新経費は市が所有している全ての建築物が対象となっているのでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました今後10年間における更新・改修費用84.7億円には、小学校、中学校及び公営住宅を含んでいません。これは個別施設計画の検討開始時点におきまして、小・中学校につきましては学校規模適正化・適正配置の検討が予定されていたこと、また、公営住宅については公営住宅等長寿命化計画の策定直後であったことから、個別施設計画の対象から除外したことによるものでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

令和2年に策定された個別施設計画によりますと、延べ床面積ベースでは市全体の建築物の約半数が学校教育施設で、約15%が公営住宅、このようになっておりまして、この2つを合わせますと約60%強となるようでございます。この2つの施設の更新・改修費用が先ほどの84.7億円に加算されていないということは、これもかなり憂慮すべきことではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、この約50%を占める学校教育施設について、前回は質問させていただきましてけれども、小・中学校適正規模・適正配置化検討委員会からの答申が3月にありまして、約半年が経過いたしました。その後の計画の進捗状況、これを教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、教育委員会の内部におきまして、中学校、小学校それぞれの再編シミュレーション、学校区案を複数作りまして、内部での協議を行っているというふうな段階でございます。皆様方に納得できる案を提示できるよう、ある程度校区案を絞り込んだところで、ぜひとも今回は前に進めたいというふうに考えておりますので、案ができましたら、再編後の校舎配置案、そして、通学手段の検討、ここまでを年度末を目指して今やっているというふうな状況でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。今年度末には大まかな案が策定されるということで、着実に進行しているのかなというふうに感じるところでございます。

以前、市長は、意見として、計画実施まで前倒して8年から9年ぐらいでやれるように努

力したいということをおっしゃっていましたが、その後、スケジュール的に全体の変更とかはございませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

検討委員会の答申のほうで、答申後10年以内で再編を完了するようにと求められているところでございます。それを目標に進めていきたいというふうに考えております。

もちろん再編完了までという実現に当たっては、市民の皆さんに丁寧に説明し、関係の皆さんの御理解を得ながら進めていきたいというふうに考えておりますが、なかなか厳しい目標であるということは感じているところでございます。目標より早くというのはなかなか難しいというふうには感じているところでございますが、計画案をつくっている段階で先延ばしにするということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。努力していただくようによろしくお願いいたします。

皆さん御存じのとおりかとは思いますが、学校適正規模・適正配置化検討委員会の答申によりますと、現段階での計画スケジュールの一区切りである10年後の2030年には、2020年と比べて小・中学校合わせて児童数が4,906人から4,415人へと約500人減少し、学級数は約20級減少するというふうに言われております。さらに、現在、1学年に1クラスしかない単学級が12あって、令和7年度には1つの学級に2つの学年を収容して編制する複式学級が生じる可能性が見込まれておるといいうふうに書いてございます。

こういった状況からしても、柳川市の未来を担う子供たちにとって、統廃合を含めて、よりよい教育環境をつくってあげることが急務ではないかというふうに思います。10年はなかなか厳しい期間だとは思いますが、どうか早期の実現を期待しているところでございます。

それでは次に、公営住宅についてお尋ねいたします。

学校教育系施設は適正規模・適正配置の計画決定後、学校施設等長寿命化計画の見直しもを行い、公共建築物個別施設管理計画に位置づけるとなっております。公営住宅も同様となっておりますが、この点の変更ございませんでしょうか。

建設課長（中村正光君）

橋本議員の質問にお答えいたします。

柳川市公共建築物個別施設計画に記載のとおり、小・中学校の適正規模・適正配置の方針が定まった段階において、学校施設の再配置計画の策定及び学校施設等長寿命化計画の見直しに合わせまして、公営住宅につきましても将来の管理戸数について再検討を行いまして、本計画に位置づけることにしておりまして、変更はありません。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

公営住宅においても将来の管理戸数について再検討を行って、公共建築物個別施設計画に位置づけるということですが、それでは、市営住宅の現状についてお聞きいたします。

市営住宅の箇所数、戸数、それから、空室状況、これはどうなっているのでしょうか。

建設課長（中村正光君）

お答えします。

本市の市営住宅は令和3年9月1日現在で14団地、587戸であります。

次に、空き室の状況のお尋ねですけれども、現在、老朽化及び建て替えのための募集停止を行っております椿原町団地、隅町南団地、垂見三団地の空き室を除きまして、令和3年9月1日現在で19戸になっております。

内訳といたしましては、母子世帯向けの住宅の筑紫団地が9戸、子育て世帯向け住宅の中山団地が2戸、一般世帯向け住宅の佃団地が1戸、蒲池立石団地が2戸、鷹園団地が1戸、桜ノ木団地が3戸、柳河団地が1戸となっております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。今聞いたら、現在14団地、587戸あって、そのうち老朽化して募集停止している団地を除いた中では7団地、19戸の空き室があるということで、ありがとうございます。

それでは、この市営団地の老朽化の現状、これについて教えていただけますでしょうか。

建設課長（中村正光君）

お答えします。

老朽化の現状はどのようになっているのかとの御質問です。

先ほど申し上げました募集停止を行っている椿原町団地、隅町南団地は昭和30年の完成から現在65年が経過し、老朽化が進んでいるため、建て替える計画をしております。また、垂見三団地は昭和44年の完成から現在51年が経過して、老朽化が進んでおります。

また、それ以外の団地において築30年を経過した団地は筑紫団地、佃団地、畦無団地、江曲団地の4団地があります。14団地ある市営住宅の約半分の7団地は老朽化が進んでおるところでございます。

そのため、筑紫団地と佃団地は今年度、江曲団地は令和4年度に屋上防水や外壁改修などの大規模な改修工事を行うことで長寿命化を図っているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。10団地が老朽化が進んでいるということですね。

7団地と3団地なんで、10団地老朽化が進んでいて、建て替え、あるいは改修工事、あるいは使用廃止等を検討されているとのことなんですが、具体的に建て替えだったり取壊しだったりということの計画、これはどうなっていますでしょうか、具体的にお願います。

建設課長（中村正光君）

市営住宅の建て替えや取壊しなどの計画についてお答えいたします。

平成29年度に策定いたしました柳川市公営住宅等長寿命化計画におきまして、椿原町団地、隅町南団地につきましては令和9年度までに別の場所での建て替えを計画しております。また、垂見三団地につきましては建て替えは行わず、用途廃止を行い、令和9年度までに取り壊すよう計画しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今のはあくまでも公営住宅等長寿命化計画における計画ということでの答弁だったと思うんですが、先ほどの答弁にございましたように、今後の個別施設計画に位置づけるタイミングで再度検討され、計画変更もあり得るということで理解しておくんですが、現在計画されている建て替え計画での民間活力、PPPだったりPFI、これの検討はされておりますでしょうか。

建設課長（中村正光君）

建て替え時の民間活力の検討につきましてお答えをいたします。

柳川市公営住宅等長寿命化計画におきましても、この計画の推進に向けた方策の一つとして、民間活力の導入について検討することとしております。

民間活力の代表的なものといえますのは、橋本議員が御提案されていますPPP、PFIがございます。本市では令和9年度までに椿原町団地、隅町南団地を建て替える計画がありますので、今年1月にPFIを活用し地域優良賃貸住宅を整備された、佐賀県にございますけれども、みやき町へ先進地視察に行ったところでございます。

今後もそういった先進地事例を検討しながら、PPP、PFIを活用した先進地事例などの調査研究を行いながら、民間活力の導入について検討を行ってまいります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

民間活力の導入においては、ただ単に建設コストだったりランニングコスト、それから、解体までの全てを含むライフサイクルコストという面におけるメリットだけではなくて、新規雇用の創出だったり、結構多くの可能性を含んでおります。ぜひとも積極的に検討していただいて、その過程もしっかりですけれども、検討時における数字による相对比较もまた報告

のほうをしていただきたいなというふうに思います。

これまでいろいろと伺ってまいりましたけれども、気になることを1つお聞きいたします。これは部長にお聞きしてよろしいでしょうか。

これから先、人口や税金の収入が減少していく本市において、建て替えを含む新しい公営住宅の整備は本当に必要だと思われませんか。

建設部長（松永泰治君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

今後、公営住宅の建て替えについては、本市におきましては今現在547戸の公営住宅がございますけれども、大川市、筑後市、大牟田市等の近隣市町村と比べまして、公営住宅につきましては現在少ない状況でございますので、公営住宅につきましては、今後、PPP、PFI等の民間活力を活用しながら建て替え計画を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今から人口も減っていく、それから、税収も減っていく中で、よその近隣の市町村が人口どんくらいに1戸ありますよとかいう比較ではなく、実際に柳川市の中でどれくらい不自由しているかとか、やっぱりその辺は実質的な感覚でもって計画のほうを立てていただきたいなというふうに思います。

それから、前々から提案していますように、例えば、莫大な予算をかけて新しく建設するのではなくて、民間の既存の賃貸住宅を借り上げることも逆に利用者の地理的条件をカバーする一つの手だてになるのではないのでしょうか。これも職員の皆さんの手腕にかかっていることだというふうに思います。いろんなアイデアを出しながら、慎重に検討を重ねて進めていただきまして、また、計画検討段階において議会へ随時報告をいただきながら協議を行えば、これは引き合いに出すのもどうかなというふうに思いますが、柳城児童館のときのような混乱も防ぐことができ、スムーズな事業推進ができるのではないかなというふうに思うところでございます。

それでは、話をPPP、PFIのほうに戻しますけれども、令和2年策定の公共建築物個別施設計画におきまして、公共施設等総合管理計画にはなかった推進体制として、各部会に指示、報告ができるPPP・PFI推進プロジェクトチームを専門チームとして別枠に盛り込んでいただきました。このプロジェクトチームの現在までの稼働状況、これについて教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

財政課のほうからお答えをしたいと思います。

本市におけるPPPやPFIの導入を推進するために、庁内組織といたしまして、柳川市

PPP・PFI推進プロジェクトチームを立ち上げております。今年度はこれまで2回の会議を開催いたしまして、PPP・PFI研修の実施などについて協議を行っております。

このプロジェクトチームは5人という少ないメンバーでスタートいたしました。しかし、PPP、PFIを進めるには体制の充実が必要でございます。様々な視点からの意見を取り入れるべく、建設部門や産業経済部門などからメンバーを加えることといたしております。また、職員を対象にメンバーの募集も行いました。PPP、PFIの活用に積極的な考えを持っている3人の職員から応募があり、大変心強く思っているところです。今後は新たなメンバーと共に研修の実施や先行事例の研究などを行うこととしております。

さらに、本市でPPP、PFIを推進するに当たりまして、専門家の力も借りたいと思っております。国土政策研究会という一般社団法人がございまして、この国土政策研究会は国土交通省のPPP協定パートナーとして活動をされております。その理事であります伊庭先生、以前、本市で研修の講師をしていただきました。その伊庭先生に協力をお願いをしたところ、快諾をいただいたところでございます。

このように、プロジェクトチームの体制充実や外部専門家の協力など条件が整ってまいりましたので、取組を一段と進め、PPP、PFI導入を推進していきたいと考えております。以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

当初5人のメンバー、プラス自ら手を挙げていただいた3人の職員が加わって、約8人のメンバーで研修を重ねられているとのことですが、これからさらに参加メンバーも増えて、真剣にいろんな事業が検討なされて実行されていけば、柳川の未来はもっともっと明るいものになるんじゃないかなというふうに思います。

PPP、PFIの検討、導入については本市においては未経験の取組であり、先進地の条件等も合致しないということがほとんどだろうというふうに思います。そういうことで、なかなかの課も手をつけづらい雰囲気になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、そこで、やはり先ほど答弁にもありましたように、専門家の助け、助言もいただきながら、よりよい市民サービスが提供できるよう、それからまた、柳川の未来を担う子供たちへ決して負の遺産を残すことのないよう事業を鋭意推進していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後 2 時15分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、20番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。いつものことですが、今日もよろしくお願いをしたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

本市においても、新型コロナウイルス感染症はいまだに終息に至らず、観光産業はまさに必死の状態に至っています。1年延長されたオリンピックも無観客で行われ、期間中、閉会後には4回目の緊急事態宣言が発せられ、若い世代の感染が日々報道をされています。

この間隙を縫うようにして、中国は毎日のごとく日本固有の領土である尖閣諸島に日本の海上保安庁に該当する公船で領海侵犯を繰り返しています。日本の固有の領土である尖閣諸島に、お隣の中国や台湾は、周辺海域の海底に膨大な石油資源が眠っていることが判明をされた1970年以降、それまでに見向きもしなかった尖閣諸島に対し、中国の領土であるとの主張を強くし、虎視眈々と領土を狙っています。また、北に目を向けますと、韓国は朝鮮戦争後、どさくさに紛れて、これまた日本固有の領土である竹島を実行占有し、ロシアは終戦後に北方四島に進駐し、占領をされています。

中国、韓国、ロシアにおいては、学校の教育の場でこれらの島々を自分の国の領土であるとの教育がなされています。また最近、報道によれば外国籍の会社や個人による土地の買占めが進んでいるようでもあります。このような観点から、領土喪失の危機が迫る中、国を応援するためにも、地方議会からももっと声を上げていくべきではないかと考えています。

また、柳川市議会においては、合併以来、議員の定数削減に取り組んでまいりましたが、国においては議員定数の削減は遅々として進んでいない状況で、ほどなく衆議院選挙が行われますが、その声は全く聞こえません。これについても地方議会より声を出していくべきではなからうかと思うところであります。

さて、本題の柳川市教育委員会の義務教育に対する今後の取組についてであります。子供会育成会やPTA活動の際にお母さん方の話題にされるのが学校の統廃合であります。お隣のみやま市においては、平成21年に検討を進め、小学校7校が統合し、また、大川市においては、平成26年に検討をし、中学校の統合が、大牟田市においては、鉾山の閉山に合わせて随分前から統廃合が進んでいます。しかし、柳川市においては、小規模校は児童一人一人に行き届いた教育ができるといったことで、合併後はしばらくしてから、10年間、全く検討がなされてこなかったと、そういうように思います。きめ細かな教育により学童の教育水準は高まり、全国テストにおける水準も全国平均や県の平均を上回るすばらしい成績であると

信じております。また、コロナの拡散により学校では短縮授業が行われているようですが、児童1人に1台のタブレットの配付により、家庭における学習の取組も行われていると存じます。

ここで私の母校である豊原小学校はICT教育の先進校として文部科学省、福岡県、柳川市の指定を受け、教育活動や5年間もの取組の実績もあり、十分な活用が行われており、昨年当初の一斉休校時のような遅れは生じていないと思っています。

それでは次に、柳川を支える観光事業について、コロナ終息後の柳川観光回復を図る取組について、分かりやすいように自席より一問一答で行いたいと思いますので、演壇よりの質問はこれで終了いたします。

あとの質問は議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

20番（三小田一美君）続

まずは1つ目でございますが、橋本議員と重複するところがあるかも知れませんが、よろしく願いをしたいと思います。

平成21年4月以降の児童・生徒数の変遷についてお尋ねをいたします。

平成21年4月の小学生、中学生の人数をお尋ねします。また、小学校、中学校の数及び学級数をそれぞれお願いしたいと思います。よろしく願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

三小田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この質問につきましては、当該年度の学級編制が確定をいたします5月1日現在の数値を使ってお答えをさせていただきたいと思います。

平成21年5月1日現在で、小学校の児童数は3,954人、中学校の生徒数は2,105人、合わせますと6,059人の児童・生徒数でございます。

学校数、学級数につきましては、小学校は19校で、通常学級が156学級、中学校は6校で、同じく63学級でございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、令和3年4月の小学生、中学生、それぞれ何名でございましょうか。また、小学校、中学校の数及び学級数をそれぞれお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

これも同じく5月1日現在でお答えをさせていただきます。

令和3年5月1日現在で、平成21年度と比較をいたしまして、小学校の児童数が690人減りまして3,264人、中学校の生徒数は558人減りまして1,547人、合計、減少数が1,248人で、4,811人の児童・生徒数でございます。これを率にいたしますと、20.6%の児童・生徒数が

減少をしているところでございます。

学校数、学級数につきましては、小学校は変わらず19校で、通常学級が140学級で16学級の減少、中学校は6校で、48学級で15学級減少している状態でございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、10年後の令和13年4月の小学生、また、中学生は市内でそれぞれ何名と推測をされていますか、また、小学校、中学校の数及び学級数は幾つと推測をされていますか、よろしくお願いをしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

10年後の児童・生徒数の推計につきましては、第2次柳川市総合計画後期計画策定に係る基礎調査資料、いわゆる人口ビジョンによって、独自推計によります学区別・年齢別の人口推計結果及び令和3年4月30日現在における住民基本台帳から生年月日により抽出しました、この数字を活用させていただきます。

平成21年度と比較いたしますと、令和13年度は小学校の児童数が2,682人で1,272人の減少、中学校の生徒数は1,367人で738人の減少、合わせますと4,049人となりまして、2,010人の減少です。率にいたしますと、33.2%の児童・生徒数の減少が見込まれているところでございます。

この場合の学級数につきましては、再編がまだ固まっておりませんので、現在の学校がそのまま存続するというふうに仮定をいたしまして推計いたしますと、小学校は令和7年度までに全学年移行予定でございます1学級35人以下、中学校は1学級40人以下という形で学級編制をいたしますと、小学校が通常学級が124学級で32学級の減少、中学校は42学級で21学級の減少の見込みとなっております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、文部科学省の基準によれば、令和13年4月の小学校、中学校の数及び学級数は最低幾つ必要と推測されますか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

文部科学省の基準とのことでございますけれども、国は学校の規模に関しましては、学校教育法施行規則で標準的な学級数というものを定めております。小学校がおおむね12学級から18学級ということで、1学年が2クラスから3クラス、中学校は12学級から18学級ということで、1学年がおおむね4クラスから6クラスというふうになっております。それを基準という形にいたしましてお答えをさせていただきます。

小学校につきましては、実績として直近の令和2年4月2日から令和3年4月1日まで、この1年間で生まれた子供が令和13年度に小学校の5年生になります。実績として分かっている数値で一番新しい数字がこの子供たちの数になりますので、これを基にしてお答えをさせていただきます。

令和3年4月30日現在における住民基本台帳から抽出をいたしますと、この子供たちが408人いるわけでございます。この408人がそのまま10年後もその学年でいるというふうに仮定をいたしますと、先ほどの1学級当たり35人以下というふうな形で編制をいたしますと、12学級が必要となるというふうな形になります。柳川市全体で12学級が必要となっているということでございます。これを先ほどの標準的な学級数、1学年2クラスから3クラスというふうになっていますので、それに照らし合わせますと、この場合、小学校の数は4校から6校で賄えるというふうな推測になります。

中学校におきましては、同じように令和13年、このときに中学校1年生になる平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ、今、実質444人いるわけでございますが、この子供たちが1学級当たり40人以下で編制をいたしますと、やはり同じく12学級という形になります。中学校の標準的な学級数は1学年4クラスから6クラスというふうになっておりますので、柳川市全体の中学校の数は2校から3校で足りるというふうな推測が成り立つということでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうも。

それでは、現在、複式学級を行っている学校はありますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在の令和3年度の柳川市立小・中学校におきまして複式学級を行っている学校はございません。

以上です。

20番（三小田一美君）

それでは、文部科学省の基準に当てはめた場合、現在の複式学級の数は幾つになりますか。それとまた、複式学級を実施しなければならない学校は何校ありますか。できれば学校名を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

この件に対しては、ある議員あたりが四、五名ぐらい一般質問されておられますので、詳しく教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

複式学級の編制基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標

準に関する法律第3条に掲げる数を標準として県教育委員会が定めておるところでございます。まず、基準ですが、小学校は2つの学年の児童で編制する学級が16人まで、ただし、第1学年、1年生の児童を含む学級にあっては8人まで、同様に、中学校につきましては2クラスで8人までというのを基準といたしております。

今年度、令和3年度の柳川市立小学校、中学校におきまして、この複式学級の編制基準に該当する、そういった学校はございません。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、現在、複式学級がないということは、教育委員会の御努力によって、本来、複式学級を設けなければならないというところを単独学級として運営してあると認識してよろしいでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

繰り返しになりますが、令和3年度において全ての学校で、小学校で2つの学年の児童が16人、第1学年を含む児童の場合は8人を現在超えております。同様に、中学校においても、またがる2つの学年の生徒が8人を全ての学校で超えておりますので、元から基準どおり複式学級を編制しなければならない学校がございません。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、本来、複式学級運営を行うところを単独学級として運営すれば、担任する児童の数も10名以下となり、一人一人の児童に対しきめ細かな対応が可能となりますが、きめ細かな対応は全国テストの成績に十分反映はされたか、また、市内のほかの学校よりも高水準であると思いますが、結果はどういうふうになっておりましたでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

繰り返しですが、令和3年度におきまして市内の小・中学校で複式学級を単独学級として運営している学級、これがございませんので、具体的にお答えすることがなかなか難しゅうございますが、小学校におきまして1クラス10人前後のクラスで運営している学校というのはございます。確かに少人数の学級でございますと、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況、こういったものを把握するのが容易でございます。補充指導、個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすいというメリットはございます。したがって、学習成果の向上を期待することができるということでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

今の課長の答弁と私の質問とちょっと食い違いがありますけど、明確な答弁ばよっとしていただきたいなと思いますけど、まあまあですね、普通ぐらいち思うとくならよかですかね、私が質問者に対して。課長、質問者に対して明確なね、このテストの成果についてどういうふうになっておるかとお尋ねしよるばってん、まあまあでよかですかね。私が判断能力がちょっとよっと分かりませんから、もう一回いいですか、お願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

テストの成績ということでございますけれども、基本的に柳川市内の小規模になっているのは小学校がほとんどでございますけれども、小学校の市内全体の全国学力テストというのは全国平均より上回っているような状況でございます。また、確かに小規模校は成績のいい傾向はございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、義務教育が目的とするものは、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」となっておりますが、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

学校の小規模化は、児童・生徒の社会性を育む教育環境や学校の運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。たくさんの友達と一緒に切磋琢磨しながら確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、社会の一員として自覚を持って行動できる子供を育てるためには、子供が学びやすい学校の規模であることが必要であると思います。みやま市では平成21年から、大川市では平成26年から、大牟田市においては炭鉱の閉山後から取組が進められてきていますが、柳川市においては小規模校がいろいろな面でよいとされてきた根拠はどのような理論に基づくものでしょうか、すみませんが、ちょっと教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

御質問の中にございましたように、近隣の大牟田市、みやま市、大川市では学校の統廃合が進んでおりまして、一方、本市のほうでは合併以前からのままであり、小規模化への対策を求められるようになってきております。

これまで学校の小規模化への対応といたしまして、約10年前に学校適正規模・適正配置化検討委員会で検討をしていただきまして、そのとき、平成23年12月に答申された内容は、小・中学校の統合再編につきましては時期尚早で、当分の間は現状のまま、10年後をめどに再度検討をするというふうな結果になっております。

その主な理由といたしまして、小学校のほうでは保護者が個人個人に応じたきめ細かな指

導を望んでいることや通学距離が2キロ以上となる、そういった地域が相当数出てくることが挙げられておりました。また、中学校におきましては、1学年1クラスという学校がまだ出てこないこと、小規模校のほうが生徒指導上の問題が少なく、落ち着いた環境での教育が実現できていることが挙げられておりました。そして、一番の原因ですけれども、小・中学校ともに学校統合に向けた機運がまだ熟していなかった、そういった気持ちが乏しかった、多くの人が再編を望んでいる状況ではなかったということで、現状の小学校19校、中学校6校、25校をそのまま維持するというふうな結果になったものだと考えられます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、素晴らしい根拠に基づいて学校の再編に背を向けてこられた施策を今転換しようとしているのはなぜでしょうか。合併後、学校の適正配置を検討されていた時期もあったようですが、その後、そのことが話題になることもなくなったようですが、いかがでしょうか、教育長、お願いをしたいと思います。

教育長（沖 毅君）

三小田議員の御質問に答弁いたします。

前回の学校適正規模・適正配置化検討委員会の答申から10年近くを経て、学校を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。先ほども答弁いたしましたけれども、予想以上のスピードで少子化が進むことで、これまで各学年複数クラスで編制できていた学校が1学級ずつとなり、特に小学校ですけれども、また、学校全体の児童・生徒数も少なくなり、学校行事等も以前と同じようにはできなくなっております。我々が小学校、中学校に行っていた頃から比べると、3分の1、4分の1の児童数になっているというふうに考えていただいて結構だと思います。

加えて、小学校と中学校を合わせた義務教育学校といった新しい学校の仕組みもできつつあります。各地で学校の再編等をきっかけに特色ある学校も誕生したことから、保護者の意識も多様な子供たちがいる理想的な環境で子供を学ばせたいという意識が強くなってきているというふうに推測いたします。

柳川市においても適正な規模に学校を再編することによって、より手厚い教職員配置や、これまで各学校に分散していた予算等の経営資源をより集中的に注力することができるようになると考えられます。

こうしたことから、一昨年度に設置し、昨年度に答申をいただきました今回の学校適正規模・適正配置化検討委員会においては、学校再編を基本として適正な規模、配置の実現を求めると答申されているところであります。これを受けまして、本市では答申の趣旨実現のため、現在、教育委員会において再編案の検討を行っております。そういうところで、急ぎ進

めていきたいというふうに考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

学校の適正な配置となれば、地域住民の方や卒業生から自分たちの学校がなくなるといった声が出てくるのは当然予測されますが、義務教育の本分は、これからの日本を担う児童・生徒の育成、教育であります。地域社会のコミュニティ形成や絆の育成は、現在、各小学校単位の建設されたコミュニティセンターが主体的に担うことであり、そのために社会教育主事を配置し、積極的な運営が社会教育に課せられた使命と考えますが、いかがでございましょうか。

教育部長（袖崎朋洋君）

三小田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

言わずもがなでございますが、近年、地域のコミュニティを取り巻きます状況は、急激な人口減少の進展によりまして、役員さんが高齢化したり、固定化したりするということ、後継者不足という問題が顕著となっております。あわせまして、住民の地域コミュニティへの帰属意識の低下の問題も複合的に関係いたしまして、地域コミュニティを運営いたします組織の維持、活性化を図ることがなかなか難しくなっている状況になっておると思っております。

こうした問題を解決いたしますために、市は令和2年1月に柳川市校区まちづくり推進計画を策定いたしまして、人口減少社会においても安定した運営が可能となるような持続可能な校区まちづくりを目指すということにしております。

本市が目指します地域コミュニティの将来像は、区長制度の継承を前提といたしまして、行政区を基礎とした地域のつながり及び地域と行政の協働を推進する住民主導のまちづくりと定めております。おおむね既存の今ある小学校区を単位といたしました、仮称でございますが、校区まちづくり協議会を組織化し、議員おっしゃいますように、コミュニティセンターを活動拠点として地域のつながりをつくっていくということにしております。

将来的には、この協議会の運営は校区の実情に合わせて行われていくこととなります。したがって、地域によっては社会教育主事が運営の主体となることもあり得ると思っております。

今後も引き続き市内全校区に校区まちづくり協議会の設置を進め、校区が運営いたします協議会や各種団体の人材や活動が新しいつながりをつくりながら適切に継続されるとともに、校区住民の皆さんが定められた将来像を皆さんが一体となって進められるよう、行政としても支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

この教育関係の最後になりますが、これから進学をしてくる児童・生徒のことを考えますと、一日も早い答申、また、実施計画の作成、また、建設の着手といった迅速な取組の考え方があるなら、ちょっと教えてください。

教育長（沖 毅君）

お答えしたいと思います。

先ほどから課長が答弁していますとおり、なるべく早く計画のほうをつくり上げ、皆様に御提示したいというふうに考えております。これについては待たなしというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、コロナ後の柳川観光の復興についてであります。

これにつきましては所管委員会に関することであり、決して好ましいこととは思っていませんが、地域の皆さんから、どうなっていますか、いつから放送は始まりますかという強い要望が寄せられていますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、駅前の乗船場の設置ですが、新たに掘割を掘削し、乗り場を造るようになっているようですが、現在までの進捗状況を教えてください。また、完成は何年後に予定されていますか、あわせてお願いをしたいと思います。

都市計画課長（目野隆広君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、令和元年9月に福岡県と西日本鉄道株式会社、柳川市の3者の記者発表以降、それぞれの役割ごとの準備、検討作業を行ってきております。

まず最初に、福岡県による事業の進捗状況につきましては、二ツ川からの掘割引込み整備に伴います調査、測量、設計が実施され、現在、掘割の用地となります土地の買収が完了しております。今年度は国道443号に埋設されておりますN T Tケーブルの移設工事に着手いたします。

次に、西日本鉄道株式会社では、西鉄柳川駅周辺開発事業が令和3年3月に発表されました修正第15次中期経営計画の重点戦略、持続可能で活力あるまちづくりの推進に位置づけられており、現在、基本構想が策定中で、今後、基本設計、実施設計を進めていくと伺っております。また、今年度は10月以降にバス待機場の移設が行われる予定となっております。

最後に、本市の今年度事業としましては、現在、東西の駅前広場の歩行者通路屋根及びバリアフリー送迎スペース屋根の整備工事の契約が完了しており、準備が整い次第、工事に着手いたします。

この3事業ともに完成年度は令和6年度の完成を目指して事業を進めていっているところでございますので、その状況を見ながら供用開始というふうになってくるかと思っております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

続きまして、市長におかれましては、NHKの大河ドラマの誘致に全勢力で取り組まれています。大河ドラマの誘致の進捗状況並びに今まで投資をした関連事業を含めた予算の執行状況及び予定されている放映の時期についてお尋ねしたいと思います。

観光課長（山田秀太君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

まず、進捗状況について御説明申し上げます。

立花宗茂公と閻千代姫を主人公としたNHK大河ドラマ招致につきましては、立花宗茂公の生誕450年の節目に当たります平成29年に開始したところでございます。

議員御承知のとおり、この事業につきましては、地域の経済活性化や観光客の増加のみならず、市民の皆様、とりわけ子供たちや若年層が宗茂公と閻千代姫様の豊かなエピソード、物語を学び、地域の歴史に誇りを持ち、郷土愛を醸成するという人づくり、足腰の強いまちづくりに結びつけるということを目的に進めております。

活動状況につきましては、現在、市内の官民49の団体で組織します「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致柳川委員会と、福岡県や県内外のゆかりの自治体、民間団体など43団体で構成いたします広域的な委員会で進めております。昨年度は九州電力株式会社に御加入いただきまして、今年度はうきは市に加入をいただく予定でございますなど、着実に活動の輪が広がっております。

また、昨年度につきましては、コロナ禍ではございましたが、福岡県との共同事業といたしまして、「立花宗茂公柳川復帰400年記念イベント～「義」に生きた宗茂復活の軌跡～」と題しまして、柳川市民文化会館で無観客のライブ配信を実施しまして、1,876人の皆様に御視聴をいただいたところでございます。

次に、事業費でございます。

平成29年度に9,700千円、平成30年度に5,000千円、令和元年度に5,000千円、令和2年度に6,500千円と、これまで4か年で累計26,200千円を執行しておりまして、このうち福岡県から11,180千円の補助金等の拠出をいただいております。

現在、2022年の主人公は北条義時、2023年は徳川家康に決まっております。今後、立花宗茂公と閻千代姫を主人公とした大河ドラマが決定したならば、アフターコロナの本市、福岡県のゆかりの地の地域経済の反転攻勢への起爆剤になるのではないかと考

えておるところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、市長にこれはお尋ねしようかと思えます。

NHKのドラマ誘致ができたとしても、放送が終了すれば観光客が激減をします。現在も観光資源もいっぱいありますが、観光の目玉、恒久的な施設があればと考えますと、やはり柳川城の復元ではなかろうかと思えます。

平成21年12月に一般質問を申し上げますが、まずは外観だけでも復元をして、その後、徐々に内部の展示品や展望台などを設置していくような方法を全国に向けたクラウドファンディングなどの手法を活用すれば、話題性としてマスコミも取り上げられ、観光客の増加につながると思えますが、いかがでございましょうか、お願いをしたいと思います。最後やっけん、市長にすみません。

市長（金子健次君）

最後ということでございますので、私のほうでお答えさせていただきます。

三小田議員の柳川城の復元については、願わくばそういうことをお願いしたいと思えますけれども、一番は、やっぱり大河ドラマの招致が成功した暁には、全国民の皆さんが注目されますので、それは実現するんじゃないかと思えます。

長浜城について視察に行ったんですけれども、あそこは近江商人の多額の寄付があって、そして、お城のほうは国の施設、観光じゃなくて、博物館みたいな形でできていました。そのときに一緒に行った田淵さんという学芸員、3月に退職いたしましたけれども、田淵さんが柳川にはもっともっというんな資料が残されておるから、そういう面では博物館となれば、そういうことの展示ができますということを考えています。

いずれにいたしましても、もう5年近くなりますので、コロナでなかなか招致活動も東京にも行けませんし、NHK福岡放送局にも行けませんけれども、そういうことで頑張ってみたいと思えます。現在、「青天を衝け」、渋沢栄一先生のドラマがあっていますが、毎日毎日、私も録画を録りながら何回も見ていまして、多額の費用を使っていますので、将来はぜひ成功をさせたいと、粘り強くこれから福岡県内のゆかりの自治体と、あわせて、九州関係のいろんな自治体とも協力して成就できるような形を頑張っていきたい。そして、今御質問がありましたお城の復元ができるというふうに私は思っておりますので、頑張ります。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

大河ドラマの放送が終わるなら、やっぱり観光客も激減しますので、やはり柳川城の復元

をと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 57 分 休憩

午後 3 時 7 分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、4 番今村智子議員の発言を許します。

4 番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4 番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、8 月の大雨災害により被害を受けられた方々、そして、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げます。

9 月 1 日は防災の日でありました。国民一人一人が台風、地震などの災害について認識を深め、これに対処する心構えを準備しようというのが防災の日の創設の理由となったわけですが、近年は数十年に一度の大雨と言われる経験したことのない豪雨や台風などの災害が毎年のように日本の至るところで起こっております。それゆえに市民の皆さんの防災に関する意識は近年高まっております。特に、女性の方からは不安の声をいただくことが多くなりました。

そこで、本日の 1 点目の質問は、女性の視点からの防災についてお伺いいたします。

そして 2 点目の質問は、「生理の貧困」についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大は社会経済活動に多大な影響を及ぼしており、中でも女性の非正規雇用さえも減少したり、自殺者が増加するなど、女性への深刻な影響が明らかになっています。

その中で、経済的に困難や不安を抱える女性の「生理の貧困」の問題が今注目されております。一人ですらい思いを抱え込み、生活されている女性や子供たちへの支援は本市においても必要であると思います。女性の尊厳に関わる社会的問題でもありますので、議論をさせていただきたいと思います。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

4 番（今村智子君）続

初めに、防災対策の 3 つの要素として、自助、共助、公助が挙げられますが、災害に強い社会とは、これらの 3 つの助けが互いに補い合い、支え合って初めて実現をいたします。特

に、巨大な災害が発生した場合には日頃からの自助と共助の取組が被害を軽減できる鍵であると言われております。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、救助された約9割が自助、共助によるものでした。本市も自助や共助の要である自主防災組織の重要性を訴えられ、拡充を進めてあることと思っております。

私の地元である東宮永校区も昨年8月に自主防災会が設立されました。具体的な活動の中に、情報の伝達をするための防災連絡支援体制表を作っていただいております。これは地域の皆さん一人一人に連絡が行き渡るように、誰が誰に連絡するというのが一目で分かるようになっています。また、第1次、第2次避難所と一時避難施設の場所と電話番号も書かれていますので、慌てて連絡先を探さなくてもいいように配慮されています。このような一つ一つの体制が安心につながっていることを実感しております。

そこで、まず初めに、お尋ねをいたします。

この自主防災組織は本市でどれくらいありますか。

総務課長（武田真治君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織につきましては、以前、地区社会福祉協議会などが主体となって防災訓練を実施するなど、実質的な自主防災活動を行ってある20団体を自主防災組織として位置づけておりました。しかし、平成24年以降、具体的な取組がなくなったり、あまり取り組まれなかった地区もありますので、現在は改めて実質的な自主防災会の組織化の支援や働きかけを行ってきたところでございます。

その結果、昨年、先ほど議員おっしゃいましたとおり、東宮永校区自主防災会が設立をされました。また、本年度は豊原校区で自主防災会の設立予定となっておりますが、コロナの影響で総会等を行えなかったため設立は延期されております。今後、コロナが落ち着けば設立される予定です。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

本年度、コロナが落ち着いたら豊原校区のほうも設立予定ということで、本当に1つずつ地域がしっかりと取り組み始めてあることだと思います。

この地域での防災の取組は非常に重要であると思います。ただ、組織をつくられても、本当に持続ということは大変だと思います。地域の方が主体的に防災に取り組んでいただくためには市から活動の支援が必要であると思いますが、具体的な支援があれば教えてください。

総務課長（武田真治君）

自主防災組織への支援といたしましては、地域における自主的な防災活動の充実を図ることを目的とした柳川市自主防災組織補助金の制度があります。これは自主防災組織がその防

災活動等に必要経費につき、補助金を交付することができる制度です。補助金の額は自主防災活動に要する経費の2分の1の金額として、100千円を上限としています。昨年度は東宮永校区の自主防災組織に補助金を交付しております。

また、他の支援といたしましては、自主防災組織へ市の職員が出向いて研修等を行っております。昨年度は東宮永校区自主防災組織で台風時の対応について、また、避難所の新型コロナ対策についての研修を行いました。また、地域で行われる防災訓練への支援も行っております。今後もこういった自主防災組織への支援を継続していきたいと考えているところです。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

地域、職場での防災啓発訓練などでは、誰かが積極的に声をかけていかなければ、住民や職場の皆さんはどう動いていいかが分からないと思います。そうした中で、リーダー的存在として防災士の存在が大変に重要であると思います。防災士の活動事例を見ると、地域に密着し、自主防災組織のサポーター役として防災訓練や要援護者対策に取り組まれています。また、災害が発生したときの避難所運営においても即戦力となる人材です。

そこで、お尋ねをいたします。

本市において防災士の資格をお持ちの方は何人いらっしゃるか、男女別で教えてください。

総務課長（武田真治君）

市内の防災士の資格を持っていらっしゃる方は、男性が19名、女性が2名、合計で21名です。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

男性が19名で女性が2名、合計21名の方が柳川市で防災士の資格を持っていらっしゃるということで、この防災士の育成はこれからますます必要であると思います。

さらに、女性防災士は要配慮者支援や避難所運営においては女性ならではの視点によるきめ細やかな支援が可能であり、近年、その活躍は立証され、重要と認識をされております。ぜひとも女性防災士も増えてほしいと思っております。

防災士になるには資格が必要ですが、防災士資格の取得方法と、それに係る費用がどれくらいかかるかを教えてください。

総務課長（武田真治君）

防災士資格の取得方法についてお答えします。

まずは日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修を受講する必要がある

ります。この研修は福岡県でも実施をしております。

次に、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受験し合格すること、また、救急救命講習を受けていることも取得のための条件となっております。

次に、費用ですが、防災士養成研修の費用が53,900円です。ただし、福岡県が実施している研修は、受講者が地域の自主防災組織の活動に参加する意思がある場合は無料となっております。

その他、教本代3,500円、受験料3千円、認証登録料5千円、合計11,500円の費用が必要となっております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

ちょっと驚いたんですけども、研修費の53,900円ほか、合計すると、この資格を取得するだけで65千円以上が必要ということで、本当に防災士の資格を目指しても高額の費用がかかってしまうようでは、資格取得をもういいかなと諦めてしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

近隣の大川市でございますが、防災士資格取得助成金というものがあるとのことで、福岡県で実施されている防災士資格取得試験は県のほうでの対応ということですので、その後のテキスト代とか受験料、認証登録料の費用の助成を合格された後にしっかりされてあるということをお伺いいたしました。

本市もぜひ地域の防災力向上のために防災士の受講費用の助成などをお願いしたいと思っておりますが、お考えのほどをお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

先ほど申しましたとおり、福岡県が実施しております防災士養成研修は、地域の自主防災組織の活動に参加する意思がある場合は費用の53,900円は無料となっております。こういった県の助成がありますので、今のところ市の助成は行っておりません。

しかし、先ほど議員おっしゃいましたとおり、教本代、受験料、認証登録料の費用の助成を行っている市町村もあります。また、地域の防災力向上につながると考えますので、助成について実施する方向で検討したいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

本当にありがとうございます。助成について実施する方向で検討していただくということで、大変にうれしい御答弁をいただきました。

研修費の53,900円は、あくまでも地域の自主防災組織の活動に参加するという意思がある場合が無料といった認識でよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

本市が研修費以外の助成をしていただけるということであれば、これから防災士を目指す方も増えると思います。防災の担い手が一人でも多くなるよう、多くの方々に周知や積極的なお声かけをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。

災害用の備蓄品についてお尋ねをいたします。

令和元年6月議会の備蓄品の質問に対する答弁で前向きなお考えを示していただき、早速、粉ミルク等は導入をしていただきました。ありがとうございます。ただ、生理用品や、子供用や大人用の紙おむつがまだ備蓄品として本市ではないようですけれども、どのようになっていますでしょうか。生理用品は必要な物資として多くの自治体が備蓄をしております。また、紙おむつは備蓄するのに場所を取るかもしれませんが、体が不自由でトイレに行けない高齢者の方や乳幼児にとっては本当になくてはならないものでございます。再度御検討していただけないでしょうか。

総務課長（武田真治君）

備蓄品につきましては、自主避難におきましては必要な備品は自分で持って避難していただくようお願いをしております。しかし、大規模災害時など長期の避難が必要になった場合は、女性の生理用品や、乳幼児や高齢者の紙おむつが必要になる場合も多いと考えます。そのため、改めて生理用品や紙おむつを備蓄品として検討したいと思っております。適当な数量を確保、備蓄したいと考えているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

まず初めに、自主避難に関しては、あくまでも必要な備品は自分で持って避難をしていただくということで、本当に大規模災害のときには長期な避難ということになりますので、生理用品と紙おむつの備蓄をしていただけるということで、本当に感謝申し上げます。困った方への安心につながるものと確信をいたしますので、本当に感謝申し上げます。

それでは、次の質問です。

東日本大震災をはじめとする過去の災害において問題視されたことがありました。それは様々な意思決定の場に女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が生じたことでした。

ここでのお尋ねをいたします。

本市において防災会議、災害対策本部、地域防災計画を行う際の女性の割合はどれくらいかを教えてください。

総務課長（武田真治君）

まず、防災会議の委員は市の三役や関係部課長、また、県の機関の代表、関係団体からの

推薦による代表など28名で構成されており、そのうち2名が女性となっております。割合としては7.1%となっております。

また、そのほか、水防協議会の委員は市の三役や関係部課長や県の機関の代表と市議会からの代表、関係団体からの推薦による代表など22名で構成されておりまして、女性委員はいらっしゃいません。

災害対策本部のメンバーは市の三役、消防長、消防団長、部長など13名で構成されておりまして、女性委員は今のところおりません。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

女性委員の数が防災会議では28名中2名、そして、水防協議会では22名中ゼロ、災害対策本部のメンバーは13名中ゼロということですが、第3次男女共同参画基本計画では女性委員の割合を3割にすることを目標にしているとありますが、最後に、その件につきまして市長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

市長（金子健次君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

柳川市では女性を政策の立案や決定の場に参画させるため、第3次男女共同参画基本計画では令和3年度末までに審議会、協議会、委員会などの女性委員の構成比率30%を目標数値として掲げています。

令和2年度末での市全体の女性委員構成比率は23.7%となっております。しかし、先ほど課長が答弁したとおり、防災関係委員の中の女性委員の割合はとても少ない状況だというふうに私自身も思いました。そういう意味で、これから先の選考等については、規定、規則が改正すれば、そういう団体等も含めて検討しなければならないと思いますし、また、委員の要請をするときに、女性の多いところは女性の委員をお願いしたいというふうに思います。

今いろんな形で今村議員が意見を出されていますけど、そういうものが必要だと私も感じていますので、何らかの形で女性の委員が多くなるように、それでもできない場合には、その分の女性の立場としての意見が反映できるような形のシステムを構築してまいりたいというふうに思っております。

これまで東日本大震災や熊本地震等の大規模災害では、被災による避難生活や復興において性別や年齢層で異なった対応を求められることがありました。避難される方は半分以上は女性、子供たち、老人の人たちばかりですので、そういうことを十分注意しなければならないと思っています。こうしたことから、日常生活だけではなく、災害時のような非常時にも男女のニーズの違いへの配慮や女性の参画推進など、男女参画の視点が必要であるというふうに考えております。

このような防災、災害復興段階における諸問題を解決するためには、政策、方針過程における女性の参画を推進することが必要だと思っています。また、災害に強い社会の構築には男女共同参画社会の実現が不可欠であるとも考えております。そのためにも女性が団体の代表として委員会などに出席できるような、男女が性別に関わりなく、自らの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の構築に取り組んでまいりたいと思います。

今日は21名の議員がいらっしゃいますけど、女性は1人ですけど、みやま市や大川市、大牟田市それぞれの複数の女性の議員がいらっしゃいます。そういう中でも、今日こういうことで質問されたことについては私は敬意を表したいと思っています。

以上です。

4番（今村智子君）

市長のほうから男女参画を推進することが本当に必要ということで答弁をいただきまして、本当にうれしい限りでございます。しっかりと私も女性の一人として、また、この社会の中で、柳川市の中でしっかりと頑張りたいと決意をいたしたところでございます。

それでは次に、「生理の貧困」についてお尋ねをいたします。

「生理の貧困」とは、経済的な理由などから生理用品を買うことが困難な状態であることを意味します。日本の任意団体が行ったオンラインアンケート調査によると、金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したことがある若者が何と5人に1人いるという実態が明らかになりました。また、親から生理用品を買ってもらえない子供たちもいて、そこには経済的理由だけでなく、育児放棄などの深刻な問題もあります。

「生理の貧困」は、生理が女性特有のものであり、デリケートな問題も潜んでいるため、当事者が声を上げづらいのが現状です。しかし、今年3月、この「生理の貧困」対策について国会で議論がなされ、私ども公明党からも強力に推進をしてみせました。その結果、地域女性活躍推進交付金が拡充され、生理用品の提供などが追加されることになり、「生理の貧困」を支援する動きが各地に広がっております。

「生理の貧困」は、経済的理由のほかに、子供たちにおいては体の生理現象に対する知識の少なさや生理について話し合える人間関係がないことなども関係していると言われておりますが、知識面において、本市の小・中学校において生理の教育はどのようにされているかを教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

この問題につきましては、本市の小・中学校でも大変丁寧に取り組を進めているところでございます。学校におきましては、心理面も含めて、本人の状況だけではなく、家庭環境にもきちんと目を向けながら、きめ細かく対応していく必要があるというふうを考えております。

まず、生理に関する教育につきましては、小学校4年生の保健の学習の時間に学習を

しております。内容といたしましては、思春期に起きる体の中や心の変化について学ぶという中で、新しい生命を生み出す準備の始まりという理解をベースに、女子には月経が始まるということを学習しております。教科書には学習していたので慌てず保健室に相談に行ったなどの体験談が載せられており、子供の不安の解消につながる記述が見られるというふうに捉えております。

もちろん子供の成長には個人差がございます。そこで、もっと早い時期に成長が始まる児童・生徒もいますので、近年には特に、子供の相談だけではなくて、保護者からの相談が養護教諭に寄せられるということも増えてきております。いずれの場合におきましても、養護教諭は個別に丁寧な対応をしております。

さらに、5年生では宿泊を伴う学校行事が入ってきます。生理のことが原因で子供が不安を感じることがないように、事前にアンケートを取ったり個別に相談に乗ったりして、一緒に解決するようにしております。6年生の修学旅行の事前指導でも同様な対応を行っております。さらに、中学校でも保健の学習の中でより詳しく学びますし、生徒一人一人に対する個別の対応も様々な配慮を行いながら行っているところでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

以前は、私の小・中学校時代なんですけれども、男女別々の教室に分かれて生理の話聞いていたのですが、今どのようにされているかというのも伺いたいのも1つです。

あと、子供たちが生理について意見を交わしたりする場所とか、あと、相談窓口、先ほど保健室の養護の先生というふうにおっしゃいましたけれども、そのほかに何かございましたら教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

先ほどの保健の学習でございますが、これはもちろん男子も女子も一緒に同じ教室で、同じ内容を同じように学んでおります。さらに、この中では、その仕組みや個人差があることの理解を基に、悩んでいる友達にアドバイスを考える活動などが教科書の学習の中に設定がされています。そして、それを使う中で意見を交わしたりする話合いが各教室で行われているものというふうに思っております。

個別の相談窓口につきましては、先ほども言いましたが、様々な機会を捉えて養護教諭が子供たちの相談窓口になり、個別に親身な対応をしております。また、先ほどの保健の教科書の中には生理について学習するページの続きに、信頼できる大人に相談することを促したり、24時間通話無料で受け付けてもらえる相談電話等の紹介もなされております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

それでは、本市の小・中学校で実際に生理用品を必要とする児童・生徒への対応というのはどのようにされてあるのでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

小・中学校で生理用品を必要とする児童・生徒への対応につきましては、保健室において常時準備している状態でございます。ですので、生理用品が必要な場合は養護教諭に相談して、保健室等で受け取っている状況でございます。それが実現するためにも、養護教諭はふだんから児童・生徒との人間関係づくりに努め、困ったときには児童・生徒が気軽に相談できるようにすることを心がけております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

それでは次に、公共施設での生理用品の対応はどのようになっていますでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

現在、公共施設での生理用品の対応は行っておりません。しかしながら、今回の9月補正におきまして、経済的理由等で生理用品を購入できない女性を支援するため、生理用品を無償で配付する予算を計上いたしております。

その中で、公共施設への設置についても今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

生理用品を無償で配付する予算をこのたび9月に計上していただきまして、本当にうれしく思っております。

7月20日時点でございますが、全国自治体の約32%に当たる581の自治体が生理用品を各学校や庁舎などのトイレに設置されるなど、支援が全国に広がっております。本市において、公共施設への設置については検討していきたいとの御答弁をいただきましたが、学校のトイレへの設置についてはいかがでしょうか。先ほどの答弁で、生理用品が必要な場合はまずは養護の先生に相談して、そして、受け取るとおっしゃってありましたが、相談に行けないほどの急な状況というのもありますので、子供たちにとっては、生理の低学年化も始まっておりますので、相談することがとても勇気が要ることでもあります。

本当に子供たちの心に寄り添う対応が必要かと思いますが、先ほどのトイレへの設置等も含めてお考えを聞かせていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校のトイレに生理用品を設置することにつきましては、市内の学校でも検討した学校は

ございますが、現在、このような対応をしている学校は今のところございません。

小・中学生などでこういった用品が必要なことを恥ずかしくて言えないというふうな子供たちはたくさんいると思います。まずは困っていて言い出せない子供に手を差し伸べられるように、困ったこと、相談したいことがあれば気兼ねなくいつでも保健室に行けるような、そういった環境をつくることが重要であるというふうに考えておるところでございます。

また、配付方法でトイレへの設置ということでございますが、これにつきましては検討をしていきたいというふうに考えるところでございますが、何分、このような場合は継続的な取組が必要になってまいります。恐らく持ち歩くことが恥ずかしい子供たちのことでございますので、トイレに置くとなりますと、対象となる小・中学生の全てに対応する量が必要になってまいります。そういったことから、予算等も含めまして継続性が必要ですので、そういったものを含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

本当に学校教育課長がおっしゃられたように、継続的な取組が最も重要であると思います。それを踏まえて、予算の関係等もあるかと思っておりますので、どうぞ今後、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問です。

この生理用品が買えないという状況は、困窮する女性や子供が抱える課題の一部が顕在化しているにすぎず、経済的な理由に加えて、DVやネグレクトなど、家庭環境や親子関係の問題が背景にあることも考えられるため、人に知られずに相談できる体制を整えることは重要だと考えております。市のほうではそのような窓口はありますか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

先ほど御説明いたしました生理用品配付の窓口につきましては、子育て支援課、それと、生活支援課、社会福祉協議会などを予定いたしております。また、市内の小・中学校や高校などにも配付をする予定でございます。

窓口で受け取られる際には氏名などは求めませんで、窓口にカードを備えついたり、スマートフォンなどで関連画面を提示してもらうなどして、受け取りのハードルをできるだけ低くしたいと考えております。

学校の配付方法につきましては、今後、教育委員会等と協議を進めてまいりたいと思っております。

また、国や自治体などのDV、虐待、生活支援、そういった相談窓口と電話番号を記載しましたチラシを今回作成いたしましたして、生理用品と一緒に渡す予定でございます。そのことで、配付後の相談や生活支援につなげていきたいというふうに考えております。

なお、子育て支援課におきましては、窓口の対応だけでなく、相談室を設置しておりますので、市民の方が気兼ねなく相談をしていただくこともできるようにいたしております。

以上です。（「議長、この質問は補正予算として議案に載っているんですよ」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

分かっております。

今村議員、これは今言うように補正予算に議案として載っておりますから、これはこれでやめておってもらいたいと思います。（「分かりました。この後の質問はもうできない」と呼ぶ者あり）いや、どうぞ。議案に載っていない質問はいいですよ。

4番（今村智子君）

分かりました。

今回の「生理の貧困」に関してでございますが、予算というほかにも、女性が困っているという、本当に苦しみ続けてこられたことを皆さんと議論ができたらという思いで質問をさせていただいておるわけでございます。予算に関しては内容等が一時的なこともありましたので、それで、今後ずっと継続でできればという思いで質問はさせていただきました。

では、次の質問をさせていただきたいんですけども、相談できる体制ということでございますが、本当に女性に配慮をした対応を考えてくださったのではないかなというふうにありがたく思っております。この答弁を伺って、これまでにつらかった方々が本当に少しでも笑顔になれるということは確信をいたします。ぜひとも本当に早急な支援をお願いしたいと思いますが、市長のお考えのほどをお聞かせ願えますでしょうか。

市長（金子健次君）

今議会で補正予算議決後に、10月に配付できるような形で早急に対応してまいりたいと、準備してまいりたいというふうに考えています。

また、「生理の貧困」はコロナ禍によって顕在化した隠れた部分であったにすぎず、それ以前から存在していることは明らかでもあります。したがって、コロナ禍が収束しても継続的に支援が必要ではないかというふうに思っております。今後は防災備蓄品等の活用も含めた対応も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

市長のほうからもしっかり継続的な支援ということと防災備蓄品等の活用のお話もいただきましたので、本当に今後しっかりお力を貸していただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 44 分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和3年9月14日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	梶	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
健	康	田	島	雅	彦
学	校	古	賀		洋
建	設	中	村	正	光
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	竜		晴	美
生	活	梅	崎	秋	敬
都	市	目	野	隆	広
観	光	山	田	秀	太
学	校	野	田	真	功
消	防	堤		義	弘

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	次	森		康	貴

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方 寿光	1.大雨による「浸水被害」の検証と、「減災対策強化」の施策は 2.本市の「コロナ感染症」に係る検証と、今後の対応等の方針は 3.ペットの飼い方とマナーの指導等は
2	5番 新谷 信次郎	1.人口ビジョン・少子化対策について (1)「柳川市人口ビジョン第2期」の分析は (2)少子化に対する施策は 2.子育て政策について (1)市長の選挙公約「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」について (2)「子育て支援」具体的施策は 3.中学校「通級指導教室」開設に向けて (1)来年度開設に向けたとりくみは (2)「発達障がい」について教職員の研修、市民への啓発について
3	8番 立花 純	1.柳川のこれからのまちづくり (1)校区まちづくり協議会について (2)毎年のように起こる災害の治水対策及び防災・減災について (3)柳川市先進教育都市宣言、その後の市長部局との協議について尋ねる (4)柳川の未来のために我々が直面している問題とは何か
4	15番 矢ヶ部 広巳	1.学校でのコロナ対策 2.長雨被害 3.過疎地域に指定されて 4.有明海沿岸道路への誤進入防止策は

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程 1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス、いわゆる武漢ウイルスが2019年12月に武漢市で発生しまして、その後、世界で感染が広がり、今月末で1年9か月が経過しようとしております。そこで、今回の感染が630日もの長期にわたり続く中におきまして、改めて医療の最前線でコロナ感染症に立ち向かわれております医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様に対しまして心より感謝と敬意を申し上げます。

質問に入ります。

今回、私の質問は3点です。

まず初めに、本市のコロナウイルス感染症に係る検証、そして、今後の対応等の方針について質問をいたします。

なぜ今回質問に及んだか。本市のコロナ感染の陽性患者は9月12日で550例となっております。そして、近隣自治体、特に、南筑後地区においては、本市の陽性患者の確認数が大牟田市に次いで2番目に多くなっております。また、本市では昨今、10代の若者から50代の働き盛りの市民を中心に陽性患者が確認をされ、かつ国内においてはコロナ変異株でありますミュー株が確認されております。今、本格的な感染防止対策を打つ必要があると考えておりますので、今回の質問に至っております。

今回、これまでのコロナ感染拡大の本市における検証と、そして、今後の感染拡大を防ぐための抜本的な強化策についてお聞きをいたします。

2点目の質問です。

本市においては、先月、8月11日の降り始めから18日までの降水量が870ミリという平年降水量の約50%に相当する、かつて経験したことのない大雨により住宅浸水被害、道路被害、水路被害、さらに農業被害、そして、漁業の被害が至るところで発生をいたしました。これまでの議会におきましても質問を重ねてまいりましたが、今後も異常気象により市民の生命、財産を守るためには、本市における早期の減災対策強化の施策の取組が強く求められております。

そこで、今議会の補正予算に提案されている内容のほかに絞りまして、内容ではない施策に絞りまして市長に施策をお伺いいたします。

3点目の質問は、ペットの飼い方とマナーの指導等について質問いたします。

ペットブームによりまして、昨今では市民より多くの苦情、相談が寄せられております。

中でも多い相談は、犬の散歩をする人が犬のふんを持ち去らない、どうにかならないものでしょうかといった相談や、リードをつけずに散歩する人がいて、特に大型犬の場合は身の危険を感じることもあり、ルールの徹底の指導が今必要ではないかという相談が多数寄せられております。

そこで、本市におけるペットに関する苦情申出の実態並びに関係機関による指導方法、また、指導によるその後の成果、そしてあわせて、飼い主への指導等の徹底をどのような施策をもって行うのか、お聞きをいたします。

これから先の質問は一問一答にて行います。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁を切にお願いをいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず、コロナ感染の陽性患者につきましては550例、9月12日現在で確認をされておるわけですが、このことについて本市としてどのような検証をされているのか。具体的には性別、職業、重症度がどのようなものだったのか。そして、感染経路の内訳ですね、例えば、職場感染、施設内での感染、会食等での感染、それぞれあらゆる内訳があると思いますけれども、ここについて検証内容をお聞かせいただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

本市におきましては、9月13日現在、新型コロナウイルス感染症陽性者は累計551人確認されております。特に、感染の第4波、第5波と言われる時期は陽性者の出現が顕著で、第4波と言われた4月の陽性者数は140人、第5波と言われる8月の陽性者数は160人と過去最多となっております。

本市において過去最多となった8月の陽性者数160人を用いて、全人口6万4,359人に対する出現率を求めると0.25%となっております。この出現率は本市が突出しているわけではなく、近隣市町と同等ぐらいとなっております。

ちなみに、みやま市0.25%、大川市0.3%、筑後市0.29%、大木町0.2%、八女市0.28%、大牟田市0.35%、久留米市0.39%となっております。

また、8月の陽性者160人の男女別内訳は、男性91人、女性69人、年代の内訳を多い順から見ると、20代44人、10代31人、40代25人、50代22人、30代16人、10歳未満12人、60代以上が10人となっております。特に、10代、20代といった若い世代の割合が高くなっており、10代、20代が全陽性者に占める割合は47%となっております。これとは対照的に、60歳以上の陽性者10人が占める割合が6%となっていることから、はっきりワクチン接種の効果が現れてきております。

また、陽性者の職業は、会社員54人、学生31人、自営業22人と続いており、若い世代で広

がっていることの一端を知ることができるような結果となっております。

なお、症状や感染経路につきましては県から示されておりませんので、本市で把握はできておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

感染経路等々はなかなか調べることができなかつたということですが、今後、感染経路等々については、やはり保健所に話を聞いていただいて、そして、手元にどういう主な感染が広がっているのかという調査はやっぱり行うべきだと思います。それによって、あらゆる手を打てることだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、550例の陽性患者が出ているということなのですが、その中で、コロナの陽性者であつて入院中、療養中に亡くなられた方、そして、現在の入院中の患者の数とか宿泊療養者の数、自宅で療養されている方々の数、これについてお答えをいただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

保健所に問い合わせたところ、県全体で発表しており、個別に集計はしていないとのことでしたので、福岡県全体で見ると、9月13日時点で陽性者数7万1,785人、退院者等が6万4,429人、死亡者が586人、入院中の方が831人、宿泊療養者が919人、自宅療養者が5,020人となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

県の内容を示していただいておりますが、これも含めまして、今後ぜひ調査課題にさせていただきたいと思います。

私が今回質問させていただきたいのは、10代から50代の方々の陽性患者が増えているという中において、本市において、私が前回質問した答弁では11月末までに一般接種を全て終わらせるというようなお話をいただいておりますが、それではなかなかスピードが上がらないということで、今、やはり10月末ぐらいまでに接種を完了するんだというような施策が必要ではないかと考えております。特に、これから受験シーズンにもなりますし、そして、寒くなって空気も乾いてきますので、若い世代の感染を非常に危惧されている方々が多いと思いますが、ここについて本市としての施策があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、医師会の先生方の御協力をいただいて、接種の機会も増えて、接種は進んでおります。

それで、9月13日時点で1回目の接種が完了した数と予約が済んだ数を合わせて接種率を求めてみましたが、10歳代が30%、20歳代が48%、30歳代が53%、40歳代が66%、50歳代が75%、60歳から64歳が83%、65歳以上が94%となります。

そういうことで、接種の完了時期につきましては、10月末に全市民の約70%、接種対象者の約77%の接種が完了すると見込んでおります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

特に、私が市民の方から意見をいただいておりますのは、要はコロナ感染症の陽性患者を受け入れる病床の確保ができていっているんでしょうかという問合せをいただきました。内容は、保健所からコロナ感染陽性患者ということで自宅療養を言われたが、熱が数日下がらない中で、毎日が大変不安だと。そして、同居家族にも迷惑をかけたくないという思いで、大変精神的に苦痛を感じたということでありました。それで、なぜ病院に入院することができないのかと、また、宿泊療養すらできないのかというような意見、電話もいただいたわけですが、非常に切実な声であります。

そこで、コロナ感染拡大により、病床不足に対して不安を抱く市民は多いわけですが、ここについて、病床の確保について本市としての考え方、そして、今後の方針、当然、保健所との協議になると思いますけれども、考え方をぜひ聞かせていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルス感染症陽性者につきましては、福岡県が重症度に応じて入院、ホテル療養、自宅療養に振り分けます。また、病床確保も福岡県が行い、現在、受け入れる病床は県内に1,472床、また、民間の宿泊療養施設については10施設、2,106室が確保されているところです。

それで、今後、陽性になってもできるだけ多くの方が安心して療養ができるよう、病床の確保については、市長会等を通じ、要望を今後してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

福岡県、自治体、そして、医師会等々の協議が当然必要だと思いますけれども、この場において、やはり自治体としてぜひこのことはよろしくお願ひしたいというぐらいの強い要望をぜひ上げていただきたいと思いますが、市長の考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

福岡県の市長会も、現在、私は福岡県の副会長をしておりますけれども、十分白石保健福祉部長を含め、また、県知事に対しても、そのことの病床の確保、宿泊療養施設の確保、そういうことで、自宅でない形の療養の仕方をお願いしております。知事のほうもそういうことを十分考えておられまして、福岡県も昨日はちょっと少なかつたんですけれども、そういうことで10月1日には緊急事態宣言が解除できるような形を一生懸命頑張りたいという

ふうなお話をしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひあらゆる場におきまして、強い要望を提出していただきたいと考えております。

そして、これは一つの提案なんですけれども、現在、国、政府においてワクチンパスポート等々の協議がなされております。特に、店の利用、イベント参加の折に接種券を提示するだとか、PCR検査で陰性証明を出すだとか、そういう協議が今なされていると思います。そして、日本経済新聞社の調査によると、賛成61%という内容も出ております。経済界においても、経済活動再開に向けて、そういう接種証明等々の国内活用を求められているところであります。

そこで、本市においても観光地でありますし、この緊急事態宣言が9月末に仮に解除された折には、季節もかなり涼しく、よくなりますし、観光客も見えていただくことだと思いますけれども、白秋祭等々も控えているわけでございますが、やはり今後のコロナ感染拡大を防ぐためにも、こういう接種券の提示をいただいたり、あらゆる陰性の証明書を提示していただいたり、各観光施設等々も含めて対応する必要があるのではないかと。感染拡大の防止の観点からこのような施策を打つべきではないかと私は考えるわけでございますが、市の見解と方針等々があれば、ぜひ聞かせていただきたいと考えております。

健康づくり課長（田島雅彦君）

感染拡大防止のための接種済証等の提示義務づけに関する御提案とのことですけれども、現在、福岡県においては緊急事態宣言が発令されており、感染拡大防止のための緊急事態措置として、酒類を提供する店には休業要請、酒類を提供しない店には20時までの営業といった時短要請、イベントにつきましては収容人員の上限5,000人かつ収容率50%といった制限がなされるなどの方法で感染拡大防止の対策が取られております。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、ワクチン接種証明書と検査の陰性証明書を組み合わせたワクチン・検査パッケージを提案し、これを入院患者や高齢者施設の入所者との面会のほか、県境をまたぐ出張や旅行、全国から人が集まる大規模イベントや部活動などに活用することを柱にした提言が政府にされていることから、近く国から接種済証明書の活用について提示がされると予想をしているところです。また、接種済証明書が利用される場合、打たない方が不利益にならない、差別につながらないということに十分配慮する必要があると考えております。

以上です。

観光課長（山田秀太君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

先ほど緒方議員御指摘のとおり、感染症拡大防止のための施策につきましては、緊急事態宣言の発令でありますとか、まん延防止等重点措置、県のコロナ警報、そのフェーズ、フェーズに応じた対策を取っていくべきだと考えております。

先ほどお話しいただきました1つの例でございますが、白秋祭の水上パレードにつきましては、主催者の観光協会におきまして、開催予定日が緊急事態宣言期間中となった場合は中止をされるという御意向であるということでございます。

また、この水上パレードの感染症対策につきましても、舟数を従来より減らされまして、30そう程度とされたり、3密対策といたしまして定員を半数以下、そして、貸切りのみの御予約ということの対応、また、市民の皆様のおもてなしにつきましても今回は中止をされるということでございます。また、受入れ側のスタッフにつきましても、ワクチン接種証明の事前提出、あるいは当日の抗原検査を行うということでございます。乗船者の皆様方につきましても、受付時に検温やアルコール消毒を実施されるなど、独自の対策を講じられるということでございます。

今後も観光協会と一緒に感染対策等を継続して協議するとともに、先ほど議員のほうから御案内ありました国、県の動向も注視しながら、安心して観光していただけるようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

特に今、変異株のミュー株が国内でも確認されているところでありまして、昨日、質問でも出ておりました。そして、市長の答弁はマスクの着用、手洗い、3密の回避を徹底して啓蒙していくという強い決意もいただいたわけですが、このワクチンパスポート等々についての市長の考え方が何かありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。

市長（金子健次君）

ワクチンパスポートについては、柳川市だけではなくて、やっぱり福岡県単位、そういう単位でないとできないと思えますし、そういう面では、そういうことについてはこれから議論をされるというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。このコロナにつきましては、これで質問を終了させていただきます。

2点目の質問をさせていただきます。

浸水被害の分析と検証についてお尋ねをいたします。

特に、今年8月11日からの大雨につきましては、住宅浸水被害、床上浸水が7件、沖端2

件、東宮永2件、両開3件ということでありました。そして、柳川市内の床下浸水が80件、道路冠水67件ということでありましたが、ここについての調査、検証等々につきまして執行部の説明を求めたいと思います。

建設課長（中村正光君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

道路冠水した67か所につきましては、道路巡回パトロールや行政区長及び住民からの連絡により把握しております。主な浸水の範囲といたしましては、沖端地区、東宮永地区、両開地区、三橋町の矢ヶ部地区、そして、大和町六合地区、中島地区など、市内の広範囲に及んでおります。

道路冠水の深さにつきましては、最大で30センチが10か所、20センチ以上から30センチ未満が31か所、10センチ以上から20センチ未満は19か所、10センチ未満は7か所となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

検証結果において、検証されたわけでございますので、今後どういう対策を打っていくのか。今回、補正予算で提案されている部分を除きまして、まずはその要因と申しませうか、なぜこうなるのか。毎年毎年、冠水が大体同じところで発生をしているわけでございますが、その要因を調査してあれば聞かせていただきたいと思っております。

水路課長（松永 久君）

議員の御質問にお答えします。

浸水が起きる要因ということでございます。

市では平成27年から先行排水を実施しているところです。これによりまして、雨の降り始めの初期段階では水路が雨水ポケットになっております。その後、雨が続けても、水路にたまった水を干潮に向けて自然排水できれば、水路は再度雨水ポケットとして利用できます。しかしながら、近年の大雨では河川水位が自然排水できる水位まで下がらないため、干潮に向けて自然排水ができておりません。そのため、大雨時の排水は強制排水ポンプに頼っている状況でございます。

本来、強制排水ポンプは満潮に向けて自然排水できないときに稼働させるものでありますが、近年は大雨が降ると何日も連続して強制排水ポンプを稼働させているところです。しかし、現在の降雨量は強制排水ポンプだけでは排水できないため、浸水被害が起きると考えておるところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

要は一言で言うと、河川水位が今なかなか下がらないほどの大雨が降り続くということと、あとは、大雨時の排水は強制排水ポンプに頼っていると。そして、排出できないために浸水が起こるという説明だったと思います。

そのような中において、今後どのような対策に取り組んでいくのか、具体的な対策があれば教えていただきたいと思いますが。

水路課長（松永 久君）

具体的な対策というところでございます。

まず、排水ポンプの増強等も考えられると思います。これにつきましては、まず、市単独での設置は困難であると今考えておるところです。これにつきましては、現在設置されている排水ポンプのほとんどが国の補助を利用した県営湛水防除事業で建設されております。この要件としました計画雨量が20年に1度の雨の確率で、3日間連続雨量421ミリ、そして、基準田面上に許容湛水深0.3メートルを取りまして、許容湛水時間24時間としておるところです。しかしながら、近年はこの計画雨量以上の雨が4年連続降っているために、計画雨量の見直しが必要と考えております。

この見直しについては近隣自治体との連携が必要であり、同じ課題を持っております福岡県、佐賀県の筑後川下流域の8市3町で組織します筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会で計画雨量等の見直しを含めた排水計画の再検討に係る調査の実施等を要望しております。これを令和3年7月に要望書を提出しているところです。

また、幹線水路等の整備等につきましては、国・県営水路につきましてはクリーク防災事業で整備を行い、令和2年度に完了しているところです。その他の水路につきましては、市の単独事業、そして、県の農村総合整備事業や国、県の補助と交付金事業等を活用しながら工事等を進めまして、減災対策に努めていきたいと考えております。

以上です。

建設課長（中村正光君）

建設課のほうより河川の水位低下について具体的な施策についてお答えをいたします。

近年の気候変動により、さらなる水害の激甚化が予想される中、県におきまして平成30年度より令和2年度にかけまして、国で制定されました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用いたしまして、河川のしゅんせつ、そして、樹木の伐採など、緊急的な対策を推進していただきました。3か年の事業費は289,000千円で、2万4,960立方メートルの土砂のしゅんせつを行っていただきました。

また、今年度につきましても、本市より県に要望し、塩塚川御飯橋下流及び沖端川筑紫橋下流において、事業費43,000千円で、3,492立方メートルの土砂のしゅんせつを実施していただきました。さらに、日向神ダムを管理する八女県土整備事務所に対しまして、豪雨時に

下流の状況に応じた放流の要請を行いまして、8月の豪雨では日向神ダムの放流量を一時的に減量していたことで河川の水位の低下につながったと考えております。

このことは、今回、8月豪雨による被害の軽減につながったと考えておりますし、今後も引き続き洪水時に内水を河川へスムーズに排出できるよう、河川のしゅんせつや通水を阻害する樹木の伐採などについて県に強く要望してまいります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

水路課長、建設課長から答弁いただいたわけですが、特に、河川のしゅんせつ事業につきましては、計画的に要望されて、計画的にしゅんせつをされているということでありました。

ただ問題は、特に、塩塚川等々におきましては自然排水でしか河川に排水できない地域もあるわけでございます。そのような中において、この大雨によって河川の水位が下がらない状況の中で、自然の樋門、樋管だけで果たして排水できるのかという問題であります。

そこで、やはりしゅんせつ、特に、塩塚川等々のしゅんせつについては、毎年毎年、同じような状況が見受けられることになると予想ができますので、ぜひスピードを上げて行っていただきたいと考えておりますが、しゅんせつの事業等々、スピードアップ等々の施策があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（中村正光君）

塩塚川のスピードアップの必要性ということの質問でございます。

今後の気候変動による災害に対しまして、塩塚川、沖端川も一緒ですけれども、堤防強化と河川改修事業、これが基本となっていくと思います。それと同時に、我々は毎年、緊急的にソフト事業として、しゅんせつを促進しなければならないと、このように考えております。

そこで、昨年の令和2年7月豪雨以降、総合的に水害対策を実施する目的で、建設課、水路課、総務課、それに柳川みやま土木組合を加えましたプロジェクトチームを結成いたしております。そのチームにおきまして、具体的な動きといたしましては、国や県に対しまして豪雨時の検証、そして、その検証に応じた治水対策の促進を強く要望していこうということで進めております。特に、先行排水という取組も、上流への拡大の取組を行っていこうということにしております。

今後ともこのプロジェクトチームを中心として、異常気象による豪雨対策に取り組むとともに、ハード、ソフト事業両面から総合的な対策のさらなるスピードアップにつきまして、河川管理者である国や県に強く要望を行っていききたいと、このように思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

よろしくお願いいいたします。

先ほど先行排水の話もいただいておりましたが、特に、市長、そして関係各課、この先行排水については多大な尽力をいただいておりますので、このことに対しては感謝を申し上げる次第でございますが、ただ、この先行排水をやる中において、そして、大雨時の対応等々において、今、問題は、やはり樋門、樋管の管理人さんが果たしてどういう方々がなられて、高齢化していないのかとか、後任の方が決まっていない、そして、大雨時に慌てて樋門、樋管を行政のほうから管理しに行くとか、そういうことが多少見られているわけでございます。

そこで、この樋門、樋管の管理人について何名ぐらいおられるのか。そして、過渡期に来ているのではないかという部分もありますので、やはり名簿の洗い直しも含めまして、さらなる管理をお願いしたいと思っておりますが、特に、高齢化が課題になっておりますし、後任がなかなかいないというのが現実だと思えます。そして、樋門、樋管の遠隔操作と申しましょうかね、こういう部分についても労力の軽減と申しましょうか、ここをやはり今やっていく必要があると。そして、先行排水を最大限に生かしていくというようなことが必要ではないでしょうか。ここに施策、何かありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

水路課長（松永 久君）

まず、排水機場管理人につきましては、現在、20か所の排水ポンプ場がございます。延べ63名の管理人の方がいらっしゃいます。

それと、樋門、樋管の管理につきましては、約1,100か所の樋門、樋管がございます、延べ700人程度が管理人としていらっしゃるところでございます。

議員の御指摘のとおり、排水機場や樋門・樋管管理人につきましては高齢化が進んでおまして、先行排水の機会が増えているために管理人さんの負担は増えていると考えております。また、農業後継者の減少によりまして担い手の確保がだんだん難しくなっているところでございます。

管理人につきましては、管理人の変更がなされていない施設もあると考えられますので、各行政区の水路委員会等々に再度照会、確認して、更新をしていきたいと考えております。

また、待遇面の改善や遠隔操作等の併用につきましては、現状でお願いしたいと考えておるところです。しかしながら、負担軽減のために、国営水路に係る樋門、樋管の電動化を事業実施できるように、現在、国と協議しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そしてまた、管理人についての待遇面も、処遇と申しましょうか、やっぱり待遇面も少し考えてあげないと、なかなか後継の人たちも見つからない状況も今後あるのではないかと

思っておりますので、そこも含めて検討していただきたいと思いますが。

水路課長（松永 久君）

待遇面につきましては、今後の課題というところでお願いしたいと思います。

16番（緒方寿光君）

今後の課題ということですが、ぜひ中心的な課題にさせていただいて、樋門、樋管の管理がスムーズにいくように、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

そして、浸水地域の中で、重点地域ということで六、七地域を挙げていただいているわけでございますけれども、特に、東宮永地区においては下八丁の強制ポンプがありまして、受益地になっているわけでございますけれども、しかしながら、毎年毎年、四丁開から新田、そして中開と、この地域においては冠水が起きている状況でございます。そして、今回は番所の行政区の中で床上浸水2件ということになっておりまして、東宮永地区全体で床上浸水が12件という状況であるわけでございます。

このような中において、今あらゆる手だてを打っていただいている中だと思っておりますけれども、やはり東宮永地区としては、加受樋門の近くに強制排水ポンプぐらいぜひつけていただきたいというような要請がかなりあるわけでございます。なぜか。それは自然排水でしか塩塚川に落とすことができないと。先ほど答弁もありましたけれども、大雨が降れば、今、河川水位が下がる中において、内水がなかなかスムーズに外に出せないという中において、やはり東西に冠水しているわけでございますので、ぜひ塩塚川に落とせるように、まず施策を打っていただきたいと思います。

それとあわせまして、ポンプをつける、下八丁ポンプまでの導水路を整備する、それはぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、これが3年、5年と多分かかるでしょう。そのような中において、毎年毎年この冠水をどうするのかという中において、やはり臨時的に、大雨で浸水が予測される場所については、やっぱり市独自であらゆるポンプも用意しておいて、そして、浸水の予測があるときには事前にそれを準備しておくということが私は今大事だと考えております。

あらゆる県、国との関係の中での施策はいろいろあると思います。湛水防除事業だとか農村総合整備事業だとか、いろいろあると思っておりますけれども、そして、今回の補正予算を除いて、そういった意味では、臨時的な仮設ポンプをぜひ準備していただくことが必要だという要望も出ておりますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

水路課長（松永 久君）

臨時仮設ポンプについてということですが。

仮設排水ポンプの設置につきましては、河川堤防の高さを超えるポンプの能力の検証や設置スペースの確保、また、吐き出し側の河川管理者との協議も必要になってきます。また、排水ポンプや発動発電機、排水パイプの確保や設置に関しましては重機等が必要となり、土

木業者との協議等も必要となり、実動までにかなり時間を要しているところです。大雨時には他地区からの設置要望等も予想されることから、台数の確保や費用等の問題も生じてきます。

以上のことから、仮設排水ポンプの設置に関しては十分検討する必要があると考えるところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

十分検討していただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

市長に質問いたします。

今後、このような大雨災害というのは頻繁に起こる可能性が高いと私は考えております。そして、先行排水に取り組んでいただいていることについては大変感謝をしておりますのでございますけれども、先行排水だけではなかなか浸水が解消しないという地域もありますので、そこについてどう対応していくのかという見解と方針があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。補正予算に今回上がっているものを除きまして、何か施策があれば聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えします。

8月11日から18日までの間について、870ミリという本当に記録を更新するような雨量でございました。職員の皆さん、そして、市民の皆さんの700名の管理人さんの御努力によって先行排水をしたんですけれども、その期間が長いということで、そういう事態が発生をいたしております。

いろんな形で妙案というか、そういう形の何か策はないかということでございますけれども、先日、大臣が久留米に訪れたときも話したんですけれども、そういうことについての国の事業として補助金をもらわないと、単独の自治体では到底難しいということをお話しいたしました。この間、いろんな形の手当の問題も出ましたけれども、そういう危険な業務を徹夜でされている人たちのことも、やっぱりこれから十分考えていきたいというふうに思っております。

一番いいのは、塩塚川の本流に自然排水で流したほうが一番いいんですけれども、それもできかねるということと、ポンプアップしてやることについては、かなりの億単位の金がかかりますので、それをあちらこちら、小坪樋管、あちこちの10か所近くの要望が地元からっております。それともう一つが、下流域に内水を流した場合には、逆にそこがあふれ出るから困るという事態もあっていますので、そこら辺の調整も必要であると。

いろんな問題については、今日は緒方議員のほうからいろんな形で御提案、また、提起をいただきましたけど、私たちの大きな課題として、恐らくこういう雨というのは来年も来る

かもしれないし、再来年も来るかもしれないし、そういうことを考えていかなければいけないということを十分感じているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

長期的な施策等々を考えていただいておりますけれども、やはり短期的にどうするのかと。臨時的な排水ポンプ等々の検討をぜひしていただきたいと思います。

最後の質問です。

ペットに関する苦情、相談の件ですけれども、正式に柳川市に苦情、相談として受理されている件数等々、そして、その内容、そのここ3年間ぐらいの推移をぜひ聞かせていただきたいと思います。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

過去3年間の本市の犬の飼い方やマナーに関する苦情ですが、平成30年度では4件、令和元年度では寄せられておりません。令和2年度では3件となっております。

苦情内容といたしましては、放し飼いや散歩時のリードなしなどが4件、また、ふんを持ち帰らないなど、ふん尿に関する苦情が3件となっております。

ちなみに、本年度の状況としましては、8月末現在であります。放し飼いやふん害等の苦情を4件受けております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

数を教えていただきましたけれども、相当あらゆるところから私のほうに電話があるわけですけど、最近はそのようなマナーについて、ちょっと乱れている点があると私は強く思うわけでございます。

特に、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の中できちとうたわれているわけでありまして、県の条例ですけれども、その中では、飼い犬の係留義務、そして、「犬の飼い主は、飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならない。」という条例があるわけでございます。ここについて関係機関からあらゆる指導もしていただいているところでございますが、仮にこれが守られない場合はどのような対応になるんでしょうかね。ちょっと私はそこが分からなかったものですから、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

守られない場合の対応につきましては、この係留義務やふんの持ち帰りを行わないなどにつきましては、先ほど議員も申されたとおり、福岡県の条例で規制されております。も

ともと県のほうで対応をしていただいているところですが、実際は訪問を重ねて、指導を重ねて、御理解いただいて改善していただくということを実施しているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

粘り強く指導をよろしくお願ひしたいと思ひますし、ぜひ成果を出していただきたいと、そういうふうを考えております。

そのような中において、柳川市としての施策、例えば、クリーン連合会での定期的なパトロール、そして、警察への警ら活動の要請等々、啓蒙看板とか啓蒙チラシ、そういうものが考えられると思ひますけれども、ここについて今後の施策があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思ひますが。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

今後の対策、施策等につきましてですが、飼い主に直接お会いしての指導は今後も随時行っていきたいと考えております。また同様に、県の保健所の担当者の方も同行していただいて、先ほど申したとおり指導を重ねていきたいと考えております。

また、パトロールにつきましては、人員等の関係もございますので、頻繁な見回りなどは難しいと考えられます。危険なものや悪質なもの、大型犬など、そういったものが放し飼ひされているなどにつきましては、保健所及び警察などと協力して、できる範囲で対応していきたいと考えております。

そのほか、啓発に関しましては、年に1回の市報掲載、また、4月及び10月を犬のふん害、不法投棄防止啓発強化月間と定め、柳川市クリーン連合会によるのぼり旗の設置、それに4月に実施する狂犬病集団予防注射会場及び生活環境課窓口でのチラシ等の配布、市民からの要望があった場合の看板、プレートの配布などにつきましては、これからも引き続き継続して行っていきたいと思っております。

なお、チラシ及び看板につきましては、現在配布しているものに加え、改善が見受けられないようなものにつきましては、地元の行政区長さんをはじめ、役員さん等と協議を行い、内容や設置場所などを見直し、より効果が発揮されるよう実態に応じた啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございました。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を行います。

8月11日からの豪雨は、降り始めから18日までに柳川でも870ミリ、8月例年の4倍の降雨量でした。しかし、柳川市は今回も先行排水等の取組によって住宅等への浸水被害は小さく抑え込まれました。1週間にわたって不眠不休で対応していただいた行政各部署の方々に感謝と敬意を申し上げます。

また、強制排水ポンプを備える小坪水門では、ディーゼルエンジンの轟音の中で3日間、寝ずの番で水門管理に当たられておりました。そのほかの水門・樋門・樋管管理に当たられた方々にも、長い日数にわたる豪雨で、さぞ御苦労をおかけしたと推察いたします。併せて感謝と敬意を表します。

福岡県は大豆の収穫量全国3位、その2割を生産する柳川市内の大豆畑は枯れ果て、すき込むしかないところが広がっています。JA柳川によると、大豆の被害額370,000千円、約1,400ヘクタールの畑のうち200ヘクタールが収穫ゼロという深刻な被害です。その上、今年度産の米価は下落が予想され、来年度も全国で過去最大の50万トン減産を強いられるという予想です。農業生産者への支援が望まれます。

私たちは新型コロナウイルス拡大、気候変動という地球規模の歴史的危機に直面しています。しかし、だからこそその危機を乗り越えた将来ビジョンがより切実に求められます。柳川市においても長年における人口減少、少子高齢化が続いており、この問題にどう取り組んでいくかが最重要課題と言っても過言ではないと思います。

今回の一般質問は、1、柳川市における人口ビジョン、少子化対策について、2、子育て政策について、3、中学校通級指導教室開設について質問いたします。

この後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいと執行部の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

5番（新谷信次郎君）続

まず、柳川市の人口ビジョン、少子化対策についてお聞きします。

柳川市が策定しております柳川市人口ビジョン第2期での総人口の推移と将来推計はどうなっていますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

新谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本市の総人口の推移と将来推計についての御質問ですけれども、本市では第2次柳川市総合計画後期基本計画の基礎資料とするために、市の人口動向の特性や課題を把握し、目標とする将来人口を提示するため、2019年3月に柳川市人口ビジョンを策定しております。その人口ビジョンでいいますと、2015年の国勢調査では柳川市の人口は6万7,777人でした。最新の数値でいいますと、2021年8月末現在の人口は6万4,284人、その後も人口の減少傾向は続く見込みで、2040年には4万7,696人、2060年には3万2,339人まで減少すると予測されております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

厳しい人口減少が続きますけれども、柳川市の2010年の人口を調べましたところ、7万人を超えておりました。7万1,375人。それで、先ほど答弁にありましたように、今年8月の人口が6万4,284人で、11年間で7,091人の減少です。これは年間平均約591人の減少ということですが、この人数は、今年の市内小学校6年生の合計人数が563人ですから、おおよそその6年生の1学年の人数が丸々減少しているという状態なんです。

次に、年齢3区分人口の推移と将来推計についてお聞きします。

企画課長（池末勇人君）

人口ビジョンの中では、柳川市の人口をゼロ歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の高齢人口の3区分に分けて推計をしております。その推移を見てみますと、高齢人口の割合が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少しています。今後、高齢人口も2020年をピークに減少に転じ、全ての年齢層で減少が進むと予測しております。年齢3区分別人口割合を見ると、2045年の生産年齢人口の割合が50%を切るというふうな予測も出ております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

2045年には生産年齢人口の割合が50%を切るということですが、こういう数値が実際に柳川市のまちにどういう影響を与えるかということについて詳しく見ていくために、まず、柳川市における生産年齢人口の減少の実態についてお聞きします。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えしたいと思います。

直近の2018年から2020年まで3年間の状況でお答えいたしますと、生産年齢人口の転入、転出の増減を見てみますと、転入が4,369人、転出が5,231人で、862人の減少というふうになっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この生産年齢人口というのがまちの活性化、まちを支える土台となる人口ですけれども、先ほど転出、転入の比較からお答えになりましたけれども、その点でいっても、1年平均約287人減少しているということになります。それについては、日本総合研究所主任研究員である藻谷浩介さんという方が生産年齢人口の増減自体の計算について、以下のような計算をされています。

国勢調査の正式の数値が出ているのが2010年と2015年、昨年行われていますけれども、まだ正式な数値が出ていませんので、柳川市の場合、2010年から2015年の生産年齢人口の増減について藻谷浩介さんの計算に当てはめて見てみました。私の計算ですから、正確でないところがあると思いますけれども、一応こういうふうな結果になりました。2010年時点で住んでいた10歳から14歳の人口が3,436人、この人口は5年後に生産年齢人口に入ります。2010年時点で住んでいた60歳から64歳の人口は5,767人、5年後には生産年齢人口から外れます。そして、2010年から2015年の間の転出入がマイナスの1,857人、そして、2010年時点で住んでいた10歳から59歳の方で2010年から2015年の間に亡くなられた方が770人、これらを計算していきますと、2010年から2015年の間の生産年齢人口の増減自体は柳川市の場合にはマイナス4,958人と出ました。転出入だけでは生産年齢人口の増減の実態が明らかにならないようなので、こういう藻谷さんの計算式を用いて見てみましたところ、非常に厳しい生産年齢人口の減少が分かりました。1年平均約990人の減少です。

これは2010年の人口が7万1,375人で、2015年の人口6万7,777人ということですから、人口全体の減少でいうと3,598人の減少です。しかし、総人口減少よりも生産年齢人口の減少のほうが1,360人多いという厳しい状況です。ところが一方で、筑後市の2010年から2015年の生産年齢人口の増減はマイナス954人ととどまっています。1年平均約191人の減少ということで、近隣の市町村の中に生産年齢人口減少を抑えるための模範例があるようです。こういうところも今後の一つの参考にしていきたいと思います。

さて、その生産年齢人口によって、高齢人口を何人の生産年齢人口で支えるか、これがまちの活性化の土台の数値にもなりますので、その現状と将来推計及び最低目標値について教えてください。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたように、今年8月末の人口が6万4,284人に対しまして、そのうちの生産年齢人口が3万4,892人の54.3%、高齢人口が2万1,801人の33.9%となっておりますので、65歳以上の高齢者1人を生産年齢世代の1.6人で支えているというような状況でございます。

市の総合計画では、2050年では1.2人で支えることになると推計をしております。その一

方で、内閣府が出しております今年の高齢社会白書による推計では、同じく2050年で1.4人となっておりますので、この数値を上回るよう努力していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

大変ですね。2050年、柳川では生産年齢人口1.2人で高齢者年代の1人を支えていかななくてはならない。これは支え切れないような数値ですね。

それで、この数値がまちの活性化を表す数値でもありますから、人口ビジョンの重要な数値としてきちんと位置づけしてほしいと思いますけれども、その点、大木町は長期的数値目標として2040年に1.65以上の水準を維持するとしています。筑後市は2045年目標1.61です。柳川市も頑張らないと、まち自体が本当に火が消えたようなまちになる、そういうふうに思います。

これから頑張るためには、一筋でも二筋でも希望の光が必要です。そういう希望の光がどこかにないかということで、以下の数値についてお聞きします。

2012年から2019年のゼロ歳から9歳人口の推移と分析はどうでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えいたします。

人口ビジョンでは、2012年から2017年の人口については、4歳以下や40代の子育て世代は、僅かですが、増加をしております。また、2018年から2020年においても30代から40代が増加の傾向にあります。一番大きな要因といたしましては、柳川駅東口の区画整理が一段落し、マンションやアパートが建設されたことが考えられると思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

ほんの僅かな光になるかもしれませんが、私も柳川市のほうで作成されました柳川市人口ビジョン第2期を詳しく見てみました。今、課長がお答えになった藤吉校区だけでなく、城内、東宮永、蒲池校区などで2012年から2017年のゼロ歳から9歳人口は合計で129人増加しています。2018年から2020年においてもゼロ歳から9歳の人口は128人増加、大人の35歳から59歳の転入も61人あります。子供や子育て世代においては、僅かですが、人口増ということですね。

それで、この子育て世代支援についての質問ですけれども、こうした子育て世代支援のほうこれから非常に大事になってくると思いますけれども、子育て世代支援の補助は現在どうなっていますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えしたいと思います。

子育て支援世代の補助につきましては、まず、今年度から始めました事業でいいますと、婚姻から1年以内に住宅を購入し、夫婦ともに39歳以下の方に300千円を交付する新婚世帯マイホーム取得支援事業や、東京23区の在住者や23区への通勤者で移住・就業マッチングサイトに登録された企業へ就職された方に最大1,000千円を交付する移住支援金事業などが考えられます。

さらに、これまで行ってきた事業といたしましては、45歳以下の方が住宅を取得された場合、50千円相当額の商品券をお渡しするU-45マイホーム取得支援事業があります。このU-45マイホーム取得支援事業の2018年度から2020年度の総申請件数は477件で、そのうち市外からの転入は164件、34.4%と多く、進学や就職時に転出していた方が柳川市に戻ってきているのではないかとこのように考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

このU-45マイホーム取得支援事業の実績、これは一筋の光ではないかと思えます。私もその申請実績について詳しくお聞きしましたところ、申請目標は180件に対して、申請件数が2018年が134件、2019年は申請目標を上回って199件、昨年が144件でした。まずまずの実績ではなからうかと思えます。

その申請された世帯構成を見てみますと、子供がいて、年代は30代が多いようです。移住元は久留米市から25件、大川市24件ということになっています。やはり子育て世代が戻ってきている、そういうことはしっかりあるのではないかと思えます。

そこで、少子化に対する施策のうち、この少子化対策としての重点施策は子育て世代の定着、転入を図ることではないかというふうに思います。先ほどの藻谷浩介さんは「人口減少社会の未来学」という本の中で、「日本の“人口減少”の実相と、その先の希望」と題する文書の中で、都会に若者が出ていってしまうから人口が減っているのだと皆が思っているのだが、実態はそうではない。自ら少子化してしまっていることが生産年齢人口減少の最大の要因なのであると述べています。人口減少・少子化対策の一手段は子育て世代の定着に力を入れることではないでしょうか。そのことが、ひいては生産年齢人口の減少に歯止めをかけることにもなります。

そこで、柳川市における子育て政策について質問したいと思います。

まず、子育て政策については、市長の選挙公約に「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」という公約があります。その選挙公約について、市長選挙のときの選挙公報には、尽きぬ柳川への思い、柳川の未来へつなぐための6つの約束の一つとして「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」とあり、具体策の一つとして「新しい子育て拠点施設の建設、学童保育所など子育て支援を充実させます」とあります。

子育て支援について、今現在の市長の抱負についてお伺いしたいと思います。

子育て支援課長（竜 晴美君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

子育て支援の抱負はということでございますけれども、6つの約束のうち、子育て支援施策で早急を実施すべき事業について御説明をさせていただきます。

まず、新しい子育て支援拠点施設の建設については、現在、つどいの広場を実施している柳城児童館が老朽化のため、水の郷に隣接する有明観光物産公園の一角に「はぐくみつながり笑顔がいっぱい」をコンセプトとしまして、令和4年3月末完成、4月開館を目標に整備を現在進めているところでございます。

この施設は、妊娠、出産、子育て期を通じて、子育ての悩みを軽減し、児童虐待を予防する観点からますます重要な施設となってまいります。多くの子育て世代に利用していただけるように、現在、開館日の拡充を検討しているところでございます。また、各種つどいの広場事業を実施しておりますが、さらに子育てアドバイザーであるスタッフの体制を増員し、子育ての相談体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

学童保育所におきましては、子供たちへの健全な育成支援の強化のため、支援員の質の向上をウェブ研修等の機会を増やして、今後図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

それでは、そのほかの子育て支援の具体策についてお聞きします。

妊産婦への支援はどうなっていますでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

妊産婦への支援についてということでございますが、柳川市では子供を安心して産み育てられるまちを目指し、様々な妊産婦支援に取り組んでおりますが、近隣市と比較して充実している柳川市の特徴的な6事業について御説明をさせていただきます。

1点目は、産後サポート事業の一つでありますゆりかごサポート事業でございます。出産後4か月から5か月の産婦や赤ちゃんの心と体のこと、授乳に関する心配事の相談に応じる産後サポート事業となります。

2点目は、助産師による生後2週間の全戸電話相談事業でございます。

3点目は、エンゼルサポーター派遣事業です。双子以上の乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣しまして、家事、育児等の負担の軽減を図っているところでございます。

4点目は、産後2週及び産後1か月の産婦健康診査費助成事業でございます。

5点目は、産後ケア事業です。産後うつや育児不安の軽減を目的に、宿泊、日帰り、訪問型で心身のケア、授乳のケア、育児相談等を実施します。一部利用者負担が生じておりますが、経済的負担が少なく、安心して利用していただくため、県内でも最低水準の利用料を設定しております。

最後に6点目は、妊娠から出産、日々の子育てなどをサポートする子育てアプリ「柳川はぐはぐ」の運用を令和3年3月から開始いたしております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

柳川市においても妊産婦への多様な補助や支援が行われていることが分かりました。

ほかの市町村でも、大川市では妊婦の歯科健康診査が行われています。大木町では1歳6か月児、2歳児、3歳児で言語聴覚士の言語相談が行われています。また、大木町では3歳児健診から就学時健診までの健診結果の引継ぎシートが作成されているということで、ほかの市町村でも多種多様な手厚い補助、支援が行われているようです。

次に、医療補助についてはどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

医療費の補助についてお答えいたします。

市町村が行っている子ども医療費の助成に対し、福岡県が小学生までとしていた補助の対象が令和3年度から中学生までに広げられました。これを受け、本市におきましても、これまで助成をしていなかった中学生の外来の医療費について助成の対象としております。

したがって、本市の子ども医療受給者の外来の自己負担額は、3歳未満は無料、3歳以上から就学前までの上限額は1医療機関当たり月600円まで、小学生は月1,200円まで、今年4月からは中学生の自己負担額も小学生の自己負担額の上限に合わせ、1,200円までとしております。

また、中学生の調剤の自己負担については、小学生以下と同様に、今年4月から無料としております。

入院費につきましては、3歳未満は無料、3歳から中学生までの自己負担額は1日500円を上限、一月の上限額を3,500円までとしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

医療補助も中学生まで対象を広げてありますけれども、隣の大木町は中学校3年まで外来と入院は無料にしています。

そういうところもあるわけですが、保育料についてはどうでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

保育料についてでございますが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、3歳から5歳までの全ての子供の保育料が無償となっております。また、ゼロ歳から2歳の子供につきましては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償となっております。

さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供

を第1子と数え、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となっております。ただし、年収3,600千円未満相当の世帯につきましては第1子の年齢は問うていません。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

それでは、今度、柳川市でも新しく建設されます子育て支援拠点についてどうでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

現在、柳城児童館で行っているつどいの広場事業は、子育て中の親子を対象に、楽しみながら子育てができるよう支援することを目的として、子育て仲間との交流、子育て情報の提供、子育て相談、子育てや子育て支援の学習を柱として展開をいたしております。主な事業としては、妊娠期から出産後の支援として、プレパパ・プレママ交流相談会、ゆりかごセミナー、それと、ベビーマッサージ、前向き子育てセミナー、小児科医や助産師の相談会、家族の育児参加支援として日曜のプレーパークなどの事業を展開しております。

つどいの広場を利用している子育て中のお母さん方からは、スタッフやボランティアの方々への感謝の言葉も多く聞かれているところでございます。

つどいの広場事業は平成18年度からスタートしておりますが、1年目のみ子育てボランティア団体に委託、2年目以降から柳川市社会福祉協議会に委託をしておりますので、今年度で15年が経過をしております。この事業は妊娠、出産、子育て期を通じて子育ての悩みを軽減し、児童虐待を予防する観点から、ますます重要になるものと考えております。新しい子育て支援拠点施設の来年4月の開館に向けまして、開館日の拡充や、先ほども説明しましたけれども、子育てアドバイザーであるスタッフの充実など、事業の拡大、充実と併せて、運営についても今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

新しい子育て支援拠点施設、内容面でもより充実させていく方向で検討してあるということで、喜ばしいことだと思います。

この柳川市の新しい子育て支援拠点、通称このゆびとまれということになってはいますが、総工費は160,000千円で、床面積380平方メートルで建設されます。運営は、先ほど申されたように、社会福祉協議会への委託ということになってはいます。一方、10月3日に開所する隣の大川市の子育て支援総合施設モッカランド、これは総工費が8億円で、床面積は1,641平方メートル、柳川の4倍以上という非常に堂々たる子育て支援拠点ができるわけですが、運営も市の直営ということになってはいます。筑後市のおひさまハウスは総工費110,000千円、床面積417平方メートル、ほぼ柳川の新しい支援拠点と同じですが、ここも運営は市の直営です。

大川市、筑後市の子育て支援拠点は市の直営、職員は市職員です。一方、柳川市の柳城児

童館職員、そして、新しい子育て支援拠点も社会福祉協議会への委託、社協雇いの職員ということになると思います。今後、子育て支援の施策を充実させていくためには、市直営、市職員としたほうがいいのではないのでしょうか。この点はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

新谷議員の質問にお答えしたいと思います。

平成17年に合併をいたしました柳川市が誕生いたしました。そのとき私は福祉事務所の所長をしておりまして、ボランティア団体のほうに現在の柳城児童館を委託して、翌年に社会福祉協議会に委託をしております。今日まで15年続いておりますけれども、来年4月に子育て支援拠点施設、また、大川市も今度、落成記念で私も行きますけれども、そういうことで、公約の中に子育て支援については積極的にやっていきたいという気持ちが私にも考えがありますので、そのことについては何がベターなのかということも十分考えて、よりいい方向に経営方針についても考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

市長も選挙公約に出された部分をより具体的に実践するために前向きに検討されるということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、柳川市における子育ての魅力づくりとして、障がい者も遊べる公園はどうでしょうか。議員の皆様にも資料として、今、東京で造られておるインクルーシブ、あるいはユニバーサルデザインとも言われる障がい者も一緒に遊べる公園の写真を紹介しています。2019年11月2日の東京新聞夕刊に「障害ある子ども一緒に遊べる公園 世田谷、立川、渋谷...都内に続々 車いすOKの遊具も」と題して、「障害のある子どもない子ども一緒に遊べる「インクルーシブ」とも「ユニバーサルデザイン」ともいわれる公園が、東京都内で次々と誕生しようとしている。都立砧公園 下のほうの写真が砧公園の写真ですけれども、車いすで遊べる遊具の整備が進み、渋谷区も検討を始めた」とあります。柳川市でも新しい子育て支援拠点にインクルーシブともユニバーサルデザインとも言われる公園づくりはどうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

現在、子育て支援の一つとしまして、公園の遊具や設備の充実について、子育てすんなら柳川隊や冒険遊び場ふれあいわんぱく実行委員会、それから、つどいの広場利用の保護者有志の協力を得まして、公園を利用される保護者の皆様方の御意見をいただきながら検討を進めております。

いただいている御意見の中には、新谷議員御提案の障がいのある子どもない子ども一緒に遊べるインクルーシブ遊具に関するものも含まれており、できるだけ多くの方々に利用していた

だくとともに、楽しんでいただけるような遊具や設備、設置する公園などについて早急に検討を進め、令和4年度より計画的にインクルーシブ遊具を含めた整備を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

子育て、あるいは子育て世代の支援は少子化対策の要であり、生産年齢人口減少に歯止めをかけ、柳川市が活性化するための最重要課題だと思えます。子育て世代への支援の中身をさらに充実させることによって少なからず少子化を食い止め、10年後、20年後の柳川市の人口ビジョンの基礎をしっかりとつくっていく、ひいては地域が地域として生き延びていく重要課題として取り組んでいただきたいと思えます。

市長の見解をお願いしておりましたけれども、時間の関係もあり、先ほども前向きな積極的な市長の答弁をいただきましたので、申し訳ありませんけれども、ここでの市長の見解を飛ばしましてというのは失礼ですけれども、次の質問に移りたいというふうに思います。

次の質問は、中学校の通級指導教室開設に向けての質問です。

今年3月議会で学校教育首席指導官の答弁として、平成30年度から毎年、中学校における通級指導教室設置に関する調査を実施し、開設に対する啓発も兼ねる意味で、保護者、児童・生徒からの開設希望の把握を行ってきました。今後とも調査を継続し、保護者、児童・生徒本人からの通級指導教室設置希望の有無についての実情の把握と開設への啓発に努めてまいりますと回答されました。

来年度、中学校通級指導教室開設に向けた取組として、今後配付されるならば、そのアンケートの内容、対象、配付方法などはどうなっていますでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

新谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度の中学校通級指導教室開設に向けた保護者向けのアンケートは、通級指導教室開設についての保護者、児童・生徒それぞれの意向を尋ねたものとなっており、今週、各学校から保護者に配られる予定でございます。その際、生徒が通級指導教室の設置されている学校まで通う場合、生徒が在籍する学校に設置されている通級指導教室に自分で移動する場合、そして、通級指導教室の担当教職員が生徒の在籍する中学校を巡回しながら指導する場合という3つの開設形態について、それぞれ利用意向を尋ねるようにしております。

配付対象は来年度の中학생である現小学6年生と現中学1・2年生全員としております。昨年度は小学校で通級指導教室を経験した者のみを対象とした配付でしたが、本年度は通級指導教室について、より多くの保護者や生徒に理解してもらうために配付対象を拡大しています。配付方法は担任による配付、回収にて行います。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

配付対象が大幅に拡大されるわけですが、そうであれば、小・中学校の管理職、担任等のアンケートに対する理解が必要だと思えますけれども、アンケートの意義、内容についての説明等はどうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

中学校通級指導教室の開設に向けての意向調査は、ここ数年来続けております取組でございます。市の校長会では毎年、丁寧に説明を行っていることから、管理職、特に校長については理解してもらっているものと判断しております。それを担任などの理解へと広げるために、本年度は校長会からの要望も取り入れながら、アンケート実施方法を見直したり、校内研修の実施に向けて検討を進めてもらったりしているところでございます。

保護者向けには今回の調査の趣旨、目的を記載した文書としており、これらが担任等への本調査の趣旨の理解にもつながるものと考えております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

3月議会でも指摘しましたが、昨年の調査において、担任が調査の目的も知らずに機械的に配付したという例を聞いております。今回はそういうことがないように、管理職、担任等への説明が職員会議や研修等で行われる必要があると思えます。先ほどの答弁でも答えられたと思えますけれども、再度確認のためにこの点についての答弁をお願いします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

中学校の場合、今回、配付対象を現中学1年、2年の全員としたことで、議員がおっしゃるとおり、各学校においては職員会議や研修会等の場でその目的や理由についての確認を行う必要性が出てきたというふうに思われますし、機械的に配付するといったことを防ぐことにもつながっているというふうに捉えております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

よろしくお願ひしたいと思います。

この通級による指導教室等については、発達障がいに関する発達障害者支援法という法律に基づいています。この発達障害者支援法の目的というのはどのようなものでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

法律の条文を要約する形でお答えいたします。

障害者基本法の趣旨にのっとり、発達障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、または社会生活を営むことができるよう、国及び地方公共団体の責務を明らかにすること、また、学校における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられるこ

となく、共生する社会の実現に資することを目的としております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

発達障害者支援法というのは、幼少期から就労に至るまでの長い期間にわたっての支援、そういうものを定めた法律ということで、この法律自体もまだまだ周知啓発が必要だというふうに思われます。

さて、小学校の通級指導教室に通う児童の保護者には担任の勧めが一つのきっかけとなったという声もあるというふうにお聞きしています。そういう事例も踏まえて、今、首席指導官がおっしゃられた管理職、担任等への説明、あるいは研修をぜひ確実に実行していただきたいと思えます。

先ほど資料として配られる中に、藤吉小学校で行われている通級指導教室の紹介等を資料とされるということで、私も野田首席指導官から頂きました「よつばのひきだし」ですね、非常にこれは参考になりまして、私は中学校の教員の経験がありますけれども、中学校の指導の現場でも本当に一つ一つ生かせる例がたくさん詰まっているというふうに思いました。ぜひこういう貴重な資料も全小・中学校の研修の場でも生かしていただくようお願いしたいというふうに思っております。

しかし、中学校での通級指導教室の内容を紹介する、そういうプリントが必要ではないかと思えます。また、既に中学校の通級指導教室を実施しているみやま市の担当教員の方を研修の場にお招きして研修するというような研修はいかがでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

議員の御指摘のとおり、今回、保護者に配付した説明資料は、藤吉小学校の通級指導教室である藤吉よつば教室の紹介をしたものとなっております。現在、市内の通級指導教室はここしかございませんので、そこで作成したものを資料として配付しております。中学校の内容を説明するには不十分なところもあるかもしれませんが、藤吉よつば教室はこれまでの経験を基に、中学生にも使える指導内容を入れた指導事例の作成等の実績も持っているところでございます。現時点では市内で手に入れることができる最も信頼できる資料としての配付を今回行っております。

来年度以降、本市でも通級指導教室が設置された場合には、中学校の通級指導教室の内容をまとめた資料を配付していくことも考えていけるというふうに思っております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

みやま市でも通級指導教室開設に当たって、小・中学生全保護者に対しての通級指導教室案内のプリントを作っております。久留米市も小学校と中学校の通級指導教室に分けた紹介のプリントを作っておりますので、ぜひ中学校の通級指導教室に合わせた中学校における通

級指導教室を紹介するプリントが必要ではないかと思しますので、その点も検討をお願いしたいというふうに思います。

さて最後に、中学校通級指導教室の来年度開設に向けた教育長の見解をお願いしたいと思います。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

学習に難しさを感じております生徒が年々増えてきております。発達障がいを持った生徒を支援、指導していく中学校での必要性は感じているところでございます。

開設に当たっては基準もございまして、今、アンケート等も具体的に申し上げましたけれども、まずはニーズをしっかりと把握して、県の基準を超える生徒数が確保できれば、ぜひ県に設置を要望し、ぜひ開設したいというふうに考えております。

私自身も藤吉小学校の校長を務めて、よつば学級、通級指導教室の様子をよく見てきております。小学生の発達障がいを持った子供には非常に効果が上がっております。中学校にもぜひ必要だというふうに思っていますので、積極的に開設の方向に考えたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

5番（新谷信次郎君）

私も昨年から中学校の教員、特別支援学級の担任、学習支援員、小学校の通級指導教室に子供を通わせていた保護者と意見交流を行っています。そこでは中学校における通級指導教室の必要性が強く望まれており、ニーズはしっかりあります。しかし、中学校段階での発達障がい者支援の体制が不十分ではないかということと、通級指導教室に関する管理職を含む中学校教職員の理解不足でそのニーズが捉えられていない実態があるのではないかとというふうに危惧しております。

そうした点をもう一度検討されて、来年度の中学校通級指導教室が開設できますようお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純でございます。議長より発言の許可をいただきまし

た。

質問に入らせていただく前に、今年の夏は実に57年ぶりとなる東京オリンピック、日本で初めてのパラリンピックが開催されました。実質32日間、オリンピックで33の競技、パラリンピックで22の競技、世界205か国より1万5,400人のアスリートが日本を訪れ、世界最高峰の熱い戦いを繰り広げられました。2011年の招致活動から10年、開催までの準備は気が遠くなるようなミッションであると当時の事務局長が言われておりました。開催までの準備は本当に大変だったと思いますが、去年のコロナ禍により、このパンデミックの中で開催が1年延び、まさに想像を絶する準備期間ではなかったのかと思います。様々な課題などが指摘されての開催でありましたが、終了後の世論調査によれば、6割から7割近い方が大会を開催してよかったと回答されました。

私は開催期間中のテレビを通して、運営を支えたボランティアの方々がアスリートに寄り添い、支えている現場を多々見ました。静観な無観客な会場では余計感じることができました。今後、ボランティアなどの経験を多くの市民に享受していただくような本市独自の取組なども重要ではないかと感じております。海外ではボランティアはマスト、子供のうちにボランティアをどのぐらいしたかで将来の人生設計に大きく寄与すると言われております。橋本聖子組織委員長が最後の言葉として、全力で取り組み、全ての方が心を一つにして運営していただいた。大会を振り返ったとき、完全に成功したか成功しなかったかは歴史が証明してくれると思うと総括をされました。私はその言葉が非常に心に残った次第です。

さて、近年は地球温暖化の影響から加速度的に地球環境が変わっており、毎年のように各地で自然災害が発生しております。他人事ではありません。今回の一般質問では、災害での不測の事態に対応すべく、本市の課題及びその取組についてなど、4つの項について質問をさせていただきたいと思っております。議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

8番（立花 純君）続

それでは、質問に入らせていただきます。

校区まちづくり協議会についてです。

柳川市総合計画に盛り込まれています柳川市校区まちづくり推進計画の策定内容では、近年の地域コミュニティを取り巻く環境において、少子高齢化から地域の担い手の高齢化や参加者の減少など、地域のコミュニティ力低下が顕著になっている問題、それに加えて、厳しい経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響することから、財政の硬直化が進んでいる。また、平成12年4月施行の地方分権一括法により地方分権が進み、市町村の自主的まちづくりが可能となる一方で、自助、共助によるまちづくりが求められていると記載がされております。

ここでは公助がうたわれておりません。ということは、自分たちの地域は自分たちで考えること、これが自助なんではないでしょうか。自分たちの力の結集で行動しなければならない、これ

が共助ということでしょうか。では、これからの時代における公助の役割について考えると、どうしても解決ができない課題等があります。最終的に公助であり、行政が対応しなければならぬ流れであると私は理解します。こうした流れがこれからのまちづくりの根本として柳川では求められる、そのような提言であるのかと理解をしたところであります。

それでは、お尋ねをします。

昨年より本市が進める校区まちづくり協議会の設立趣旨とその狙いについて具体的にお聞かせください。

また、組織が立ち上がり、自主運営していく場合、その運営財源についての考えをお尋ねします。

総務課長（武田真治君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

今後の急激な人口減少や高齢者の独り暮らしの増加などにより、1つの行政区や団体だけでは解決できない地域の課題が増えていくことが予想されます。そこで、行政区や各種団体、住民が今まで以上に協力、連携して身近な課題を解決すること、つまり共助が必要になってきます。また、災害時の地域コミュニティにおける共助の重要性もますます重要になってきております。

その共助の仕組みとして、おおむね小学校区単位で住民主導の自治組織、校区まちづくり協議会を設立し、自分たちの地域は自分たちでつくるをスローガンに、みんなで話し合いながら、知恵を出し合い、負担軽減と効果的な取組を行うものでございます。

本市では平成27年度から校区まちづくりを推進しており、平成29年度にモデル校区に設定した豊原校区が令和2年8月に市内で初めて校区まちづくり協議会を設立されました。豊原校区まちづくり協議会では、設立後、まず自主防災に取り組んでおられます。また、行政区や各種団体の身近な悩みや課題を把握し、その解決に向けて取組を始められているところでございます。

次に、運営財源の考え方についてお答えいたします。

校区まちづくりの主体性、自主性を高めるためには、協議会の運営に必要な財源が校区の実情に応じて使用できる仕組みが必要です。そのため、将来的には市各部署が事業ごとに各種団体に交付している補助金等を可能な限り一本化して、協議会が校区の実情に応じて自由な裁量で使用できる統括補助金が必要だと考えております。また、協議会の自立性を高めるためにも、できる限り自主財源を確保する仕組みを考える必要があります。自主財源としては、住民からの会費、寄付金、バザーやお祭りなどの校区の活性化に関する活動によって得られる収入などが考えられます。

また、本市では令和2年度から校区におけるまちづくりを推進するため、柳川市校区まちづくり協議会補助金の制度を設けました。この制度は校区まちづくり協議会の設立、準備及

び運営に必要な経費について、柳川市校区まちづくり協議会補助金交付要綱に基づき、校区まちづくり協議会には年間100千円、校区まちづくり協議会設立準備委員会には年間50千円を交付する制度でございます。令和2年度には豊原校区に100千円の交付をしております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

それでは、今後の導入スケジュールを教えてください。

総務課長（武田真治君）

まずは少しこれまでの取組をお話ししたいと思います。

校区まちづくりの推進のための取組といたしましては、令和2年度には全校区に校区まちづくりを推進するため、14校区で出前講座を開催いたしました。また、これまで行政区長代表委員協議会において、豊原校区の校区まちづくり協議会設立の状況や出前講座の開催の状況など、情報を共有してきております。さらに、本年度は実際に校区まちづくりに取り組む場合の校区としての動き方、進め方の例を示したところでございます。加えて、本年度中には市民向けの地域づくりと協働の講演会を実施し、市民への啓発をしたいと考えております。

今後のスケジュールですけれども、校区まちづくりは市民の皆様の御理解がないとできない事業であります。いつまでに幾つの校区に設立するというスケジュールを示すのはなかなか難しいのですけれども、今後も継続して行政区長代表委員協議会での情報共有、また、校区への出前講座など、できるだけ地域に足を運び説明を行い、校区まちづくりの必要性について御理解いただき、校区まちづくりの推進に努力したいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。

いろいろスケジュールとか趣旨はお聞きしましたが、私は素朴に思うことがあるんですね。昨日も各先輩議員等からも質問があっていましたが、学校の適正化等を教育委員会のほう、要するに行政のほうで主体的に進められていますよね。学校運営協議会とかコミュニティ・スクール制度とか、いろいろ法律に基づいて推進されている反面、こういったまちづくり協議会を校区単位と言われますよね。そうなりますと、そういう機運を上げる政策として展開していくのはいいんですが、じゃ、校区の再編の問題等が出てきたら、かぶりますよね。またそこで住民を混乱させる一つの要因になるのかなと思ったところです。この場を借りて言うのはなんですけど、いろいろ行政のほうで政策を展開する際にいろんな諸問題が出てくるのは致し方ないと思いますが、同じ行政の中でのまちづくり、それぞれの地域づくりを進められているわけですから、ぜひ調整をしながら実践をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に行きます。

毎年のように起こる災害の治水対策及び防災・減災についてお尋ねをしたいと思います。

近年、九州各地で大規模な災害が多発をしております。本市では平成24年に起きた戦後最大の九州北部豪雨災害を経験しました。あれから9年、その経験を生かし、様々な治水対策を実践されています。その中でも先行排水は減災対策に大きく影響するものと評価をされ、矢部川水系の自治体で一体となり、先行排水を展開されるようになりました。

それでは、お尋ねしたいと思います。

さらなる安心・安全の治水対策の取組等についてお尋ねをしたいのですが、今後、経験をしたことのない想定以上の雨量が本市を襲った場合、海拔が低い本市独自の地理的要因から内水氾濫が起こることが予想されます。担当課より防災ガイドブックというのを全ての世帯に送られています。私はいろいろ見てみますと、市内はほとんど薄いピンク色ぐらいに該当すると思いますが、その流域では3メートルから5メートル冠水するとされています。

内水氾濫が起こる場合、恐らく緊急時の避難行動には相当困難を極めるものと私は予想します。1次避難所、2次避難所、福祉避難所等、いろいろ先行して定めてありますが、内水氾濫が起きた場合、そこまでどうやって行くのかな、私はいろんな方から御質問されて、実は今回ちょっと答えられなかったんです。市街地に関しては今回は内水氾濫までいかなくて、避難所までのアクセスはある程度確保できたかもしれませんが、一度そういった内水氾濫で3メートルとか5メートル、2階の軒下ぐらいまで来るような水が押し寄せた場合、柳川市民のほとんどの方がそういう流域に住んでいるのに、どういった避難行動をしたらいいのか、そういうことを素朴に疑問に思ったわけです。

本市独自の治水対策プランは策定されていますでしょうか、ちょっとお聞かせください。

水路課長（松永 久君）

立花議員の御質問にお答えします。

市独自の治水対策プランは策定されておられるのかとの質問でございますけれども、現在のところ本市独自の治水対策プランはございません。しかし、議員御承知のとおり、内水氾濫を事前に防ぐための対策といたしまして、本市では平成27年度から先行排水を実施し、事前にクリークの水位を低下させ、大雨に対する雨水ポケットの確保と強制排水ポンプの稼働準備時間の確保を行っております。

先行排水につきましては、その防災に対する効果から、令和2年度より筑後川下流の7市1町で組織する筑後川下流域農業開発事業促進協議会を中心としまして広域的に取り組んでいるところでございます。また、令和3年度からは、より効果的に先行排水ができるように、福岡県が事業化しまして、広域的な先行排水に取り組んでおるところでございます。

ハード事業では、雨水を速やかに排水できるように排水樋門までの導水路整備を進めております。また、排水ポンプの設置につきましては市単独事業での設置は困難であるため、計

画雨量の見直しを含めた排水計画の再検討を福岡県、佐賀県の筑後川下流域 8 市 3 町で組織します筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会で国への要望活動を行っているところです。

以上です。

8 番（立花 純君）

ありがとうございました。

策定中ということで認識して、これ以上はお聞きしません。要は地域の方、やはりお年寄りとか独り住まい、いろんな様々な状態で住まれている方がいますが、内水氾濫が起きないということ为前提で話されるんではないと思いますけど、一度そういうことになったら大変なことになるので、ぜひそういった策定を考えていただきたいという質問でございました。

それでは、次の質問です。

平成24年の九州北部豪雨災害にて堤防が決壊した矢部川で六合地区河川防災ステーションの整備が現在行われていますが、供用開始時期及び具体的な役割についてお尋ねをします。

総務課長（武田真治君）

河川防災ステーションは令和 3 年 3 月時点で全国に143か所の登録数がありまして、六合地区河川防災ステーションは矢部川で初めてとなる防災ステーションでございます。

六合地区防災ステーションは平成29年度から国土交通省により整備され、令和 3 年度中に完成予定です。供用開始時期については、現在のところ国土交通省からは令和 4 年度中になる予定と聞いております。

この防災ステーションは、矢部川水系の洪水被害を最小限にするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な土砂やコンクリートブロックなどの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、ヘリポートや水防センターを配置する計画で進めております。国土交通省におきましては、土地造成やヘリポートの整備、土砂やコンクリートブロックの備蓄を行います。本市におきましては、水防活動の拠点となる水防センター、倉庫を整備し、令和 3 年度中に完成する予定となっております。災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う活動拠点となり、矢部川水系全体におけるスムーズな水防活動体制の構築が可能となります。

以上です。

8 番（立花 純君）

ありがとうございます。

本市の六合地区ということもあります。恐らくないかもしれませんが、本市が洪水等に直面した場合、緊急対応を迅速に行う拠点と示してあるんですね、見ましたら。その運用方法については、ある程度柳川市と国土交通省ですかね、河川局だと思いましたが、策定はされていますでしょうか。

また、本市独自において、この防災ステーション内に水防センターを整備されるというふうにはされていますが、その水防センターの具体的な役割をお尋ねします。

総務課長（武田真治君）

災害時などの緊急的な対応が必要な状況における運用などについては、現在のところ策定をしておりません。しかし、災害時においては、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所及び矢部川出張所と密に連絡を取り合い、被害状況や堰などの施設の操作状況の情報共有を行っているところでございます。また、受け取った情報に基づき、今後の河川の水位上昇などを予測し、市民に向けて発信する避難指示発令などの判断の目安にしております。

今後、河川防災ステーション整備完了後の災害発生時において国及び市がどのように連携し対応するかについての協議を行い、被害を最小限にとどめるための連携方法を検討してまいります。

次に、水防センターの役割ですけれども、先ほど申し上げたように、六合地区河川防災ステーションは災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な土砂やコンクリートブロックなどの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、ヘリポートや水防倉庫を配置する計画で進めております。その上で、水防センター、倉庫には土のうなどを備蓄して、水防活動に活用する水防倉庫としての役割があります。そのため、この水防センターを整備することにより、本市に点在する地域防災倉庫の再編を行うこととしております。

また、水害時のみならず、地震発生時などについても総合的な地域防災拠点としての役割を期待することができます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

まだ策定されていないということなので、それ以上聞けませんが、要するにできて、国と柳川市がどのような協定を結ぶのか、そして、この水防センターですね、例えば、地元の消防団なのか消防署なのか分かりませんが、そういった運用マニュアル等もやっぱり早めに策定して、広範囲にそれを周知していただきたいと思っています。

じゃ、次の質問に入ります。

昨年、今年と、豪雨時に市街地を中心に見回りをして感じたことをお尋ねします。

近年の豪雨時には決まって冠水や水だまりができる道路箇所が散見されます。その場所について認識をされていますでしょうか。また、傾向と対策をされているのであれば教えてください。

建設課長（中村正光君）

立花議員の御質問にお答えをいたします。

市内の道路の冠水箇所は67か所になっておりまして、そのうち34か所の通行止めが発生しております。議員御指摘のとおり、昨年、そして今年と、同じ箇所で道路冠水が見られ、市といたしましても冠水状況やその要因などの状況把握を行ってきたところでございます。

今後の対策につきましては、平成24年度九州北部豪雨以降から実施しております道路冠水対策をさらに促進していかなければならないと考えております。

具体的な対策ですけれども、まず有効な方法は、現在の道路のかさ上げが考えられます。道路のかさ上げを行う場合は、住宅や店舗の出入口など周辺土地との高さの調整が重要となり、関係者の御理解を得ることが必要不可欠であります。そのため、冠水状況やその要因など現状を把握いたしまして、地域住民の皆様と十分に協議を行い、諸条件を整理した上で、できる限り速やかに工事を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

具体的な対応ありがとうございます。かさ上げですね。お金がかかることですから、私もいい悪いとは言えませんが、一つの方策としてお願いしたいと思っています。

次の質問ですが、水が引いた後の道路に付随する側溝内をのぞいてみますと、泥土やごみが蓄積している箇所を確認しました。これは昨年の大雨で、その後、点検をされたのかなと思います。また今年のように大雨が来ると、重なってそこに不純物、ごみがたまって、そこを起点に吹き上げている箇所があるんじゃないのかなと私は一人で回って感じたんですが、いかがでしょうか。

建設課長（中村正光君）

お答えします。

道路側溝内の堆積土砂の確認についての御質問ですが、8月豪雨後に現地確認を行ったところ、冠水した67路線のうち4路線の側溝内に3割程度の土砂の堆積が見受けられました。その4路線につきましては、早急に工事発注の準備を進めているところでございます。

市といたしましても、道路冠水対策を促進していかなければならないと考えているところであり、今後は梅雨期前に大雨による道路冠水の原因となる道路側溝内の土砂の清掃を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

ぜひよろしく申し上げます。

市内の全ての側溝をチェックしなければならないということではないし、物理的にできないと思います。先ほどチェックをされた箇所がありますよね。そういうところを中心に危険性の高いところをチェックしてはどうかということをおは提案したいんです。そういうことを平時のときにすることによって、減災にもつながる要因になるのかなというふうに思ったところです。

それでは、次の質問です。

市内の各地域では、保全活動、美化運動、道守活動など、様々な活動をされておられます

が、地域の道路に付随するグレーチングや側溝を清掃していただくために、側溝の蓋上げ機の助成制度を本市独自に新設したらどうかというふうに思います。これは御提案になります。ただ、側溝の蓋などは重量があり、上げるのに苦勞するイメージがありますが、実は今はこの原理で一人でも簡単に作業ができる機材も用意してあるようです。

そのような地域のことを地域の方々が対応していただくことなどが自助、共助に通じることであり、柳川市校区まちづくり推進計画の趣旨にも関連する活動となりますが、いかがでしょうか。

建設課長（中村正光君）

側溝蓋上げ機購入助成制度の創設についての御質問ですが、現在、本市では地元行政区長からの要請に基づきまして、側溝蓋上げ機やスコップ等の清掃用具の貸出しを行っております。また、清掃により発生しました土砂等につきましても回収を行っているところであります。

しかしながら、側溝清掃は蓋の開閉から土砂の撤去までかなりの労力を必要とし、場所によっては危険も伴います。また、地域によっては高齢者のみで活動をされているなど、諸事情もございますので、側溝清掃に関しましては市に行政区要望として申請いただけたらと考えております。

なお、地域住民による保全活動、美化運動、道守活動につきましては、今後も市民の皆様の御協力を得ながら道路の適正な維持管理に努めてまいります。

以上です。

8番（立花 純君）

建設課が中心に、責任持って今後はするということですね。そういうことであれば、ぜひよろしくをお願いします。

豪雨時には道路が冠水して通行ができなくなり、孤立するような地域が市内に複数あると聞きます。実際、さきの大雨で私が住む校区内にも、地域を通る市道が膝丈近くまで冠水して自動車が使用できなくなり、通勤や通学に困ったなどの事案もありました。そういった地域より排水をする機械設備等の要望が各方面より提出されていると思いますが、実現には多額の予算が必要など、相当な月日を要すると思います。

そこで、そのような箇所には、最も有効性の高い排水は消防署が持っている排水システムと私は考えました。災害時の対応で一番大切なことは初動の対応です。国や福岡県の支援要請をたとえ行ったとしても、タイムロスから被害が広がる公算が高いと考えます。実際、昨年7月に起きました大牟田市での水害では、市の災害本部より国交省へ排水ポンプ車の派遣を夜21時に要請しましたが、現場に到着したのは14時間後の翌朝の11時過ぎであったとのことでした。これは想定されず。既に床上・床下浸水した後であり、その過程を見届けた住民の皆様より市が行った被害調査の説明会では様々な意見が出たというふうに聞きました。

ぜひ金子市長におかれましては、本市の消防システム網による排水方策を考察していただき、緊急時における対策に加えていただきたいと提案しますが、いかがでしょうか。

消防本部総務課長（堤 義弘君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の消防署が持っている排水システムのことですが、消防の消火時に使用する消防ポンプのことだと思えます。消防ポンプにつきましては、確かに消防水利からポンプで水をくみ上げますが、火を消すために加圧をしまして放水することを目的に作られておるものでございまして、そのため可搬式の消防ポンプの場合は筒先をつけずに運転しますと、冷却水がポンプ内を循環せずにエンジンがオーバーヒートしてしまいます。ポンプ自動車の場合は筒先をつけずに運転することは可能ですが、その場合は放水量が激減します。そのため、どちらの場合も筒先をつけて運転することが必要となってきます。ただ、消防ポンプは少ない水量で効率よく放水し消火するように作られているもので、消防ポンプを排水ポンプとして使用しても、排水専用のポンプと違まして期待される効果は薄いと考えます。

また、長時間汚れた水をくみ上げますと、ポンプ内の配管にごみ等が詰まり、ポンプの故障につながります。以前、他の消防本部で水害時に同様の用途で使用したところ、ポンプ十数台の故障が発生したと聞き及んでおります。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。

いろんな事案で私も聞いておりましたが、柳川市の一番大切な生命と財産ということ考えると、やっぱり消防の初動だと思います。そういうことで、実際、数年前まで地域で起こった冠水時には消防車のポンプ、これが消防署の所管なのか、消防団の所属かは不明ですが、排水作業を担っていただいたと、そして、非常に心強かったという御意見をいただいております。しかし、何らかの理由でここ数年は来ていただいていないということ聞いたわけだから、こういう質問をさせていただいたわけです。

ポンプの用途が明確に違うということであれば、それ以上、私も言えませんが、それであれば代わる新しい手段を考えていただけないかなと思うのが自然の流れだと思います。いろいろお考えがあるかもしれませんが、慣習とか慣例にとらわれることなく、柔軟性を持った思考が有事の際は大変大事かと思えます。

今回、住民の中で話すと、いろんなシチュエーションがありますが、水中ポンプの機動的な配備や、個人が所有する水中ポンプを取りまとめて、緊急時には支援要請をして協力いただくなど、地域連携で備えることなどもよいのではないかと住民の方から提言をいただいております。今後の参考にさせていただければと思います。

じゃ、次の質問に行きます。

災害救助法に基づく適地の選定から、応急仮設住宅、応急借り上げ住宅の流れについて質問させていただきます。

大規模災害が発生した場合において、住宅を失われた市民の住居が早急に確保されるよう、災害救助法に基づいて応急仮設住宅が被災者に提供されることとなっておりますが、3点ほどお尋ねしたいと思います。

応急仮設住宅の建設供給事業主体はどちらでしょうか。本市で建設することが決まった場合、適地の選定及び規模は既に定めてありますでしょうか。まず1番目、お願いします。

建設課長（中村正光君）

お答えいたします。

災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設供給事業主体者はとの御質問ですが、福岡県が事業主体となり、本市は建設用地の手配を行うこととなります。

次に、本市の適地、規模は定めてありますかとの御質問ですが、市町村が建設用地を選定するに当たり、福岡県で策定されました応急仮設住宅・管理マニュアルにおいて、候補地の選定条件や市町村ごとの建設必要戸数が定められております。

福岡県が作成している応急仮設住宅・管理マニュアルでは、病院やバス停などが周辺にあり、仮設住宅入居者が日常生活で支障を来さない場所であることなど、諸条件があります。

次に、建設必要戸数は47戸で、1戸当たりの用地は建物と駐車場1台分を含めて120平方メートル以上が基準となっております。本市では5,640平方メートル以上の敷地面積が必要でありますので、本市におきましては上宮永町の有明地域観光物産公園を建設候補地として選定しております。

なお、建設候補地の一部は、現在、子育て支援拠点施設の建設を進めておりますが、その敷地を除いても残りの面積は8,000平方メートルと十分に広く、基準を満たしております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。

実はこの問題は、昨年も人吉、球磨地方を襲った豪雨災害に私はちょっと興味がありましたので、視察で1年間かけて勉強させていただきましたが、本当にこういうことになるということは想像なんか誰もされていなかったんですね。家を流されて失った地域の市民の方、住民の方の話を聞くと、本当にこれは大変な問題だなと思いましたので、1年間温めて質問させていただいたんですが、これからいろいろ策定はされると思いますけど、既にそういう経験に基づいて、福岡市とか北九州市、福岡県、そして、全木協と4者協議で協定書を6月に結ばれているんですね。政令指定都市と柳川市を比べてはいけないかもしれませんが、やっぱり早いところは確実に生命と財産、そういうことを考えて、先手先手でそういう協定を結ばれていますので、今、候補地もある程度具体的に面積も担保されていると言われたん

であれば、ぜひそういう検討もされて、福岡県と協議をされて進めていただければと思います。

2 番目ですが、次は応急借り上げ住宅の件です。一般的に地元でいう宅建協会が担っていると思いますが、その辺との調整はいかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

応急借り上げ住宅につきましては、令和2年9月議会において、橋本議員からも民間の不動産賃貸業者との災害時の協定は結ばれていますかということで御質問がありました。その時点では結んでおりませんでしたので、その後、柳川地区不動産協業会の代表の方と協議を行いました。その協議の中で、福岡県と北九州市及び福岡市が公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会と災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結していることが分かりました。そのため、この協定の内容について県の防災危機管理局に問合せをしたところ、北九州市、福岡市のみならず、県内市町村であればこの協定において対応できる、市町村独自で協定を締結する必要はないという回答でした。

したがって、今後、災害により民間住宅の借り上げが必要になった場合は、この協定により全国賃貸住宅経営者協会連合会に要請を行うこととしております。

以上です。

8 番（立花 純君）

ありがとうございます。いずれにしろ、これからいろいろマニュアル等を作成されるということでしょうか、一連の流れをお願いします。

3 つ目の質問は、運用マニュアル等の作成について考えをお聞かせくださいということでしたが、今るるお話しいただいたので、これは結構です。

私はまた違う視点で申し上げるのであれば、本市で土地などを造成して躯体等を建設すると思いますが、ぜひかさ上げをしてからやっぱり建設するべきだと思います。これはこういった躯体にかかわらず、一般住宅の許認可なんかでも、やっぱり海拔が低い本市でありますので、そういうことをよく考えた上で躯体工事許可などを出されたらどうか、これは提案でございます。よろしく願いいたします。

それでは、次の項の質問です。柳川市先進教育都市宣言、その後の市長部局との協議についてお尋ねします。

この都市宣言の提案については、昨年9月議会の一般質問で私が提案をさせていただきました。教育長より、大変ありがたい提案である、ビジョンを持って教育活動を進めていくことは重要である。市長より、これからの柳川市にとって大事なことである、前向きに考える。

あれから1年、その後の部局内の協議内容について説明をお願いいたします。また、スケジュール等が分かればお教えください。

学校教育課長（古賀 洋君）

立花議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1年前に立花議員から御提案をいただきました先進教育都市宣言につきましては、大変ありがたい御提案をいただいたというふうに感じております。都市宣言については、既に本市で非核・平和都市宣言のように議員提案で議決されたものが6件ございます。御提案いただいたときに、この都市宣言と同様の手続が必要であるのか、市教育委員会が都市宣言を議会に提案することができるのか、こういったことを協議したところでございますが、これについては特段の定めがないということでありましたので、まずは市教委のほうで形をつくり、改めて実現方法については協議したいというふうにご考えておるところでございます。

また、この宣言につきましては、従来のように議会で議決をいただく都市宣言という形にするのかを含め、制定後の周知、活用等も視野に入れて検討をしていきたいというふうにご考えております。できれば年度末までに形が見えるようにしたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

1年ありましたので、私は十分庁舎内協議がいただけたのかなと思って、そういうことであれば、ぜひ年度内にいろいろ姿が見えるようお願いいたします。

私も去年9月に一般質問しましたので、言いつ放しじゃいけないと思ったから、去年の年末に教育に熱心な都市宣言の思いを伝えるべく、骨子案の主旨を教育委員会にお持ちしました。ですから、それを見て検討していただければありがたいかなと思っていただけてございますので、そういった思いもぜひお酌み取りいただいて、ぜひ年度末までにある程度の流れをお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

じゃ、次の質問ですが、この質問は昨日の三小田議員、橋本議員の質問とかぶりますので、割愛します。内容は適正規模・適正配置の答申後のスケジュールについて聞きたいということでしたが、当初、今年と来年、2年間にわたって計画を立案するということでしたが、昨日の回答では今年度中にスピード感を上げてやるということだったので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、その答申までの経過についてお尋ねしたいと思います。

実は私、足かけ約10年間、小学校、中学校のPTAの役員を仰せつかって、この3月に退任したわけですが、退任した後にこの答申案が出たということで、特に、北ブロックの小・中学校のPTA関係者からちょっと尋ねられたんですが、受益者である保護者より、一連の答申案が出るまでの経過や報告が全くPTA連合会あたりから落ちてこなかったと。そして、どういうふうに動いているのかという疑問が多く寄せられました。一番の受益者は生徒と保護者であって、学校再編の問題は非常に大切な問題であると私は考えるところです。なのに、決まった後から聞かされても理解できない部分が多い、そのような御意見を保護者から多く

聞きました。決まったことですから私も言うつもりはありません。今後はガラス張りで、受益者である各保護者や子供たちを持つ親に、この再編に向けての流れを定期的にフィードバックしていただくようお願いしたいと思っております。

この件は結構です。

次の質問です。G I G Aスクール構想についてお尋ねします。これも保護者の疑問や情報からの質問になります。

このG I G Aスクール構想は、本来、時間をかけながら、I Tリテラシー教育の充実を図りながら授業に反映していくことだと私は理解していました。タブレット端末の用途についても、学校授業でのツールであると聞いておりました。一昨年の秋に萩生田文科大臣がそういう内容、骨子をきちっと説明されております。しかし、昨年来、コロナ禍になり、急遽前倒しで配備計画がされ、今日に至っているとの認識であります。

本市では導入に先駆けて、全保護者にW i - F i環境のアンケートを取られましたよね。その中では、既にW i - F i環境の整備がある御家庭、今から整備する御家庭、整備できない御家庭があると識別できます。実際、整備状況の取りまとめはされているのでしょうか。保護者の中には経済的な不安を感じている方がいらっしゃいます。具体的に言いますと、スマホ等の環境とは別に、御自宅でW i - F i環境を整備しなければいけない、このようなことにももしかしたらなるのかなという質問が私に寄せられました。

タブレット端末の配備は本来の目的と違い、リモート授業での使用が中心のような印象が現在は先走りしているように感じていますが、この件についてもお考えをお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、家庭におけます通信環境の整備状況でございますが、議員おっしゃるとおり、アンケートを取らせていただきまして、大まかな状況をつかんだところで、実際にタブレットを家庭に持ち帰りまして、通信ができるのかどうかという形で接続テストを行いまして、対策を考えるようにいたしておりました。間もなく全ての学校で持ち帰りテストが終わるところでございますが、これまでのところの感じでございますけれども、通信環境がない家庭は、児童・生徒数に対しますと約1割ぐらいはあるのではないかというふうに見込まれております。兄弟児等の関係もございますので、精査しないと分かりませんけれども、恐らく300から400の世帯で通信環境が確保できないのではないかというふう考えているところでございます。

次に、タブレット端末の配備が本来の目的に反してリモートのオンライン授業が中心のような印象が先走りしているというふうな御指摘をいただいておりますが、私どもも現場におきまして議員のおっしゃる御意見と同じような感じを持っているところでございます。国が整備計画を前倒した際に、コロナ禍において児童・生徒の学びを止めないためにオンライン授業に利用できると、こういう理由づけをしたこともありまして、そういったイメージが

先行しているという部分は確かにございます。また、ここに至ってコロナの感染拡大に伴いまして、国のほうも持ち帰りでの活用を推奨するような姿勢を示しておるところでございます。

このタブレット端末の家庭での活用につきましては今後考えていくことでございますけれども、学級の児童・生徒全員がオンラインで授業を受ける、こういうのはまさに非常事態の対応でございまして、本来想定された使い方ではないというふうに考えております。しかしながら一方で、このコロナ禍の中で子供の学びを止めないために、学級閉鎖等で対面授業ができない場合には、こうしたリモート授業、オンライン授業を行っていくということも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

情報を共有できました。ありがとうございます。

あと質問はありますが、ちょっとまとめて、もう回答は結構ですが、これも保護者からの意見です。小学校1・2年生の保護者より、実際、リモート授業が自宅で実践される場合は基本的に平日の日中になると思いますよね。お父さん、お母さんは働いています。子供たち、特に低学年の1・2年生が一人でタブレットを開いて、ログインして、パスワードを入れて、立ち上げて対応できるのか、そういうレベルまでいっているんでしょうかという御質問がありましたし、実際、学校の先生方もそこまできめ細かいところまでスキルアップされている現状があるのかなという、僕はちょっと疑問があります。

ですから、今後はまず先生方のITリテラシーを上げていただいて、しっかり身につけた中で、柳川流の子供たちの学びの中にこういったタブレットを導入していただきたいと、そういうことをお願いしたいと思っております。

じゃ、この質問は終わります。

最後の質問です。ちょっと時間がありません。市長、すみません。

今回は柳川のこれからのまちづくりというテーマで質問してまいりましたが、柳川市の未来のために我々が直面している問題とは何でしょうか。ぜひ市長の思いをお聞かせください。

市長（金子健次君）

立花議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、目の前の問題としては、新型コロナウイルス感染症対策ではないかと思えます。

1つは、ワクチン接種の推進に当たりましては、任意接種ではありますが、接種率を高めることにあります。国がまた3回目のワクチン接種、ブースター接種に取り組むなら、本市としても着実に進めていくための準備をしていかなければならないと思っております。国や医療にはコロナが怖い感染症でなくなるよう、治療薬の開発も期待をしております。

もう一つは、集団免疫の獲得は難しいという専門家もおられる中で、マスク、手洗い、3

密の回避、基本的な感染防止対策を徹底することではないかと思えます。市の事業では当然のこと、市民や市内の事業所でも徹底をお願いしていき、コロナ禍の難局を乗り切っていきたいと思えます。

コロナ終息後についてですが、世界はコロナ前の元のとおりにはならないと言われております。コロナ禍の中で、逆に、GIGAスクール、教育のICT活用は早まりました。ピンチをチャンスに変えて、これを好機と捉えまして推進していかなければならないと考えます。

また、働き方も変わりました。通勤を必要としない企業に働く若い世代を柳川に呼び込むチャンスでもないかと思えます。そのためには子育てしやすいまちにすることが重要であり、子育て世代の要望をしっかりと捉え、施策を展開していきたいと考えております。

令和4年、来年4月に新しい子育て支援拠点施設を開館予定であります。子育てアドバイザーを増員するなど、今後、この施設を子育て支援の拠点といたしまして、さらに事業の拡充を図っていきたいと考えております。子育て世代に子育てに優しい柳川と感じてもらい、定住や転入促進につなげたいと考えているところです。

私の使命は、人口減少に負けない持続可能な柳川のまちづくりのため、柳川の持つ魅力をさらに高め、住み続けたいまちにして、未来を担う次世代につないでいくことだと考えています。

最後に、私たちの日常生活や命を守るために懸命に尽くしてくださっている医療従事者や福祉の方、保育所の方、行政や物流や交通、ライフライン事業等に働く人等のエッセンシャルワーカーの皆様には心から感謝を申し上げまして、御質問の回答とさせていただきます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。これからの4年間、どうぞ引き続き柳川市の引率者として、責任者として御指導をお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時31分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

第4順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

す。

最初に、お礼を言わせていただきます。地域の住民の皆さんが大変に喜ばれております。それは主要地方道の久留米柳川線にあります矢加部信号交差点のところに、車が歩道に突っ込まないように、今回、縁石をつけていただきました。これで安心して子供たちも学校に行けると喜んでおられます。なお一層、市民の安全・安心のために御配慮をよろしく願います。

コロナ終息が全く先が見えません。福岡県の緊急事態宣言下の中で、小・中学校の授業は短縮授業が続いております。中学3年生の皆さんは高校受験を前にして不安は募るばかりと思います。さらには中学3年生をお持ちの保護者の皆さんの苦労も並々ならぬものがあると思います。心からお察しします。

私は今回の一般質問では、最初に、学校でのコロナ対策、次に、農家の皆さんの長雨被害は、さらに、大和町が過疎地域に指定されて、最後に、有明海沿岸道路への誤った進入防止策は、以上4点を通告させてもらっております。

あとは自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

最初の質問であります。学校でのコロナ対策についてであります。

例えば、生徒さんがコロナにかかれた結果、陽性と判明された、あるいは生徒さんが濃厚接触者となられた、このような場合は学校を休校にされる場合とクラス閉鎖をされる場合がありますが、その基準があるものでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校の児童・生徒で陽性者が確認をされた場合は、保健所によります疫学調査等が行われまして、陽性となった方の行動、接触した人、こういったものを調べて、検査の対象となる方を特定してまいります。この保健所の調査が終わるまでの間は学校を開くことができませんので、学校全体を臨時休校といたしております。この期間につきましては、保健所の調査がどれぐらいで終わるかという調査日程との兼ね合いもございまして、保健所と協議して決めさせていただいているというような現状でございます。

学級閉鎖につきましては、学級全体が陽性となった児童・生徒と接触をいたして、保健所の調査で濃厚接触者であると、このように指定されまして、全体が登校できない場合に行っているというような状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、それを決めるのは、決定権者は校長先生ではないということでございますかね。

学校教育課長（古賀 洋君）

臨時休業、休校、それから、学級閉鎖の判断でございますが、保健所の見解、学校医の助言、こういったものを踏まえまして、学校と協議しながら、最終的には委員会のほうで法に基づきまして学校の全部、または全体の休業、この要否を判断いたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

分かりました。

新聞記者との発表では、学校名や人数などは非公開とされておるようであります。人数は発表されるのかな。

一方で、じいちゃん、ばあちゃんが病院とかでよく、おりげん孫どんなくさん、コロナで今学校休みげなばんちいうて、そういう状態なんですね。当局は伏せておるけれども、実際にはどここの学校がせんかふうで休みげなど。それでも、やっぱり教育委員会としてはかたくなに非公開を貫くべきでしょうか、どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、学校で児童・生徒等のコロナウイルス感染が確認されて、学校全体の臨時休業、あるいは学級閉鎖を実施する場合は、小学校、中学校の校種、小学校か中学校かどうか、それから、対象期間、こういったものを公表しております。さらに、感染拡大が懸念される場合を除きまして、要はクラスター等に認定される場合を除きまして、感染された方の特定につながる学校名、性別、お仕事、職種ですね、小学生だったり中学生だったりというふうなことは公表をしておりません。児童・生徒であるか否か、教職員であるかを含めて公表をいたしておりません。

近隣でも学校名を公表している自治体も一部はございますが、多くの自治体は公表していないほうだというふうに感じております。

本市がこうした情報を公表しない理由について少しお話をさせていただきます。

本市でも当初は学校名を公表したことがございました。しかし、公表後すぐ学校に対しまして、陽性者に関する情報を尋ねる問合せが殺到するとともに、様々な憶測が校区の中、それから、校区外でも飛び交うというふうな結果になりました。このことは対応に追われる学校に負担をかけますとともに、地域も含めまして多くの人に不快感を与えるというふうな結果になってしまいました。このときの対応については、私どもも深く反省をしているところでございます。

学校の休校等の情報につきましては、感染予防の啓発といった面もある一方で、提供する情報が偏見や差別の原因となる面も有しております。現状でも陽性者となった人が所属する学校の児童・生徒全てが濃厚接触者であるかのような言動をされる、こういった声もお聞きするところでございます。

このように、公表に当たっては、不安の軽減、感染予防、感染拡大防止という面と感染者の皆さん方の生活を確保するための人権上の配慮との両立という非常に難しい問題に対応していく必要がございます。教育委員会におきましては、感染した児童・生徒及び教職員やその家族、当該学校への差別、偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることのないように、感染者や当該家族等の人権を尊重し、まずは教育委員会が陽性となられた方のいる学校に対し、不安を募らせるような対応をしないように、個人情報、プライバシー情報の保護に最大限配慮して公表するという立場を取っております。

なお、当然のことながら、感染者が出た学校につきましては施設の消毒等を行いまして、感染予防、感染拡大防止に努め、学校から感染拡大をしないように最大限努力をいたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

分かりました。

それでは、今までに学校の生徒さんなり、あるいは先生方で陽性者が出たことで、PCR検査をほかの生徒さんにされたことはありましょうか、どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校におきまして児童・生徒等の感染が確認された場合につきましては、保健所が感染者本人の行動履歴等のヒアリング、それから、必要な情報を集めまして濃厚接触者の特定等を行います。また、濃厚接触者に該当される方には検査の勧奨、健康観察をお願いしているところございまして、PCR検査につきましては保健所が行政検査として無償で行いまして、学校におきましてもこの対象となりまして、これまでも実施されたことはございます。学校及び教育委員会は保健所のこのような活動に協力して、一緒に対応に当たっているというふうな状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、PCR検査をされたことがあるという答弁でしたが、検査は3分間、判定は遅くても3日以内に本人に郵送されるということになっておるそうでございますが、今回、学校でされたときに本人に直接その結果を郵送されて、陽性だったとか陰性だったとかの通知があったのか、あるいは教育委員会のほうに通知が行って、Aさんはどうやった、Bさんはどうやった、どういうことで知らせがあったのでしょうか、お伺いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校の場合、こういった検査が行われた場合、検査で陽性となられた方については保健所から直接御本人さんのほうに、保護者さんのほうに連絡が行くというふうな対応になっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり本人に直接行くというわけですね。決して学校なり、あるいは教育長なりに来てから、それを本人に知らせるとのことやないということですね。分かりました。

現在まで学校閉鎖と学級閉鎖は柳川市内では延べどれだけあったのか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

全国一律の休校がございました、それ以降、本市では延べで休校が4回、学級閉鎖が3回となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

特に、コロナが学校内で起きるとすれば、先生たちが消毒をしたり、ノブをずっと拭いたり、大変なようでございますが、その努力に対して心から敬意を申し上げます、この問題は終わります。

次に、2番目であります。農業の長雨被害でございます。

市内には1,100か所の水門があります。水門を守っていただく管理人さんは700人おられます。まず、管理人さんに対し、心から日頃の活躍に感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

両開では8月10日から2年ぶりにブドウ狩りが開かれるようになっていました。楽しみにされていた方もたくさんおられたようであります。ところが、翌日の11日から長雨となりました。結果、相当の被害が出たようであります。生産者の嘆きはいかばかりかと思えます。また、大豆、オクラなど被害も大きかったようで、農業被害額を種類別に教えてください。

農政課長（木下 隆君）

御質問の農業被害額を作物の種類ごとにお答えします。

まず、水稲が3,327千円、大豆が377,960千円、ナスが9,960千円、イチゴが2,500千円、アスパラガスが6,965千円、オクラが7,086千円、ブドウが1,073千円、イチジクが3,063千円、畜産の被害が27,134千円、合計で439,068千円となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

福岡県内の被害総額が215億円、そのうち農業被害が58億円と報道をされております。この大きな被害に対して、国の支援策はどうなっているのか、伺います。

農政課長（木下 隆君）

農作物の被害についての支援は、農業者自身で加入をしていただきます農業共済や収入保険の共済金、給付金の補填だけとなっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。国の施策はほとんどないということですね。

ただでさえ農業の後継者は少ないと聞きます。高齢者がやっと守られているのに、待ちに待った収穫の時期になってこれでは、ますます農業の衰退がひどくなるばかりと危惧するものであります。市の対応を伺いたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

先ほどお話をしました被災農家が早期に農業経営を再開できるように、農業共済金の早期支払い、それから、大豆の農業共済金算定の際の基準単収が近年の災害分が反映され低下しているため、十分な補償額とならないため、算定方法の見直しなどを農業共済に対して要請を行ったり、被災項目でございます農業機械・施設災害復旧支援事業などの申請などの支援を国や県などへ速やかに行きまわりたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

重ねて今の答弁に加えさせていただきたいと思います。

去る9月8日、農林水産省の野上農林水産大臣が福岡に入りました。それで、本県も服部知事、そして、秋田県議会議長、また、久留米市でありましたので、6区の鳩山衆議院議員、国土交通大臣政務官でございますけど、それとあわせまして、久留米市長、八女市長と私、また、JA柳川の新谷組合長、県南のそれぞれの組合長さんたちもおいでいただきまして、そこで要請をいたしました。

今、木下課長が申し上げたように、農業共済の制度そのものが5年間の平均でやるわけですが、そのうちに上と下を切ってしまって、3年間で平均をするという単位収量で決めるということで、今日、毎年災害が起きているという形の見直しをしてもらいたいと、災害の年の分は除いてもらいたいということで要請をしたわけですが、それについてはすぐ回答が返ってきて、改善するような方向にいたしますということで、それは私にも発言の機会を与えていただきましたし、新谷組合長も同時にそのことについて触れられました。朝の質問の中でもありましたように、大豆の生産量は全国第3位でございます。全国3位で、福岡県の中は第1位、フクユタカがありますので、その分の補償については、今後こういう形で災害が毎年あるとなれば共済制度の見直しをぜひやっていただきたいということが1点目。

2点目に、我がまちのことも少しだけパネルを使って、事前排水の問題ですね、事前排水について、本市は掘割が930キロもありますという形において、一定、ダム的な分がありましたけど、今回の雨というのはそういうことでできなくて、先行排水についての効果は十分あったということで、これも一つの参考になると思いますので、ぜひ大臣も進めていただけ

ればというふうにお話をいたしました。何分、急に排水機場というような形がすぐできませんので、そういうことを含めて大臣のほうに報告をいたしましたところでございます。

以上がそのことでじかにお話ができましたので、そういうことで考えてくれたというふう
に思っています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

特に、近年の自然災害はひどくなるばかりであります。城島町青木島でアスパラガスを育てて、三瀨町のみづまの駅や城島町のよらん館に品物を出してある人が言ってありました。31歳の方です。脱サラして、おやじの後を継いだと。米、麦、大豆、アスパラガスを作っております。今度のお盆前の大雨で、アスパラハウスは深さ70センチメートル水につかってしまいました。しかも、何と5年連続の水害だそうですよ。あの久留米市城島町青木島の方がおっしゃってありました。5年連続というのは、ほんなごて心が折れるですね。本当に驚きです。

そんなこんなで、既に想定外だったでは済まされません。異常気象が当たり前になっている状態であります。この質問に何か答えがありましたらお願いいたします。

市長（金子健次君）

恐らくこの異常気象というのは、線状降水帯も毎年やってくると私は思っています。今、温暖化によって、台風14号が中国地方にありますけれども、あしたあたりにはまた右に曲がって旋回をしていくということで心配をしております。

いずれにしても、そういう生産者が意欲を失うような形、仮にそういう災害があっても補填をできるような制度そのものを私もこれからも努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれもよろしくお願いいたします。

少なくとも農業をされている長男の方は農業で食っていけるような、そんな農業政策に変えていかないと、誰が百姓を継ぐ者がおりますか。廃れるばかりですよ。ところが、どうですか、新谷議員もさっき言いよりでしたが、米の値段は下がるばかりと。また下がるとおっしゃっている。お百姓さんは本当に泣いておられます。農業を守る、お百姓さんを守る、そんな農業政策に本腰を入れてやっていただくよう、さらに国への要請をお願いしまして、この問題は終わります。

第3の項に入ります。大和町が過疎地域に指定されてであります。

市はこのことに対して、よかったと喜んであるのか、しょんのかたんと思ってるのか、

精いっぱい努力しているのに過疎地域になるとはと嘆いておられるのか、お伺いをいたします。

総務部長（平田敬介君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

過疎法につきましては平成12年度に施行されて、令和2年度末に期限を迎えるという前の過疎法から、新たな過疎法が検討されているということを聞いていました。その中で、合併前の市町村の一部が指定される一部過疎地域に旧大和町が要件を満たすかもしれないと、そういう連絡が昨年末、12月に福岡県からあっておりました。その後、実際に令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新しい過疎法が施行されて、旧大和町が一部過疎の指定を受けたということになりました。

過疎法という名前は聞いたことがありましたけど、大牟田市とかみやま市とか、過疎法の指定を受けてあるなというぐらいで、指定の基準、要件、そういった詳しい内容は分かっておりませんでした。まして柳川市が指定を受けるということは考えてもおりませんでしたので、過疎という言葉の持つマイナスのイメージも頭をかすめまして、また、正直びっくりしたというのが感想でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私は大和町が過疎地域に指定されたことを聞いて、本当に正直驚きました。今答弁があったように、市のほうも私と同じような考えであったということを知って、溜飲が少しは下がりました。

私は毎年、大和町のほぼ一件一件、全戸を議会報告書を持ってポスティングしております。ところが、大和町のどこも、ほんなごて過疎地になったなというような空気は全くありません。活気もありますよ、大和町は。空き家だってそげんな目立ちません。過疎地域に指定されたのは何が大きな原因だったのかと、市のほうで分析をされておられれば伺います。

総務部長（平田敬介君）

なぜ大和町が過疎地域に指定されたのかということですが、今年度からの新過疎法の指定の要件を申し上げます。

指定の要件には人口要件、それと財政力要件、双方の要件を満たす必要がありまして、人口要件になりますと幾つか対象になる要件がありまして、長期の人口減少率、また、中期の人口減少率、そういったものに該当するかということですが、本市大和町の地域が該当したのは中期の人口減少率といいまして、25年間の人口減少です。平成2年と平成27年を比較したときの人口減少率が21%以上減っているという団体が人口要件に該当するということになりまして、旧大和町はちょうど20.58%と、切り上げて21%ということで、ぎりぎりに該当する要件だったということになります。これを人数で申しますと、平成27年の旧大和

町の人口があと26人多かったら人口要件には該当せず、過疎指定にはならなかったという人口要件でございます。

もう一つが財政力要件で、これは平成29年度から令和元年度までの3年間の財政力指数の平均が一部過疎の場合は0.64以下が対象と。本市の場合は0.46という数値でしたので、この2つの要件が当てはまったということで指定を受けたということであります。

しかしながら、旧柳川市、旧三橋町も見てみますと、人口減少率を計算しますと、旧柳川市で18%の減少、旧三橋町は5%の減少ということで、市全体でも16%の減少率ということになっております。

そういう人口減少の大きな要因はといいますと、これは市全体で言えることですが、毎年、転入する人より転出する人が多いと。いわゆる社会減が続いているということで減ってきているということになります。先ほど新谷議員の質問の中に人口ビジョンの話がありましたけれども、平成24年度から平成29年度までの6年間で、男性の15歳から24歳の転出が多くなっております。女性は20歳から29歳の転出が多くなっておりまして、市外の学校への進学、卒業後の就職、結婚、そういったことによつての転出のほうが多くなっていると、そういったことで人口減少が続いている、それが原因かと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

過疎債が入ってくるようになって、財政的に潤う、よかったと喜んでいるようでは、さっきも言いましたように駄目だと思います。そうなったら柳川市の前途はありません。何としても過疎地域返上の姿勢で大和町を発展させるという強い強い気持ちを持っていただきたいと思えます。

私が議会報告書を配って多くの方から言われたのは、大和町を変えてくださいという声を何人もの人から聞きました。市長、どうでしょうか、強い決意をよかったらお願いします。

総務部長（平田敬介君）

最初から続けて、私のほうから答弁させていただきたいと思えますけれども、議員が言われますとおり、今回の一部過疎指定を受けてよかったと、そんなつまらないことは決して思っておりません。柳川がどう発展していくか、旧大和町、柳川市、三橋町、柳川市全体がやはり活気があるまちになってほしいという思いで私たち職員一同、頑張っているつもりであります。

これまでも人口減少の抑制をする、定住を促進する、子育て世代の支援をする、いろんな施策を試行錯誤しながら行ってきました。しかしながら、今回、過疎指定となった事実は現実として受け止めた上で、やはり国、県の支援を受けながら事業を進めて、大和町の過疎からの脱却、持続的な発展と、そういうのを目指していかなければならないと強く思っているところです。

以上です。

市長（金子健次君）

大和町の脱却については最善の努力をしなければなりません、先ほど部長が答弁したように、旧柳川市についてもグレーゾーンなんですね。もうちょっとあれば過疎地域に指定されるということで、三橋のほうはなりませんけど、そういう状態になっていますので、いずれにしても、柳川市としてはそうならないような努力をしていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

特に、柳川市を出ていかれて、関東、関西、あるいはよそで働いている人、その人の嘆きは大きなものがあります。柳川はそげん廃れととつかんと、何人もの人からメールをもらったり、電話をいただきました。今はニュースは早いですよ。瞬く間に、全世界に一瞬のうちに広がるわけであります。どうか市長としても精いっぱい、柳川市が発展すると同時に、こういうふうで大和町が過疎になった、これではいかんと本腰を入れてこの件に取り組んでいただくことをお願いして、この問題は終わります。

最後になります。有明海沿岸道路への誤った進入防止策はであります。

歩いていたり、自転車での進入が後を絶たないということが新聞に載っておりました。この問題に対して、市としてどのような対策をされたのか、伺います。

都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

有明海沿岸道路の徒歩や自転車での誤った進入を市としてどのような対策をしているかという御質問ですが、柳川市では有明海沿岸道路への誤った進入対策は特に行っておりませんが、道路管理者であります国土交通省有明海沿岸国道事務所で徒歩や自転車、排気量125cc以下の二輪車の通行禁止の大型看板を各インターチェンジ入り口に設置し、誤った場合の進入対策が講じられておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

これは言うまでもなく命に関わる問題であります。また、認知症の方が恐らく誤って入っただろうと思うわけですね。当たり前の人なら大体入らないと思うわけですが、しかし、柳川市民としてもやっぱり見逃すわけにはいきません。広報等でしっかり周知すべきではないでしょうか、どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

有明海沿岸道路への誤った進入は命に関わる問題であり、広報等でしっかり周知すべきではないかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり命に関わりますので、道路管理者

であります有明海沿岸国道事務所と協議、連携し、柳川市の広報紙やホームページでの周知を行い、誤った進入対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それと同時に、飲酒運転がなかなかなくなりませんね。あの人は酒飲んで運転しよらすごたるばんといううわさをよく耳にします。でももう、警察に言うのはのうとためらってある方もおられます。しかし、県条例では、そういう人を見つけたらすぐ知らせなさいということになっておるようであります。

事故が起きれば、双方が取り返しのつかないこととなります。有明海沿岸道路への誤った進入にしろ、飲酒運転の撲滅にしろ、市民の協力が不可欠であります。どうでしょうか。

総務課長（武田真治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

矢ヶ部議員おっしゃるとおり、飲酒運転撲滅には地域住民の御協力が不可欠だと考えております。飲酒運転などを発見された場合や疑いがある場合は、ちゅうちょせず警察に通報していただきたいと思っております。その一つの通報が重大事故の防止につながることをと思います。

飲酒運転撲滅につきましては、昨年、柳川警察署から飲酒運転撲滅の啓発をしたいと相談を受け、柳川市の新しい庁用封筒には飲酒運転根絶へのメッセージを入れております。このように、これからも柳川警察署と協力、連携し、地域住民の方々の協力も得ながら交通安全対策や飲酒運転の撲滅に取り組みたいと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

昨日おととい、12日の日曜日、真っ昼間、西鉄電車の矢加部駅高架下の佐賀線跡道路の四つ角の交差点で軽乗用車が横転をする事故がありました。ああいうのを見たばかりで、もう本当に体が震えますよ。あそこは最初から言ったように、見通しが極めて悪い。そして、佐賀線跡道路を通る人は真っすぐですけれども、南北から入っていく人は、地元の人はやっぴりぴしゃっと止まりよるばってん、日曜日やったからかもしれませんが、やっぱりよその人が止まらんでさっと入っている。そして、車が横転ですよ。本当に見通しは確かにあそこは悪かですもんね。大きい事故、小さい事故が多々あっておるようでございます。やっぱり再度警察とも相談されまして、改善策を取る。例えば、ぴかぴか目立つようなことをするとか、何かやっぱり手を打たんことには大変な問題になると思いますから、どうか警察と相談をされまして改善策を考えてもらいたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日15日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日15日は休会としたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日15日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時12分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和3年9月29日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	高
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について

議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について

建設経済常任委員長報告について

- 議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 請願第11号 大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願

教育民生常任委員長報告について

- 議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 請願第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について

決算審査特別委員長報告について

- 議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程(3) 議案の上程について

- 議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第61号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 議案第63号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和３年第６回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、９月２８日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が議案の上程についてで、執行部提出の議案第６０号及び議員提出の議案第６１号から議案第６３号までの３議案を合わせて４議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、４議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論、採決とし、４議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましてはただいまの報告どおりといたしたいと思います。

日程第２ 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程２．各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

９月９日の本会議において当委員会に付託を受けた議案６件について、その審査を終了しましたので、会議規則第１０５条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

１、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、２、執行部出席者、３、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

４ 結果

(1) 議案第４８号 認定

本案は、令和２年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和２年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第51号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「11億4,371万3千円」を追加し、補正後の予算総額を「357億6,206万7千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳入では、市債で過疎地域持続的発展特別事業費の具体的な活用方法、歳出では、国民健康保険対策費で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の条件及び対象期間、塵芥処理費で衣類・毛布回収の今後の再開の見込み及びリサイクルセンターの開設時期と新ごみ焼却施設の開設時期がずれた理由、湛水防除事業費で磯島排水機場補修工事の内容、土木総務費で老朽危険家屋等除却促進事業補助金対象事業の認定要件、災害復旧事業費で農業用施設及び道路施設の災害箇所等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第53号 原案可決

本案は、柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第54号 原案可決

本案は、柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、番号法の一部が改正されたため、必要な改正を行うものであります。

審査の過程で、個人情報を収集する際の取扱い方法等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第55号 原案可決

本案は、柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

10月1日よりコミュニティバスの新ルートが運行開始されることに併せ、各路線でよりコミュニティバスを利用しやすい環境を整備するため、現在1,000円で11枚つづりの回数券を12枚つづりに増加するものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、公共交通利用者が減少するなか、バス事業者が近隣自治体と協力して、利用促進のための無料乗車会を計画しているため条例を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第58号 原案可決

本案は、柳川市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

今年4月に施行された新しい過疎法で柳川市の一部である旧大和町が一部過疎地域として指定されたことに伴い、今後、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するため計画を策定するものであります。

審査の過程で、過疎地域持続的発展計画の今後の進め方、計画を進めるにあたっての地元の声を反映させる方法、パブリックコメント及び各課との協議において出された意見の内容、計画書における旧大和町の位置付け、今後の過疎債の活用可能額及び活用方法等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月7日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件及び9月9日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3の案件につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それでは、結果について御報告を申し上げます。

4 結果

(1)議案第49号 認定

本案は、令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。審査の過程で長期前受金戻入について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第50号 認定

本案は、令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第56号 原案可決

本案は、柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、同条例において固定資産税の課税免除の対象となる固定資産については、適用除外とするよう条例を整備するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第57号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

私有道路の寄附採納に伴う1路線の新規認定、一部市道として通行上機能していない1路線の変更認定、払い下げ及び道路改良工事完了に伴う2路線を認定廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)請願第11号 採択

本件は、大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

9月7日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに9月9日本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、説明のため出席した紹介議員、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1)議案第45号 認定

本案は、令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。
歳入総額「89億5,452万5,671円」に対し、歳出総額「88億2,784万5,586円」で、歳入歳出差引額は「1億2,668万85円」となり、前年度からの繰越金を差し引いた、実質単年度収支は「2,702万6,132円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第46号 認定

本案は、令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億7,566万9,859円」に対し、歳出総額「10億7,219万339円」で、歳入歳出差引額は「347万9,520円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第47号 認定

本案は、令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了し、現在は、その貸付金の徴収及び起債の償還業務を行っており、歳入総額「1,178万8,468円」に対して歳出総額は「60万9,024円」となっております。

審査の過程において、現年元金収入調定額と元金償還額の金額の差について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(4)議案第52号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を行うために、必要な額を調整するもので、歳入歳出それぞれ「30万円」を増額し、補正後の予算額を「87億6,515万5千円」とするものであります。

審査の過程において、一般会計繰入金と交付金との関係について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)請願第10号 採択

本件は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月9日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第44号 認定

本案は、令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「433億9,729万2,452円」、歳出総額「424億2,381万4,473円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「9億7,347万7,979円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「2億1,035万9,546円」を差し引いた実質収支額は「7億6,311万8,433円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、生活保護費返還金の調定額及び収入未済額の現年分と滞納分の内訳、合併特例債の今までの活用額及び今後の活用見込み、民生費負担金の老人ホーム費の不納欠損の理由について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、会計年度任用職員増加の内訳、地域おこし協力隊の人数と報酬額、職員の平均年齢と平均手当、総務費では、市税等のスマホ収納に係る周知方法及び収納後の処理方法、ふるさと寄付金の通信運搬費の契約方法、マイナンバーカード保険証利用の本市の状況、民生費では、コロナ禍における各地区での敬老会事業の内容、保育料収納事務委託料の積算基礎、地域子育て支援拠点事業補助金の事業内容、衛生費では、大和干拓処分場施設管理委託料の積算基礎、労働費では、シルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金の増額理由、農林水産業費では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）及び産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の事業内容、商工費では、新規創業支援補助金の実績、PayPayと連携した消費喚起キャンペーン事業費の利用実績、むつごろうランドの修繕内容、土木費では、中島谷垣開線道路整備事業の土地評価及び物件調査の内容、三橋筑紫橋線都市計画街路事業の進捗状況及び不用額の理由、柳川駅東部土地区画整理事業の弁護士業務委託料の内容、消防費では、消防格納庫敷地の状況、水防費に係る工事請負費の繰越の内容、教育費では、小中学校における現在の不登校の状況及び

教育相談の内容、就学援助対象者の推移、通学路対策事業の充実等について質疑及び意見がありました。

総括では、財政運営における財政調整基金繰入れの考え方、市営住宅家賃の滞納対策、出向く商店街事業補助金及び中島イノベーションセンター管理運営委託料の今後の考え方、新型コロナウイルス感染症の影響で発生した財政負担及び事業が縮小又は中止になったことに伴い減額になった事業費の総額及び収入への影響等質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終了いたします。

議案第48号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第51号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第53号 柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第54号 柳川市個人情報保護条例及び柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第55号 柳川市コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第58号 柳川市過疎地域持続的発展計画の策定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第49号 令和2年度柳川市水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第50号 令和2年度柳川市下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第56号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第57号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第11号 大和町中島地区永田開正登の緊急排水対策 請願について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決をいたします。

本請願は建設経済常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第45号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第46号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第47号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第52号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は教育民生常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第44号 令和2年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第60号から議案第63号までの4議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

まず初めに、議案第60号について提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。提案理由の説明の前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ、提案した全ての議案につきまして先ほど御承認をいただきました。ありがとうございました。

また昨日、国の緊急事態宣言の解除の方針を受け、福岡県から緊急事態宣言の解除と今後の対応について示されたところです。10月1日から解除となりますが、まだまだ感染がなくなったわけではありません。冬に向けて第6波が予想されております。本市においても引き続き気を引き締めて、新型コロナウイルス対策に取り組んでまいりたいと気持ちを新たにしているところでもございます。

それでは、日程3、議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

概要を申し上げますと、令和3年8月14日午後1時53分頃に発生した柳川市大和町塩塚1144番地の建物火災に出動中の柳川市消防団第14分団ポンプ自動車は国道208号塩塚セブンイレブン南側付近に停車していた普通乗用車の後部に衝突し、相手方の車両を破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を1,106,250円と決定し、相手側と示談を行おうとするものであります。

なお、決定した損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填されます。

以上、御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第61号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第61号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年12月に設置された議会改革特別委員会で議員定数について検討した結果、社会経済情勢の変化や本市の厳しい財政状況及び人口減少等を勘案して、議員定数を2名削減し、19人とする事で協議が調ったため、議員定数条例の一部を改正しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第62号について提案理由の説明を求めます。

17番（白谷義隆君）（登壇）

議案第62号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域経済にも大きな影響が及び、来年度も地方財政は財源不足が避けられない厳しい状況に直面をしています。このような中でも、地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、防災・減災、雇用の確保など、喫緊の課題に迫られ、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策など、将来に向けた財政需要に見合う財源が求められるため、国に財源の充実確保を強く要望する意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただきますようお願いしまして、提案理由といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第63号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第63号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について採択されたことを受け、教育民生常任委員会全員で提出するものです。

子供の豊かな学びや学校の働き方改革の実現のためには、現場では以前は公平性の教育から個々の教育、多様性が求められ、教職員定数改善が不可欠であり、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、そして、子供たちの豊かな学びを保障するため、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、4議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第61号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

それでは、本案について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第62号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、本案について討論を行います。討論をされる方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第63号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 新 谷 信次郎

柳川市議会議員 緒 方 寿 光